第七十七回国会　衆議院　社会労働委員会議録　第十三号

昭和五十一年五月二十日（木曜日）

午前十時二分開議

出席委員

委員長　熊谷　義雄君

理事　住　栄作君　理事　竹内　黎一君

理事　戸井田三郎君　理事　葉梨　信行君

理事　山下　徳夫君　理事　枝村　要作君

理事　村山　富市君　理事　石母田　達君

伊東　正義君　大野　明君

大橋　武夫君　加藤　紘一君

瓦　力君　小林　正巳君

菅波　茂君　田川　誠一君

高橋　千寿君　中山　正暉君

野原　正勝君　羽生田　進君

橋本龍太郎君　粟山　ひで君

山口　敏夫君　金子　みつ君

島本　虎三君　田口　一男君

田邊　誠君　多賀谷眞稔君

森井　忠良君　八木　昇君

田中美智子君　寺前　巌君

大橋　敏雄君　岡本　富夫君

小宮　武喜君　和田　耕作君

出席国務大臣

労働大臣　長谷川　峻君

出席政府委員

労働政務次官　石井　一君

労働大臣官房審議官　吉本　実君

労働省労働基準局長　藤繩　正勝君

労働省職業安定局長　遠藤　政夫君

労働省職業安定局失業対策部長　石井　甲二君

委員外の出席者

厚生省社会局更生課長　金瀬　忠夫君

労働省職業安定局業務指導課長　望月　三郎君

自治省行政局公務員部公務員第一課長　鹿児島重治君

社会労働委員会調査室長　濱中雄太郎君

委員の異動

五月二十日

辞任　補欠選任

稲葉　誠一君　多賀谷眞稔君

同日

辞任　補欠選任

多賀谷眞稔君　稲葉　誠一君

五月十九日

保険料、初診料及び入院費の引上げ反対等に関する請願（寺前巌君紹介）（第五五二八号）

柔道整復師法の一部改正に関する請願（登坂重次郎君紹介）（第五五二九号）

歯科診療報酬引上げに関する請願（永末英一君紹介）（第五五三〇号）

旧満州報国農場隊員戦死者の援護に関する請願（片岡清一君紹介）（第五五三一号）

同（住栄作君紹介）（第五五三二号）

母性の保護強化等に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五三三号）

雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（川俣健二郎君紹介）（第五五三四号）

新鮮血対策の確立に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五三五号）

保育事業振興に関する請願（米原昶君紹介）（第五五三六号）

老後保障としての婦人年金制度改善に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五三七号）

母性の社会保障に関する請願（米内山義一郎君紹介）（第五五三八号）

同（田中昭二君紹介）（第五五七八六号）

結核患者の医療保障等に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五三九号）

身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（金子みつ君紹介）（第五五四〇号）

同（和田耕作君紹介）（第五五四一号）

同（寺前巌君紹介）（第五五七八七号）

健康保険制度の改悪反対に関する請願（森井忠良君紹介）（第五五四二号）

同（和田耕作君紹介）（第五五四三号）

同（寺前巌君紹介）（第五五七八五号）

医療制度等の改善に関する請願（稲葉誠一君紹介）（第五五四四号）

同（島本虎三君紹介）（第五五四五号）

各種障害年金制度改善に関する請願（枝村要作君紹介）（第五五四六号）

同（金子みつ君紹介）（第五五四七号）

同外一件（川俣健二郎君紹介）（第五五四八号）

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう治療費の保険給付取扱いに関する請願（下平正一君紹介）（第五五四九号）

同（中村茂君紹介）（第五五五〇号）

同（原茂君紹介）（第五五五一号）

風疹ワクチンの製造に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第五五五二号）

同（中路雅弘君紹介）（第五五五三号）

政府関係法人における労働条件改善等に関する請願（金瀬俊雄君紹介）（第五五五四号）

同（佐野進君紹介）（第五五五五号）

全国一律最低賃金制確立等に関する請願（中澤茂一君紹介）（第五五五六号）

准看護婦制度の廃止に関する請願外二件（田口一男君紹介）（第五五五七号）

同（三浦久君紹介）（第五五五八号）

医療保険制度の確立に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第五五五九号）

同（庄司幸助君紹介）（第五五六〇号）

同外八件（田口一男君紹介）（第五五六一号）

同（津川武一君紹介）（第五五六二号）

同（中路雅弘君紹介）（第五五六三号）

同（山田太郎君紹介）（第五五六四号）

同（米原昶君紹介）（第五五六五号）

同（金子みつ君紹介）（第五五六六号）

同（中村重光君紹介）（第五五六七号）

同（寺前巌君紹介）（第五七八八号）

同（田口一男君紹介）（第五七九五号）

保育所の父母負担軽減に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五六八号）

ダンプカー運転者の生活保障に関する請願（久保三郎君紹介）（第五五六九号）

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（有島重武君紹介）（第五五七〇号）

同（中村重光君紹介）（第五五七一号）

同（和田耕作君紹介）（第五五七二号）

同（新井彬之君紹介）（第五七八二号）

同（佐野進君紹介）（第五七八三号）

同（米原昶君紹介）（第五七八四号）

健康保険法の改正反対及び医療制度の改善に関する請願（有島重武君紹介）（第五五七三号）

同（佐々木良作君紹介）（第五五七四号）

同（堀昌雄君紹介）（第五五七五号）

准看護婦制度廃止に関する請願外九件（伊藤宗一郎君紹介）（第五五七六号）

同外一件（臼井莊一君紹介）（第五五七七号）

同（小澤太郎君紹介）（第五五七八号）

同（小沢辰男君紹介）（第五五七九号）

同（大竹太郎君紹介）（第五五八〇号）

同（大西正男君紹介）（第五五八一号）
同外九十六件（奥田敬和君紹介）（第五五八二号）
同（奥野誠亮君紹介）（第五五八三号）
同外十七件（海部俊樹君紹介）（第五五八四号）
同外四十三件（粕谷茂君紹介）（第五五八五号）
同外一件（川俣健二郎君紹介）（第五五八六号）
同外三十五件（久野忠治君紹介）（第五五八七号）
同外六件（鯨岡兵輔君紹介）（第五五八八号）
同外四件（小山省二君紹介）（第五五八九号）
同外二十件（近藤鉄雄君紹介）（第五五九〇号）
同（左藤恵君紹介）（第五五九一号）
同（斉藤滋与史君紹介）（第五五九二号）
同外百五十二件（三枝三郎君紹介）（第五五九三号）
同外三件（島本虎三君紹介）（第五五九四号）
同外三十件（菅波茂君紹介）（第五五九五号）
同外五百二十件（田中龍夫君紹介）（第五五九六号）
同（高橋千寿君紹介）（第五五九七号）
同外三件（谷垣専一君紹介）（第五五九八号）
同外十七件（地崎宇三郎君紹介）（第五五九九号）
同外四件（中山正暉君紹介）（第五六〇〇号）
同外八十五件（丹羽兵助君紹介）（第五六〇一号）
同（葉梨信行君紹介）（第五六〇二号）
同外一件（濱野清吾君紹介）（第五六〇三号）
同外二十件（福田篤泰君紹介）（第五六〇四号）
同外百四十九件（藤波孝生君紹介）（第五六〇五号）
同（保岡興治君紹介）（第五六〇六号）
同外百二十五件（松野頼三君紹介）（第五六〇七号）
同（森井忠良君紹介）（第五六〇八号）
同（和田耕作君紹介）（第五六〇九号）
同外二十二件（渡辺栄一君紹介）（第五六一〇号）
旧満蒙開拓青少年義勇軍関係者の処遇改善等に関する請願（荒木宏君紹介）（第五六一一号）
同（伊藤宗一郎君紹介）（第五六一二号）
同外一件（受田新吉君紹介）（第五六一三号）
同（内田常雄君紹介）（第五六一四号）
同外一件（小沢辰男君紹介）（第五六一五号）
同（小沢貞孝君紹介）（第五六一六号）
同外三件（大西正男君紹介）（第五六一七号）
同外一件（太田一夫君紹介）（第五六一八号）
同（海部俊樹君紹介）（第五六一九号）
同（神崎敏雄君紹介）（第五六二〇号）
同外三十九件（吉川久衛君紹介）（第五六二一号）
同（斉藤滋与史君紹介）（第五六二二号）
同外十七件（塩崎潤君紹介）（第五六二三号）
同外三件（關谷勝利君紹介）（第五六二四号）
同外百一件（園田直君紹介）（第五六二五号）
同（中村弘海君紹介）（第五六二六号）
同外一件（永末英一君紹介）（第五六二七号）
同（西村英一君紹介）（第五六二八号）
同（羽田孜君紹介）（第五六二九号）
同外二件（早川崇君紹介）（第五六三〇号）
同外一件（林大幹君紹介）（第五六三一号）
同（林百郎君紹介）（第五六三二号）
同外一件（坊秀男君紹介）（第五六三三号）
同（正森成二君紹介）（第五六三四号）
同外一件（八百板正君紹介）（第五六三五号）
同外一件（早稲田柳右ヱ門君紹介）（第五六三六号）
同外十八件（愛野興一郎君紹介）（第五七八九号）
同外二件（奥野誠亮君紹介）（第五七九〇号）
同外二件（渡辺美智雄君紹介）（第五七九一号）
社会保障制度改善等に関する請願外四件（川俣健二郎君紹介）（第五六三七号）
同（下平正一君紹介）（第五六三八号）
同（梅田勝君紹介）（第五七九七号）
同（沖本泰幸君紹介）（第五七九八号）
同（久保三郎君紹介）（第五七九九号）
療術の制度化に関する請願外四件（稲葉誠一君紹介）（第五六三九号）
同（大野潔君紹介）（第五六四〇号）
同（金瀬俊雄君紹介）（第五六四一号）
同外百三十一件（箕輪登君紹介）（第五六四二号）
同（谷垣専一君紹介）（第五六四三号）
同外百五十一件（横路孝弘君紹介）（第五六四四号）
同外二件（山田耻目君紹介）（第五七八一号）
医療・年金制度の改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第五六四五号）
雇用及び失業対策緊急措置法案の早期成立に関する請願（石母田達君紹介）（第五七七八号）
最低賃金法案の早期成立に関する請願（石母田達君紹介）（第五七七九号）
自動車関連産業労働者の雇用問題に関する請願外一件（渡辺武三君紹介）（第五七八〇号）
退職者の年金・医療制度改善に関する請願（稲葉誠一君紹介）（第五七九二号）
保育予算増額等に関する請願（寺前巌君紹介）（第五七九三号）
婦人労働者の生活保障及び母性保護に関する請願（小林政子君紹介）（第五七九四号）
保険料等の患者負担引上げ中止に関する請願（庄司幸助君紹介）（第五七九六号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

閉会中審査に関する件

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六四号）（参議院送付）

請願

一　新鮮血対策の確立に関する請願（關谷勝利君紹介）（第二一四号）
二　准看護婦の養成即時廃止等に関する請願（水田三喜男君紹介）（第二一五号）
三　療術の制度化反対に関する請願外一件（早川崇君紹介）（第二一六号）
四　同（越智伊平君紹介）（第六〇号）
五　同（中村重光君紹介）（第六一号）
六　同外三件（塩崎潤君紹介）（第六六号）
七　同（越智伊平君紹介）（第一〇〇号）
八　保育事業振興に関する請願（戸井田三郎君紹介）（第二一七号）
九　労働行政充実のための増員に関する請願（中村重光君紹介）（第五六号）
一〇　同（森井忠良君紹介）（第五七号）
一一　同（山口鶴男君紹介）（第五八号）
一二　同（山本幸一君紹介）（第五九号）
一三　同（川崎寛治君紹介）（第一〇一号）
一四　同（竹内猛君紹介）（第一〇二号）
一五　同（辻原弘市君紹介）（第一〇三号）
一六　雇用、失業対策確立に関する請願（板川正吾君紹介）（第六七号）
一七　同（岩垂寿喜男君紹介）（第六八号）
一八　同（佐野進君紹介）（第六九号）
一九　同（下平正一君紹介）（第七〇号）
二〇　同（高沢寅男君紹介）（第七一号）
二一　同（竹村幸雄君紹介）（第七二号）
二二　同（長谷川正三君紹介）（第七三号）
二三　同（広瀬秀吉君紹介）（第七四号）
二四　同（村山富市君紹介）（第七五号）
二五　同（山本政弘君紹介）（第七六号）
二六　同（和田貞夫君紹介）（第七七号）
二七　同（井上普方君紹介）（第九二号）
二八　同（岡田春夫君紹介）（第九三号）
二九　同（阪上安太郎君紹介）（第九四号）
三〇　同（山田芳治君紹介）（第九五号）
三一　全国一律最低賃金制の確立に関する請願（村山富市君紹介）（第八七号）
三二　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（上原康助君紹介）（第八八号）
三三　同外一件（川俣健二郎君紹介）（第八九号）
三四　同（高沢寅男君紹介）（第九〇号）
三五　同（野坂浩賢君紹介）（第九一号）
三六　同外二件（太田一夫君紹介）（第一五六号）
三七　同（横山利秋君紹介）（第一五七号）
三八　障害者の生活及び医療保障等に関する請願（辻原弘市君紹介）（第一〇四号）
三九　保育所等整備緊急措置法案の成立促進等に関する請願（石橋政嗣君紹介）（第

一〇五号）
四〇　同（上坂昇君紹介）（第一〇六号）
四一　同（木原実君紹介）（第一〇七号）
四二　同（山本弥之助君紹介）（第一〇八号）
四三　同（米田東吾君紹介）（第一〇九号）
四四　同（木原実君紹介）（第一一六号）
四五　原子爆弾被爆者等援護法案の成立促進に関する請願（久保田鶴松君紹介）（第一一〇号）
四六　市町村社会福祉協議会の充実強化に関する請願（赤城宗徳君紹介）（第一一三号）
四七　児童福祉法に基づく学童保育の制度化に関する請願（中島武敏君紹介）（第一二四号）
四八　老人福祉に関する請願（竹入義勝君紹介）（第一二五号）
四九　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（井上普方君紹介）（第一四七号）
五〇　同（佐野憲治君紹介）（第一四八号）
五一　同（阪上安太郎君紹介）（第一四九号）
五二　同（清水徳松君紹介）（第一五〇号）
五三　同（中村茂君紹介）（第一五一号）
五四　同（福岡義登君紹介）（第一五二号）
五五　同（森井忠良君紹介）（第一五三号）
五六　同（横山利秋君紹介）（第一五四号）
五七　同（渡辺惣蔵君紹介）（第一五五号）
五八　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（上坂昇君紹介）（第一八二号）
五九　婦人労働者の生活保障及び母性保護に関する請願（細野与次郎君紹介）（第一八三号）
六〇　労働行政充実のための増員に関する請願（佐野憲治君紹介）（第一八四号）
六一　同（島本虎三君紹介）（第二一五号）
六二　同外三件（吉田法晴君紹介）（第三一六号）
六三　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（上坂昇君紹介）（第一八五号）
六四　同（有島重武君紹介）（第一九六号）
六五　同（石田幸四郎君紹介）（第一九七号）
六六　同（金子みつ君紹介）（第一九八号）
六七　同（木島喜兵衛君紹介）（第一九九号）
六八　同（木原実君紹介）（第二〇〇号）
六九　同（小林信一君紹介）（第二〇一号）
七〇　同（佐藤観樹君紹介）（第二〇二号）
七一　同（佐野憲治君紹介）（第二〇三号）
七二　同（斉藤正男君紹介）（第二〇四号）
七三　同（下平正一君紹介）（第二〇五号）
七四　同（瀬野栄次郎君紹介）（第二〇六号）
七五　同（高沢寅男君紹介）（第二〇七号）
七六　同（土井たか子君紹介）（第二〇八号）
七七　同（広瀬秀吉君紹介）（第二〇九号）
七八　同（武藤山治君紹介）（第二一〇号）
七九　同（山本政弘君紹介）（第二一一号）
八〇　同（小川新一郎君紹介）（第二一二五号）
八一　同（大野潔君紹介）（第二一六号）
八二　同（梅田勝君紹介）（第二一七号）
八三　同（浦井洋君紹介）（第二一八号）
八四　同（金子みつ君紹介）（第二一九号）
八五　同（木島喜兵衛君紹介）（第二三〇号）
八六　同（木原実君紹介）（第二三一号）
八七　同（小林信一君紹介）（第二三二号）
八八　同（佐藤観樹君紹介）（第二三三号）
八九　同（佐野憲治君紹介）（第二三四号）
九〇　同（斉藤正男君紹介）（第二三五号）
九一　同（柴田睦夫君紹介）（第二三六号）
九二　同（下平正一君紹介）（第二三七号）
九三　同（瀬崎博義君紹介）（第二三八号）
九四　同（高沢寅男君紹介）（第二三九号）
九五　同（津金佑近君紹介）（第二四〇号）
九六　同（寺前巌君紹介）（第二四一号）
九七　同（土井たか子君紹介）（第二四二号）
九八　同（土橋一吉君紹介）（第二四三号）
九九　同（野間友一君紹介）（第二四四号）
一〇〇　同（林百郎君紹介）（第二四五号）
一〇一　同（平田藤吉君紹介）（第二四六号）
一〇二　同（広瀬秀吉君紹介）（第二四七号）
一〇三　同（三谷秀治君紹介）（第二四八号）
一〇四　同（武藤山治君紹介）（第二四九号）
一〇五　同（山本政弘君紹介）（第二五〇号）
一〇六　同（新井彬之君紹介）（第三一七号）
一〇七　同（大久保直彦君紹介）（第三一八号）
一〇八　同（横山利秋君紹介）（第三一九号）
一〇九　保育事業振興に関する請願（河上民雄君紹介）（第一八六号）
一一〇　結核患者の医療保障等に関する請願（松尾信人君紹介）（第二二二号）
一一一　保育予算増額等に関する請願（三浦久君紹介）（第二二三号）
一一二　生活保護基準及び老齢福祉年金の引上げ等に関する請願（中島武敏君紹介）（第二二四号）
一一三　暮らせる年金実現に関する請願（吉田法晴君紹介）（第三一三号）
一一四　身体障害者の雇用促進に関する請願（田中武夫君紹介）（第三一四号）
一一五　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（金子みつ君紹介）（第三三八号）
一一六　同（木島喜兵衛君紹介）（第三三九号）
一一七　同（木原実君紹介）（第三四〇号）
一一八　同（小林信一君紹介）（第三四一号）
一一九　同（佐藤観樹君紹介）（第三四二号）
一二〇　同（佐野憲治君紹介）（第三四三号）
一二一　同（斉藤正男君紹介）（第三四四号）
一二二　同（下平正一君紹介）（第三四五号）
一二三　同（高沢寅男君紹介）（第三四六号）
一二四　同（土井たか子君紹介）（第三四七号）
一二五　同（広瀬秀吉君紹介）（第三四八号）
一二六　同（武藤山治君紹介）（第三四九号）
一二七　同（山本政弘君紹介）（第三五〇号）
一二八　同（金子みつ君紹介）（第三七七号）
一二九　同（木島喜兵衛君紹介）（第三七八号）
一三〇　同（木原実君紹介）（第三七九号）
一三一　同（小林信一君紹介）（第三八〇号）
一三二　同（佐藤観樹君紹介）（第三八一号）
一三三　同（佐野憲治君紹介）（第三八二号）
一三四　同（斉藤正男君紹介）（第三八三号）
一三五　同（下平正一君紹介）（第三八四号）
一三六　同（高沢寅男君紹介）（第三八五号）
一三七　同（土井たか子君紹介）（第三八六号）
一三八　同（広瀬秀吉君紹介）（第三八七号）
一三九　同（武藤山治君紹介）（第三八八号）
一四〇　同（山本政弘君紹介）（第三八九号）
一四一　同（瀬野栄次郎君紹介）（第四一九号）
一四二　同外一件（太田一夫君紹介）（第四八七号）
一四三　同（金子みつ君紹介）（第四八八号）
一四四　同（木島喜兵衛君紹介）（第四八九号）
一四五　同（木原実君紹介）（第四九〇号）
一四六　同（小林信一君紹介）（第四九一号）
一四七　同（佐藤観樹君紹介）（第四九二号）
一四八　同（佐野憲治君紹介）（第四九三号）
一四九　同（斉藤正男君紹介）（第四九四号）
一五〇　同（嶋崎譲君紹介）（第四九五号）
一五一　同（下平正一君紹介）（第四九六号）
一五二　同（高沢寅男君紹介）（第四九七号）
一五三　同（土井たか子君紹介）（第四九八号）
一五四　同（広瀬秀吉君紹介）（第四九九号）
一五五　同（武藤山治君紹介）（第五〇〇号）
一五六　同（山本政弘君紹介）（第五〇一号）
一五七　公共企業体等労働者にストライキ権付与反対等に関する請願（濱野清吾君紹介）（第三七二号）
一五八　戦時災害援護法制定に関する請願外四件（熊谷義雄君紹介）（第三七三号）
一五九　保育事業振興に関する請願（原健三郎君紹介）（第三七四号）
一六〇　労働行政充実のための増員に関する請願（嶋崎譲君紹介）（第三七五号）
一六一　障害者の生活及び医療保障等に関する請願（嶋崎譲君紹介）（第三七六号）
一六二　療術の制度化に関する請願（大野潔君紹介）（第四八六号）
一六三　全国一律最低賃金制確立等に関する請

一六四　願（瀬野栄次郎君紹介）（第五三二号）
一六五　同（太田一夫君紹介）（第五五七号）
一六六　同（小林信一君紹介）（第五五八号）
一六七　同（佐藤観樹君紹介）（第五五九号）
一六八　同（斉藤正男君紹介）（第五六〇号）
一六九　同（下平正一君紹介）（第五六一号）
一七〇　同（高沢寅男君紹介）（第五六二号）
一七一　同外一件（土井たか子君紹介）（第五六三号）
一七二　同（広瀬秀吉君紹介）（第五六四号）
一七三　同（武藤山治君紹介）（第五六五号）
一七四　同（八百板正君紹介）（第五六六号）
一七五　同（太田一夫君紹介）（五九四号）
一七六　同（岡田哲児君紹介）（第五六七号）
一七七　同（楯兼次郎君紹介）（第五九五号）
一七八　同（角屋堅次郎君紹介）（第五九六号）
一七九　同（中村重光君紹介）（第六一三号）
一八〇　同（橋崎弥之助君紹介）（第六一四号）
一八一　同（馬場昇君紹介）（第六一五号）
一八二　同（広瀬秀吉君紹介）（第六一六号）
一八三　同（竹内猛君紹介）（第六一七号）
一八四　同（辻原弘市君紹介）（第六四六号）
一八五　同（成田知巳君紹介）（第六四七号）
一八六　同（日野吉夫君紹介）（第六四八号）
一八七　同（武藤山治君紹介）（第六四九号）
一八八　同（山本政弘君紹介）（第六五〇号）
一八九　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（森井忠良君紹介）（第五六五一号）
一九〇　同（森井忠良君紹介）（第五三三号）
一九一　同（森井忠良君紹介）（第五五四号）
一九二　同（森井忠良君紹介）（第五九三号）
一九三　結核患者の医療保障等に関する請願外二件（八田貞義君紹介）（第六一二号）
一九四　同（石橋政嗣君紹介）（第五三四号）
一九五　身体障害者福祉法における聴覚障害の等級改正に関する請願（浦野幸男君紹介）（第六四四号）
一九六　老人福祉に関する請願（越智通雄君紹介）（第五五三号）
一九七　戦時災害援護法制定に関する請願（赤松勇君紹介）（第五五五号）
一九八　同（横山利秋君紹介）（第五五六号）
一九九　同（春日一幸君紹介）（第五九二号）
二〇〇　同（石野久男君紹介）（第六四五号）
二〇一　保育事業振興に関する請願（中村梅吉君紹介）（第五九一号）
二〇二　中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願（和田耕作君紹介）（第六四三号）
二〇三　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（清水徳松君紹介）（第六六五号）
二〇四　同（竹村幸雄君紹介）（第六六六号）
二〇五　同（塚田庄平君紹介）（第六六七号）
二〇六　同（中澤茂一君紹介）（第六六八号）
二〇七　同（細谷治嘉君紹介）（第六六九号）
二〇八　同（松浦利尚君紹介）（第六七〇号）
二〇九　同（嶋崎譲君紹介）（第六八九号）
二一〇　同（高沢寅男君紹介）（第六九〇号）
二一一　同（村山富市君紹介）（第六九一号）
二一二　同（八木昇君紹介）（第六九二号）
二一三　同（和田貞夫君紹介）（第六九三号）
二一四　同（久保田鶴松君紹介）（第七一〇号）
二一五　同（金子みつ君紹介）（第七三〇号）
二一六　同（多賀谷眞稔君紹介）（第七三一号）
二一七　同（堂森芳夫君紹介）（第七三二号）
二一八　同（野坂浩賢君紹介）（第七三三号）
二一九　同（原茂君紹介）（第七三四号）
二二〇　同（板川正吾君紹介）（第七五四号）
二二一　同外一件（江田三郎君紹介）（第七五五号）
二二二　同（金子みつ君紹介）（第七五六号）
二二三　同（野坂浩賢君紹介）（第七五七号）
二二四　同（長谷川正三君紹介）（第七五八号）
二二五　同（島田琢郎君紹介）（第七八八号）
二二六　同（高田富之君紹介）（第七八九号）
二二七　同（堂森芳夫君紹介）（第七九〇号）
二二八　同（森井忠良君紹介）（第八一一号）
二二九　同（山崎始男君紹介）（第八一二号）
二三〇　同（湯山勇君紹介）（第八一三号）
二三一　全国全産業一律最低賃金制確立に関する請願（寺前巌君紹介）（第六八四号）
二三二　原子爆弾被爆者等援護法案の成立促進に関する請願（塩川正十郎君紹介）（第六八五号）
二三三　老人福祉に関する請願（金子満広君紹介）（第六八六号）
二三四　戦時災害援護法制定に関する請願（赤松勇君紹介）（第六八七号）
二三五　同（田中美智子君紹介）（第六八八号）
二三六　同（山本政弘君紹介）（第七二七号）
二三七　中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願外一件（原健三郎君紹介）（第七二八号）
二三八　同（河野洋平君紹介）（第七五二号）
二三九　同（中山正暉君紹介）（第七五三号）
二四〇　同（受田新吉君紹介）（第七八五号）
二四一　同（野中英二君紹介）（第七八六号）
二四二　同（平田藤吉君紹介）（第七八七号）
二四三　療術の制度化に関する請願（大野潔君紹介）（第七二九号）
二四四　同（大野潔君紹介）（第七五一号）
二四五　同（大野潔君紹介）（第七八四号）
二四六　同（大野潔君紹介）（第八〇九号）
二四七　業務災害者の医師選択の自由保障に関する請願（多賀谷眞稔君紹介）（第七七五号）
二四八　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願外一件（岡田春夫君紹介）（第七七六号）
二四九　同（島田琢郎君紹介）（第七七七号）
二五〇　同外一件（美濃政市君紹介）（第七七八号）
二五一　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（島田琢郎君紹介）（第七七九号）
二五二　同（塚田庄平君紹介）（第七八〇号）
二五三　同外一件（美濃政市君紹介）（第七八一号）
二五四　労働行政充実のための増員に関する請願（島田琢郎君紹介）（第七八二号）
二五五　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（岡田春夫君紹介）（第七八三号）
二五六　同（青柳盛雄君紹介）（第八一四号）
二五七　同（荒木宏君紹介）（第八一五号）
二五八　同（諫山博君紹介）（第八一六号）
二五九　同（石母田達君紹介）（第八一七号）
二六〇　同（梅田勝君紹介）（第八一八号）
二六一　同（浦井洋君紹介）（第八一九号）
二六二　同（金子満広君紹介）（第八二〇号）
二六三　同（神崎敏雄君紹介）（第八二一号）
二六四　同（木下元二君紹介）（第八二二号）
二六五　同（栗田翠君紹介）（第八二三号）
二六六　同（小林政子君紹介）（第八二四号）
二六七　同（紺野与次郎君紹介）（第八二五号）
二六八　同（柴田睦夫君紹介）（第八二六号）
二六九　同（庄司幸助君紹介）（第八二七号）
二七〇　同（瀬崎博義君紹介）（第八二八号）
二七一　同（瀬長亀次郎君紹介）（第八二九号）
二七二　同（田代文久君紹介）（第八三〇号）
二七三　同（田中美智子君紹介）（第八三一号）
二七四　同（多田光雄君紹介）（第八三二号）
二七五　同（津金佑近君紹介）（第八三三号）
二七六　同（津川武一君紹介）（第八三四号）
二七七　同（寺前巌君紹介）（第八三五号）
二七八　同（土橋一吉君紹介）（第八三六号）
二七九　同（中川利三郎君紹介）（第八三七号）
二八〇　同（中路雅弘君紹介）（第八三八号）
二八一　同（中島武敏君紹介）（第八三九号）
二八二　同（野間友一君紹介）（第八四〇号）
二八三　同（林百郎君紹介）（第八四一号）
二八四　同（平田藤吉君紹介）（第八四二号）
二八五　同（東中光雄君紹介）（第八四三号）
二八六　同（不破哲三君紹介）（第八四四号）
二八七　同（正森成二君紹介）（第八四五号）

二八八　同（増本一彦君紹介）（第八四六号）
二八九　同（松本善明君紹介）（第八四七号）
二九〇　同（三浦久君紹介）（第八四八号）
二九一　同（三谷秀治君紹介）（第八四九号）
二九二　同（八木昇君紹介）（第八五〇号）
二九三　同（山原健二郎君紹介）（第八五一号）
二九四　同（米原昶君紹介）（第八五二号）
二九五　全国一律最低賃金制の確立に関する請願（庄司幸助君紹介）（第八一〇号）
二九六　雇用、失業対策確立に関する請願（村上弘君紹介）（第八五三号）
二九七　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（木島喜兵衛君紹介）（第九一一号）
二九八　同（木原実君紹介）（第九一二号）
二九九　同（八木昇君紹介）（第九九九号）
三〇〇　同（山田芳治君紹介）（第一〇〇〇号）
三〇一　同（山本政弘君紹介）（第一〇〇一号）
三〇二　同（吉田法晴君紹介）（第一〇〇二号）
三〇三　療術の制度化に関する請願（大野潔君紹介）（第九一三号）
三〇四　同（大野潔君紹介）（第九九七号）
三〇五　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（村山富市君紹介）（第九一四号）
三〇六　同（渡辺惣蔵君紹介）（第九九八号）
三〇七　全国一律最低賃金制の確立に関する請願（石母田達君紹介）（第九一五号）
三〇八　雇用、失業対策確立に関する請願（栗田翠君紹介）（第九一六号）
三〇九　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（諫山博君紹介）（第九一七号）
三一〇　同（石母田達君紹介）（第九一八号）
三一一　同（柴田睦夫君紹介）（第九一九号）
三一二　同（田代文久君紹介）（第九二〇号）
三一三　同（田中美智子君紹介）（第九二一号）
三一四　同（多田光雄君紹介）（第九二二号）
三一五　同（津金佑近君紹介）（第九二三号）
三一六　同（寺前巌君紹介）（第九二四号）
三一七　同（三谷秀治君紹介）（第九二五号）
三一八　同（三浦久君紹介）（第九二六号）
三一九　同（村上弘君紹介）（第九二七号）
三二〇　同（渡辺惣蔵君紹介）（第九九六号）
三二一　社会福祉制度の改善等に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第九五五号）
三二二　同（荒木宏君紹介）（第九五六号）
三二三　同（諫山博君紹介）（第九五七号）
三二四　同（石母田達君紹介）（第九五八号）
三二五　同（梅田勝君紹介）（第九五九号）
三二六　同（浦井洋君紹介）（第九六〇号）
三二七　同（金子満広君紹介）（第九六一号）
三二八　同（神崎敏雄君紹介）（第九六二号）
三二九　同（木下元二君紹介）（第九六三号）
三三〇　同（栗田翠君紹介）（第九六四号）
三三一　同（小林政子君紹介）（第九六五号）
三三二　同（紺野与次郎君紹介）（第九六六号）
三三三　同（柴田睦夫君紹介）（第九六七号）
三三四　同（庄司幸助君紹介）（第九六八号）
三三五　同（瀬崎博義君紹介）（第九六九号）
三三六　同（瀬長亀次郎君紹介）（第九七〇号）
三三七　同（田代文久君紹介）（第九七一号）
三三八　同（田中美智子君紹介）（第九七二号）
三三九　同（多田光雄君紹介）（第九七三号）
三四〇　同（津金佑近君紹介）（第九七四号）
三四一　同（津川武一君紹介）（第九七五号）
三四二　同（寺前巌君紹介）（第九七六号）
三四三　同（土橋一吉君紹介）（第九七七号）
三四四　同（中川利三郎君紹介）（第九七八号）
三四五　同（中路雅弘君紹介）（第九七九号）
三四六　同（中島武敏君紹介）（第九八〇号）
三四七　同（野間友一君紹介）（第九八一号）
三四八　同（林百郎君紹介）（第九八二号）
三四九　同（東中光雄君紹介）（第九八三号）
三五〇　同（平田藤吉君紹介）（第九八四号）
三五一　同（不破哲三君紹介）（第九八五号）
三五二　同（正森成二君紹介）（第九八六号）
三五三　同（増本一彦君紹介）（第九八七号）
三五四　同（松本善明君紹介）（第九八八号）
三五五　同（三浦久君紹介）（第九八九号）
三五六　同（三谷秀治君紹介）（第九九〇号）
三五七　同（村上弘君紹介）（第九九一号）
三五八　同（山原健二郎君紹介）（第九九二号）
三五九　同（米原昶君紹介）（第九九三号）
三六〇　障害者の生活及び医療保障等に関する請願（加藤清政君紹介）（第九九四号）
三六一　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願外二件（加藤清政君紹介）（第九九五号）
三六二　戦時災害援護法制定に関する請願（土井たか子君紹介）（第一〇二六号）
三六三　療術の制度化に関する請願（大野潔君紹介）（第一〇二七号）
三六四　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（石母田達君紹介）（第一〇二八号）
三六五　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（平林剛君紹介）（第一〇二九号）
三六六　同（美濃政市君紹介）（第一〇三〇号）
三六七　同（村山喜一君紹介）（第一〇三一号）
三六八　同（山本幸一君紹介）（第一〇三二号）
三六九　社会福祉制度の改善等に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第一〇三三号）
三七〇　同（浅井美幸君紹介）（第一〇三四号）
三七一　同（荒木宏君紹介）（第一〇三五号）
三七二　同（新井彬之君紹介）（第一〇三六号）
三七三　同（有島重武君紹介）（第一〇三七号）
三七四　同（石田幸四郎君紹介）（第一〇三八号）
三七五　同（諫山博君紹介）（第一〇三九号）
三七六　同（石母田達君紹介）（第一〇四〇号）
三七七　同（梅田勝君紹介）（第一〇四一号）
三七八　同（浦井洋君紹介）（第一〇四二号）
三七九　同（小川新一郎君紹介）（第一〇四三号）
三八〇　同（大久保直彦君紹介）（第一〇四四号）
三八一　同（大野潔君紹介）（第一〇四五号）
三八二　同（大橋敏雄君紹介）（第一〇四六号）
三八三　同（近江巳記夫君紹介）（第一〇四七号）
三八四　同（岡本富夫君紹介）（第一〇四八号）
三八五　同（沖本泰幸君紹介）（第一〇四九号）
三八六　同（鬼木勝利君紹介）（第一〇五〇号）
三八七　同（金子満広君紹介）（第一〇五一号）
三八八　同（神崎敏雄君紹介）（第一〇五二号）
三八九　同（木下元二君紹介）（第一〇五三号）
三九〇　同（北側義一君紹介）（第一〇五四号）
三九一　同（栗田翠君紹介）（第一〇五五号）
三九二　同（小濱新次君紹介）（第一〇五六号）
三九三　同（小林政子君紹介）（第一〇五七号）
三九四　同（紺野与次郎君紹介）（第一〇五八号）
三九五　同（坂井弘一君紹介）（第一〇五九号）
三九六　同（坂口力君紹介）（第一〇六〇号）
三九七　同（柴田睦夫君紹介）（第一〇六一号）
三九八　同（庄司幸助君紹介）（第一〇六二号）
三九九　同（鈴切康雄君紹介）（第一〇六三号）
四〇〇　同（瀬崎博義君紹介）（第一〇六四号）
四〇一　同（瀬長亀次郎君紹介）（第一〇六五号）
四〇二　同（瀬野栄次郎君紹介）（第一〇六六号）
四〇三　同（田代文久君紹介）（第一〇六七号）
四〇四　同（田中昭二君紹介）（第一〇六八号）
四〇五　同（田中美智子君紹介）（第一〇六九号）
四〇六　同（多田光雄君紹介）（第一〇七〇号）
四〇七　同（高橋繁君紹介）（第一〇七一号）
四〇八　同（竹入義勝君紹介）（第一〇七二号）
四〇九　同（津金佑近君紹介）（第一〇七三号）
四一〇　同（津川武一君紹介）（第一〇七四号）
四一一　同（寺前巌君紹介）（第一〇七五号）
四一二　同（土橋一吉君紹介）（第一〇七六号）
四一三　同（中川利三郎君紹介）（第一〇七七号）
四一四　同（中路雅弘君紹介）（第一〇七八号）
四一五　同（中島武敏君紹介）（第一〇七九号）
四一六　同（野間友一君紹介）（第一〇八〇号）
四一七　同（林百郎君紹介）（第一〇八一号）
四一八　同（東中光雄君紹介）（第一〇八二号）
四一九　同（平田藤吉君紹介）（第一〇八三号）
四二〇　同（不破哲三君紹介）（第一〇八四号）
四二一　同（正森成二君紹介）（第一〇八五号）
四二二　同（増本一彦君紹介）（第一〇八六号）
四二三　同（松本善明君紹介）（第一〇八七号）
四二四　同（三浦久君紹介）（第一〇八八号）

四二五　同（三谷秀治君紹介）（第一〇八九号）
四二六　同（村上弘君紹介）（第一〇九〇号）
四二七　同（山原健二郎君紹介）（第一〇九一号）
四二八　同（米原昶君紹介）（第一〇九二号）
四二九　同（青柳盛雄君紹介）（第一一一二号）
四三〇　同（荒木宏君紹介）（第一一一三号）
四三一　同（諫山博君紹介）（第一一一四号）
四三二　同（石母田達君紹介）（第一一一五号）
四三三　同（梅田勝君紹介）（第一一一六号）
四三四　同（浦井洋君紹介）（第一一一七号）
四三五　同（金子満広君紹介）（第一一一八号）
四三六　同（神崎敏雄君紹介）（第一一一九号）
四三七　同（木下元二君紹介）（第一一二〇号）
四三八　同（栗田翠君紹介）（第一一二一号）
四三九　同（紺野与次郎君紹介）（第一一二二号）
四四〇　同（柴田睦夫君紹介）（第一一二三号）
四四一　同（庄司幸助君紹介）（第一一二四号）
四四二　同（瀬崎博義君紹介）（第一一二五号）
四四三　同（瀬長亀次郎君紹介）（第一一二六号）
四四四　同（田代文久君紹介）（第一一二七号）
四四五　同（田中美智子君紹介）（第一一二八号）
四四六　同（多田光雄君紹介）（第一一二九号）
四四七　同（津金佑近君紹介）（第一一三〇号）
四四八　同（津川武一君紹介）（第一一三一号）
四四九　同（寺前巌君紹介）（第一一三二号）
四五〇　同（土橋一吉君紹介）（第一一三三号）
四五一　同（中川利三郎君紹介）（第一一三四号）
四五二　同（中路雅弘君紹介）（第一一三五号）
四五三　同（中島武敏君紹介）（第一一三六号）
四五四　同（野間友一君紹介）（第一一三七号）
四五五　同（林孝矩君紹介）（第一一三八号）
四五六　同（林百郎君紹介）（第一一三九号）
四五七　同（東中光雄君紹介）（第一一四〇号）
四五八　同（平田藤吉君紹介）（第一一四一号）
四五九　同（広沢直樹君紹介）（第一一四二号）
四六〇　同（不破哲三君紹介）（第一一四三号）
四六一　同（伏木和雄君紹介）（第一一四四号）
四六二　同（正木良明君紹介）（第一一四五号）
四六三　同（正森成二君紹介）（第一一四六号）
四六四　同（増本一彦君紹介）（第一一四七号）
四六五　同（松尾信人君紹介）（第一一四八号）
四六六　同（松本善明君紹介）（第一一四九号）
四六七　同（松本忠助君紹介）（第一一五〇号）
四六八　同（三浦久君紹介）（第一一五一号）
四六九　同（三谷秀治君紹介）（第一一五二号）
四七〇　同（村上弘君紹介）（第一一五三号）
四七一　同（矢野絢也君紹介）（第一一五四号）
四七二　同（山田太郎君紹介）（第一一五五号）
四七三　同（山原健二郎君紹介）（第一一五六号）
四七四　同（米原昶君紹介）（第一一五七号）
四七五　同（渡部一郎君紹介）（第一一五八号）
四七六　予防接種による被害者の救済に関する請願（近江巳記夫君紹介）（第一一五九号）
四七七　同（林孝矩君紹介）（第一一一〇号）
四七八　保育事業振興に関する請願（土井たか子君紹介）（第一一一一号）
四七九　療術の制度化に関する請願（大野潔君紹介）（第一一一二号）
四八〇　同（大野潔君紹介）（第一一一三号）
四八一　社会福祉制度の改善等に関する請願（浅井美幸君紹介）（第一一一四号）
四八二　同（新井彬之君紹介）（第一一一五号）
四八三　同（有島重武君紹介）（第一一一六号）
四八四　同（石田幸四郎君紹介）（第一一一七号）
四八五　同（小川新一郎君紹介）（第一一一八号）
四八六　同（大久保直彦君紹介）（第一一一九号）
四八七　同（大野潔君紹介）（第一一一三〇号）
四八八　同（大橋敏雄君紹介）（第一一一三一号）
四八九　同（近江巳記夫君紹介）（第一一一三二号）
四九〇　同（岡本富夫君紹介）（第一一一三三号）
四九一　同（沖本泰幸君紹介）（第一一一三四号）
四九二　同（鬼木勝利君紹介）（第一一一三五号）
四九三　同（北側義一君紹介）（第一一一三六号）
四九四　同（瀬野栄次郎君紹介）（第一一一三七号）
四九五　心身障害児者国立コロニーの建設に関する請願（吉田法晴君紹介）（第一一一三八号）
四九六　日雇労働者の雇用、失業対策確立に関する請願外一件（枝村要作君紹介）（第一一一三九号）
四九七　同外一件（島本虎三君紹介）（第一一一三九八号）
四九八　戦時災害援護法制定に関する請願（吉田法晴君紹介）（第一一一三九九号）
四九九　中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第一一一四〇〇号）
五〇〇　同（佐々木更三君紹介）（第一一一四〇一号）
五〇一　同（中村茂君紹介）（第一一一四〇二号）
五〇二　同（伏木和雄君紹介）（第一一一四〇三号）
五〇三　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（井上泉君紹介）（第一一一四〇四号）
五〇四　同外一件（久保三郎君紹介）（第一一一四〇五号）
五〇五　同外一件（小林信一君紹介）（第一一一四〇六号）
五〇六　同外一件（清水徳松君紹介）（第一一一四〇七号）
五〇七　同（田邊誠君紹介）（第一一一四〇八号）
五〇八　同（長谷川正三君紹介）（第一一一四〇九号）
五〇九　同（山本政弘君紹介）（第一一一四一〇号）
五一〇　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（石母田達君紹介）（第一一一四一一号）
五一一　中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願（大石千八君紹介）（第一一一四一三号）
五一二　家内労働者の労働条件改善等に関する請願（枝村要作君紹介）（第一一一四一三五号）
五一三　同（岡田春夫君紹介）（第一一一四一四号）
五一四　同（加藤清政君紹介）（第一一一四一五号）
五一五　同（金子みつ君紹介）（第一一一四一六号）
五一六　同（佐藤観樹君紹介）（第一一一四一七号）
五一七　同（田口一男君紹介）（第一一一四一八号）
五一八　同（高沢寅男君紹介）（第一一一四一九号）
五一九　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（松本忠助君紹介）（第一一一四二〇号）
五二〇　同（青柳盛雄君紹介）（第一一一四六七号）
五二一　同外一件（井上普方君紹介）（第一一一四六八号）
五二二　同（高沢寅男君紹介）（第一一一四六九号）
五二三　同（津金佑近君紹介第）（一一一四七〇号）
五二四　同（土橋一吉君紹介）（第一一一四七一号）
五二五　同（中路雅弘君紹介）（第一一一四七二号）
五二六　同（不破哲三君紹介）（第一一一四七三号）
五二七　同（増本一彦君紹介）（第一一一四七四号）
五二八　療術の制度化に関する請願（大野潔君紹介）（第一一一四二一号）
五二九　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（石母田達君紹介）（第一一一四二二号）
五三〇　高齢者の年金制度改善等に関する請願（松尾信人君紹介）（第一一一四六三号）
五三一　乳幼児の医療費無料化等に関する請願（石母田達君紹介）（第一一一四六四号）
五三二　同（田中美智子君紹介）（第一一一四六五号）
五三三　全国全産業一律最低賃金制確立に関する請願（金子満広君紹介）（第一一一四六六号）
五三四　日雇労働者の雇用、失業対策確立に関する請願（石母田達君紹介）（第一一一四七五号）
五三五　社会福祉制度の改善等に関する請願（浅井美幸君紹介）（第一一一四七六号）
五三六　同（新井彬之君紹介）（第一一一四七七号）
五三七　同（有島重武君紹介）（第一一一四七八号）
五三八　同（石田幸四郎君紹介）（第一一一四七九号）
五三九　同（小川新一郎君紹介）（第一一一四八〇号）
五四〇　同（大久保直彦君紹介）（第一一一四八一号）
五四一　同（瀬野栄次郎君紹介）（第一一一四八二号）
五四二　同（正木良明君紹介）（第一一一四八三号）
五四三　同（松尾信人君紹介）（第一一一四八四号）
五四四

五四五　同（松本忠助君紹介）（第一四八五号）
五四六　同（矢野絢也君紹介）（第一四八六号）
五四七　同（山田太郎君紹介）（第一四八七号）
五四八　同（渡部一郎君紹介）（第一四八八号）
五四九　保育予算増額等に関する請願（石母田達君紹介）（第一四八九号）
五五〇　同（田中美智子君紹介）（第一四九〇号）
五五一　社会福祉制度の改善等に関する請願（大野潔君紹介）（第一五三六号）
五五二　同（大橋敏雄君紹介）（第一五三七号）
五五三　同（近江巳記夫君紹介）（第一五三八号）
五五四　同（岡本富夫君紹介）（第一五三九号）
五五五　同（沖本泰幸君紹介）（第一五四〇号）
五五六　同（鬼木勝利君紹介）（第一五四一号）
五五七　同（北側義一君紹介）（第一五四二号）
五五八　同（小濱新次君紹介）（第一五四三号）
五五九　同（坂井弘一君紹介）（第一五四四号）
五六〇　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（井上普方君紹介）（第一五四五号）
五六一　同（佐藤観樹君紹介）（第一五四六号）
五六二　同（柴田健治君紹介）（第一五四七号）
五六三　同（高沢寅男君紹介）（第一五四八号）
五六四　同（野坂浩賢君紹介）（第一五四九号）
五六五　予防接種による被害者の救済に関する請願（阪上安太郎君紹介）（第一五五〇号）
五六六　同（和田貞夫君紹介）（第一五五一号）
五六七　建設国民建康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（大久保直彦君紹介）（第一五八六号）
五六八　同外一件（加藤清政君紹介）（第一五八七号）
五六九　同外一件（下平正一君紹介）（第一六三〇号）
五七〇　同（高田富之君紹介）（第一六三一号）
五七一　中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願（内海清君紹介）（第一五八八号）
五七二　高齢者の年金制度改善等に関する請願（枝村要作君紹介）（第一五八九号）
五七三　同（高沢寅男君紹介）（第一五九〇号）
五七四　同（村山富市君紹介）（第一五九一号）
五七五　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（安田貫六君紹介）（第一六二九号）
五七六　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（枝村要作君紹介）（第一六三二号）
五七七　同（伏木和雄君紹介）（第一六三三号）
五七八　同外一件（安田貫六君紹介）（第一六三四号）
五七九　同（島田琢郎君紹介）（第一六七〇号）
五八〇　社会保障制度改善等に関する請願（小川新一郎君紹介）（第一六三五号）
五八一　同（田中昭二君紹介）（第一六三六号）
五八二　同（松本忠助君紹介）（第一六三七号）
五八三　同（細谷治嘉君紹介）（第一六七二号）
五八四　同（村山富市君紹介）（第一六七三号）
五八五　雇用保障及び労働時間短縮等に関する請願（増本一彦君紹介）（第一六六六号）
五八六　歯科補綴師法の制定に関する請願（久保田鶴松君紹介）（第一六六七号）
五八七　保育所の父母負担軽減に関する請願（金子満広君紹介）（第一六六八号）
五八八　同（寺前巌君紹介）（第一六六九号）
五八九　日雇労働者の雇用、失業対策確立に関する請願（寺前巌君紹介）（第一六七一号）
五九〇　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（大野潔君紹介）（第一七〇六号）
五九一　同（紺野与次郎君紹介）（第一七〇七号）
五九二　同（紺野与次郎君紹介）（第一八四二号）
五九三　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（板川正吾君紹介）（第一七〇八号）
五九四　同（川崎寛治君紹介）（第一七〇九号）
五九五　同（板川正吾君紹介）（第一七八二号）
五九六　同（板川正吾君紹介）（第一八四八号）
五九七　社会保障制度改善等に関する請願（川崎寛治君紹介）（第一七一〇号）
五九八　同（堀昌雄君紹介）（第一七一一号）
五九九　同（井岡大治君紹介）（第一七八三号）
六〇〇　同（村山喜一君紹介）（第一七八四号）
六〇一　同（加藤清政君紹介）（第一八四七号）
六〇二　大腿四頭筋短縮症患者の救済に関する請願（浅井美幸君紹介）（第一七一二号）
六〇三　同（新井彬之君紹介）（第一七一三号）
六〇四　同（有島重武君紹介）（第一七一四号）
六〇五　同（石田幸四郎君紹介）（第一七一五号）
六〇六　同（小川新一郎君紹介）（第一七一六号）
六〇七　同（大久保直彦君紹介）（第一七一七号）
六〇八　同（大野潔君紹介）（第一七一八号）
六〇九　同（大橋敏雄君紹介）（第一七一九号）
六一〇　同（近江巳記夫君紹介）（第一七二〇号）
六一一　同（岡本富夫君紹介）（第一七二一号）
六一二　同（沖本泰幸君紹介）（第一七二二号）
六一三　同（鬼木勝利君紹介）（第一七二三号）
六一四　同（北側義一君紹介）（第一七二四号）
六一五　同（小濱新次君紹介）（第一七八七号）
六一六　同（坂井弘一君紹介）（第一七八八号）
六一七　同（坂口力君紹介）（第一七八九号）
六一八　同（鈴切康雄君紹介）（第一七九〇号）
六一九　同（瀬野栄次郎君紹介）（第一七九一号）
六二〇　同（田中昭二君紹介）（第一七九二号）
六二一　同（高橋繁君紹介）（第一七九三号）
六二二　同（竹入義勝君紹介）（第一七九四号）
六二三　同（林孝矩君紹介）（第一八四三号）
六二四　同（広沢直樹君紹介）（第一八四四号）
六二五　同（伏木和雄君紹介）（第一八四五号）
六二六　同（正木良明君紹介）（第一八四六号）
六二七　保育料の値上げ反対等に関する請願（金子満広君紹介）（第一七八〇号）
六二八　療術の制度化反対に関する請願（内田常雄君紹介）（第一七八一号）
六二九　保育所の父母負担軽減に関する請願（金子満広君紹介）（第一七八五号）
六三〇　同（寺前巌君紹介）（第一七八六号）
六三一　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一八四一号）
六三二　療術の制度化反対に関する請願（住栄作君紹介）（第一八八一号）
六三三　社会保障制度改善等に関する請願（井上泉君紹介）（第一八八二号）
六三四　同（枝村要作君紹介）（第一八八三号）
六三五　同（小川省吾君紹介）（第一八八四号）
六三六　同（石母田達君紹介）（第一九四七号）
六三七　同（柴田睦夫君紹介）（第一九四八号）
六三八　同（平田藤吉君外一名紹介）（第一九四九号）
六三九　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（大出俊君紹介）（第一八八五号）
六四〇　同（田口一男君紹介）（第二〇〇四号）
六四一　高齢者の年金制度改善等に関する請願（梅田勝君紹介）（第一八八六号）
六四二　同（紺野与次郎君紹介）（第一八八七号）
六四三　大腿四頭筋短縮症患者の救済に関する請願（松尾信人君紹介）（第一八八八号）
六四四　同（松本忠助君紹介）（第一八八九号）
六四五　同（矢野絢也君紹介）（第一八九〇号）
六四六　同（山田太郎君紹介）（第一八九一号）
六四七　同（渡部一郎君紹介）（第一八九二号）
六四八　福祉年金の引上げ等に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第一八九三号）
六四九　同（石母田達君紹介）（第一八九四号）
六五〇　同（浦井洋君紹介）（第一八九五号）
六五一　同（金子満広君紹介）（第一八九六号）
六五二　同（神崎敏雄君紹介）（第一八九七号）
六五三　同（木下元二君紹介）（第一八九八号）
六五四　同（小林政子君紹介）（第一八九九号）
六五五　同（紺野与次郎君紹介）（第一九〇〇号）
六五六　同（田中美智子君紹介）（第一九〇一号）
六五七　同（津金佑近君紹介）（第一九〇二号）
六五八　同（寺前巌君紹介）（第一九〇三号）
六五九　同（土橋一吉君紹介）（第一九〇四号）

六六〇　同(中川利三郎君紹介)(第一九〇五号)
六六一　同(林百郎君紹介)(第一九〇六号)
六六二　同(東中光雄君紹介)(第一九〇七号)
六六三　同(不破哲三君紹介)(第一九〇七号)
六六四　同(村上弘君紹介)(第一九〇九号)
六六五　寝たきり老人への訪問看護制度改善に関する請願(金子満広君紹介)(第一九三四号)
六六六　家内労働者の生活権確保に関する請願(金子満広君紹介)(第一九三五号)
六六七　東京都文京区小日向地域に公設公衆浴場の建設に関する請願(金子満広君紹介)(第一九三六号)
六六八　医療・年金制度の改善に関する請願(石母田達君紹介)(第一九三七号)
六六九　同(柴田睦夫君紹介)(第二〇〇七号)
六七〇　医療保険制度の確立に関する請願(石母田達君紹介)(第一九三八号)
六七一　同(庄司幸助君紹介)(第一九三九号)
六七二　同(津川武一君紹介)(第一九四〇号)
六七三　同(庄司幸助君紹介)(第二〇〇八号)
六七四　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願(田中美智子君紹介)(第一九四一号)
六七五　同(田中美智子君紹介)(第二〇〇六号)
六七六　業務災害者の医師選択の自由保障に関する請願(田代文久君紹介)(第一九四二号)
六七七　同(寺前巌君紹介)(第一九四三号)
六七八　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願(石母田達君紹介)(第一九四四号)
六七九　同(田中美智子君紹介)(第一九四五号)
六八〇　同(寺前巌君紹介)(第一九四六号)
六八一　同(田中美智子君紹介)(第二〇〇五号)
六八二　北海道の季節・出かせぎ労働者の失業保険制度改善に関する請願(田中美智子君紹介)(第二〇〇一号)
六八三　健康保険の改悪反対等に関する請願(山田太郎君紹介)(第二〇〇二号)
六八四　雇用、失業対策確立に関する請願(平林剛君紹介)(第二〇〇三号)
六八五　全国一律最低賃金制確立に関する請願(佐野憲治君紹介)(第二〇〇九号)
六八六　保育所の父母負担軽減に関する請願外一件(田邊誠君紹介)(第二〇八八号)
六八七　同(大久保直彦君紹介)(第二一五九号)
六八八　同(金子みつ君紹介)(第二一六〇号)
六八九　同外一件(田邊誠君紹介)(第二一六一号)
六九〇　社会福祉制度の改善等に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第二〇八九号)
六九一　全国一律最低賃金制の確立に関する請願(平田藤吉君紹介)(第二〇九〇号)
六九二　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願(金子満広君紹介)(第二〇九一号)
六九三　同(金子みつ君紹介)(第二一五五号)
六九四　同(山本幸一君紹介)(第二一五六号)
六九五　同(米原昶君紹介)(第二一五七号)
六九六　中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第二〇九二号)
六九七　同(田川誠一君紹介)(第二〇九三号)
六九八　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願(浦井洋君紹介)(第二〇九四号)
六九九　戦時災害援護法制定に関する請願(金子みつ君紹介)(第二一五三号)
七〇〇　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願外一件(金子みつ君紹介)(第二一五四号)
七〇一　医療保険制度の確立に関する請願(米原昶君紹介)(第二一五八号)
七〇二　生活保護基準の改善等に関する請願(多田光雄君紹介)(第二一四三号)
七〇三　全国一律最低賃金制の確立に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第二一四四号)
七〇四　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願(金子みつ君紹介)(第二一四五号)
七〇五　同(森井忠良君紹介)(第二一四六号)
七〇六　同(山原健二郎君紹介)(第二一四七号)
七〇七　同外一件(大柴滋夫君紹介)(第二三〇〇号)
七〇八　同(小林信一君紹介)(第二三〇一号)
七〇九　同(加藤清政君紹介)(第二三六〇号)
七一〇　同(平田藤吉君紹介)(第二三六一号)
七一一　同(和田耕作君紹介)(第二三六二号)
七一二　社会保障制度改善等に関する請願(竹村幸雄君紹介)(第二一四八号)
七一三　同(上原康助君紹介)(第二一四九号)
七一四　同(高沢寅男君紹介)(第二三〇二号)
七一五　同(森井忠良君紹介)(第二三〇三号)
七一六　同(久保等君紹介)(第二三七一号)
七一七　同(中路雅弘君紹介)(第二三七二号)
七一八　同(松本善明君紹介)(第二三七三号)
七一九　保育所の父母負担軽減に関する請願(石母田達君紹介)(第二一五〇号)
七二〇　同(金子みつ君紹介)(第二一五一号)
七二一　同(佐藤観樹君紹介)(第二一五二号)
七二二　同(田中美智子君紹介)(第二一五三号)
七二三　同(田邊誠君紹介)(第二一五四号)
七二四　同(村山富市君紹介)(第二一五五号)
七二五　同(佐藤観樹君紹介)(第二三〇四号)
七二六　同(田邊誠君紹介)(第二三〇五号)
七二七　同(佐藤観樹君紹介)(第二三六六号)
七二八　同(山田耻目君紹介)(第二三六七号)
七二九　同(和田耕作君紹介)(第二三六八号)
七三〇　保育事業振興に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第二三〇六号)
七三一　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願(渡辺惣蔵君紹介)(第二三六三号)
七三二　日雇労働者の雇用、失業対策確立に関する請願(和田耕作君紹介)(第二三六四号)
七三三　戦時災害援護法制定に関する請願(塚本三郎君紹介)(第二三六五号)
七三四　医療保険制度の確立に関する請願(和田耕作君紹介)(第二三六九号)
七三五　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願(中路雅弘君紹介)(第二三七〇号)
七三六　母性の社会保障に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第二三七四号)
七三七　同(石母田達君紹介)(第二三七五号)
七三八　同(木下元二君紹介)(第二三七六号)
七三九　同外一件(木原実君紹介)(第二三七七号)
七四〇　同(栗田翠君紹介)(第二三七八号)
七四一　同(小林政子君紹介)(第二三七九号)
七四二　同(斉藤正男君紹介)(第二三八〇号)
七四三　同外一件(坂本恭一君紹介)(第二三八一号)
七四四　同(島本虎三君紹介)(第二三八二号)
七四五　同(嶋崎譲君紹介)(第二三八三号)
七四六　同(庄司幸助君紹介)(第二三八四号)
七四七　同(瀬長亀次郎君紹介)(第二三八五号)
七四八　同(田中美智子君紹介)(第二三八六号)
七四九　同(多田光雄君紹介)(第二三八七号)
七五〇　同(竹田猛君紹介)(第二三八八号)
七五一　同(津金佑近君紹介)(第二三八九号)
七五二　同(津川武一君紹介)(第二三九〇号)
七五三　同(寺前巌君紹介)(第二三九一号)
七五四　同(土橋一吉君紹介)(第二三九二号)
七五五　同(中川利三郎君紹介)(第二三九三号)
七五六　同(中路雅弘君紹介)(第二三九四号)
七五七　同(東中光雄君紹介)(第二三九五号)
七五八　同(不破哲三君紹介)(第二三九六号)
七五九　同(細谷治嘉君紹介)(第二三九七号)
七六〇　同(増本一彦君紹介)(第二三九八号)
七六一　同(三谷秀治君紹介)(第二三九九号)
七六二　同(三宅正一君紹介)(第二四〇〇号)
七六三　同(米原昶君紹介)(第二四〇一号)
七六四　同(和田貞夫君紹介)(第二四〇二号)

七六五　同（渡辺三郎君紹介）（第二四〇三号）
七六六　同（渡辺惣蔵君紹介）（第二四〇四号）
七六七　母性給付に関する請願（林百郎君紹介）（第二四〇五号）
七六八　乳幼児医療費の無料化等に関する請願（田中美智子君紹介）（第二四六七号）
七六九　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（有島重武君紹介）（第二四六八号）
七七〇　同（小川新一郎君紹介）（第二四六九号）
七七一　同（平田藤吉君紹介）（第二五四七号）
七七二　中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願（木野晴夫君紹介）（第二四七〇号）
七七三　同（伏木和雄君紹介）（第二五四八号）
七七四　保育予算増額等に関する請願（石母田達君紹介）（第二四七一号）
七七五　同（庄司幸助君紹介）（第二四七二号）
七七六　同（田中美智子君紹介）（第二四七三号）
七七七　同（村上弘君紹介）（第二四七四号）
七七八　母性の社会保障に関する請願（新井彬之君紹介）（第二四七五号）
七七九　同（石橋政嗣君紹介）（第二四七六号）
七八〇　同（上原康助君紹介）（第二四七七号）
七八一　同（木原実君紹介）（第二四七八号）
七八二　同（佐々木更三君紹介）（第二四七九号）
七八三　同（斉藤正男君紹介）（第二四八〇号）
七八四　同（島田琢郎君紹介）（第二四八一号）
七八五　同（瀬野栄次郎君紹介）（第二四八二号）
七八六　同（田中武夫君紹介）（第二四八三号）
七八七　同（竹入義勝君紹介）（第二四八四号）
七八八　同（長谷川正三君紹介）（第二四八五号）
七八九　同（松尾信人君紹介）（第二四八六号）
七九〇　同（山田太郎君紹介）（第二四八七号）
七九一　同（山田芳治君紹介）（第二四八八号）
七九二　同（大野潔君紹介）（第二五四〇号）
七九三　同（勝澤芳雄君紹介）（第二五四一号）
七九四　同（坂本恭一君紹介）（第二五四二号）
七九五　同（島田琢郎君紹介）（第二五四三号）
七九六　同（瀬野栄次郎君紹介）（第二五四四号）
七九七　同（山田太郎君紹介）（第二五四五号）
七九八　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（河上民雄君紹介）（第二五四六号）
七九九　保育所の父母負担軽減に関する請願（山田耻目君紹介）（第二五四九号）
八〇〇　准看護婦制度廃止に関する請願（有島重武君紹介）（第二六六六号）
八〇一　同（鈴切康雄君紹介）（第二六六七号）
八〇二　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（田中美智子君紹介）（第二六六八号）
八〇三　障害者の生活及び医療保障等に関する請願（横路孝弘君紹介）（第二六六九号）
八〇四　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（平田藤吉君紹介）（第二六七〇号）
八〇五　同（井上泉君紹介）（第二七五二号）
八〇六　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（横路孝弘君紹介）（第二六七一号）
八〇七　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（横路孝弘君紹介）（第二六七二号）
八〇八　社会保障制度改善等に関する請願（石母田達君紹介）（第二六七三号）
八〇九　同（浦井洋君紹介）（第二七六〇号）
八一〇　同（木下元二君紹介）（第二七六一号）
八一一　同（柴田睦夫君紹介）（第二七六二号）
八一二　同（楢崎弥之助君紹介）（第二七六三号）
八一三　同（東中光雄君紹介）（第二七六四号）
八一四　社会福祉制度の改善等に関する請願外一件（村山富市君紹介）（第二六七四号）
八一五　同外一件（村山富市君紹介）（第二七五四号）
八一六　保育所の父母負担軽減に関する請願（増本一彦君紹介）（第二六七五号）
八一七　母性の社会保障に関する請願（井岡大治君紹介）（第二六七六号）
八一八　同（石野久男君紹介）（第二六七七号）
八一九　同（岡田哲児君紹介）（第二六七八号）
八二〇　同（金瀬俊雄君紹介）（第二六七九号）
八二一　同（小林信一君紹介）（第二六八〇号）
八二二　同（斉藤正男君紹介）（第二六八一号）
八二三　同（坂本恭一君紹介）（第二六八二号）
八二四　同（横山利秋君紹介）（第二六八三号）
八二五　医療保険制度の確立に関する請願（石母田達君紹介）（第二六八四号）
八二六　同（庄司幸助君紹介）（第二六八五号）
八二七　同（田中美智子君紹介）（第二六八六号）
八二八　同（津川武一君紹介）（第二六八七号）
八二九　同（中川利三郎君紹介）（第二六八八号）
八三〇　同（平田藤吉君紹介）（第二六八九号）
八三一　同（山原健二郎君紹介）（第二六九〇号）
八三二　同（柴田睦夫君紹介）（第二七五五号）
八三三　同（多田光雄君紹介）（第二七五六号）
八三四　同（平田藤吉君紹介）（第二七五七号）
八三五　同（米原昶君紹介）（第二七五八号）
八三六　社会保障制度の拡充等に関する請願（加藤清政君紹介）（第二七五〇号）
八三七　全国一律最低賃金制の確立等に関する請願（久保田鶴松君紹介）（第二七五一号）
八三八　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（津金佑近君紹介）（第二七五三号）
八三九　母性給付に関する請願（金子みつ君紹介）（第二七五九号）
八四〇　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願外一件（大久保直彦君紹介）（第二八三四号）
八四一　同（佐野進君紹介）（第二八三五号）
八四二　社会福祉制度の改善等に関する請願（村山富市君紹介）（第二八三六号）
八四三　同（村山富市君紹介）（第二九六九号）
八四四　医療保険制度の確立に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第二八三七号）
八四五　同（石母田達君紹介）（第二八三八号）
八四六　同（大久保直彦君紹介）（第二八三九号）
八四七　同（庄司幸助君紹介）（第二八四〇号）
八四八　同（田代文久君紹介）（第二八四一号）
八四九　同（土橋一吉君紹介）（第二八四二号）
八五〇　同（不破哲三君紹介）（第二八四三号）
八五一　同（松本善明君紹介）（第二八四四号）
八五二　同（山原健二郎君紹介）（第二八四五号）
八五三　同（山原健二郎君紹介）（第二九七二号）
八五四　社会保障制度の拡充等に関する請願（太田一夫君紹介）（第二八四六号）
八五五　同（金瀬俊雄君紹介）（第二八四七号）
八五六　同（三宅正一君紹介）（第二八四八号）
八五七　母性の社会保障に関する請願（井上普方君紹介）（第二八四九号）
八五八　同（鬼木勝利君紹介）（第二八五〇号）
八五九　同（江近巳記夫君紹介）（第二八五一号）
八六〇　同（金瀬俊雄君紹介）（第二八五二号）
八六一　同（久保三郎君紹介）（第二八五三号）
八六二　同（高沢寅男君紹介）（第二八五四号）
八六三　同（長谷川正三君紹介）（第二八五五号）
八六四　同（川崎寛治君紹介）（第二九七三号）
八六五　同（田口一男君紹介）（第二九七四号）
八六六　同（高田富之君紹介）（第二九七五号）
八六七　准看護婦制度廃止に関する請願外一件（有島重武君紹介）（第二八五六号）
八六八　同外一件（鈴切康雄君紹介）（第二八五七号）
八六九　同（瀬野栄次郎君紹介）（第二八五八号）
八七〇　同（高沢寅雄君紹介）（第二八五九号）
八七一　同（小宮武喜君紹介）（第二九七六号）
八七二　同（竹内猛君紹介）（第二九七七号）
八七三　同（和田耕作君紹介）（第二九七八号）
八七四　婦人保護政策の確立に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第二九六三号）
八七五　原爆被爆者援護法の制定に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第二九六四号）
八七六　社会福祉施設従事者の人材確保対策確立に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第二九六五号）
八七七　遺児家庭の母親の雇用促進法制定に関

する請願（鈴木善幸君紹介）（第二九六六号）
八七八　難病対策の推進に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第二九六七号）
八七九　各種障害年金制度改善に関する請願（小宮武喜君紹介）（第二九六八号）
八八〇　福祉年金の引上げ等に関する請願（津金佑近君紹介）（第二九七〇号）
八八一　社会保障制度改善等に関する請願（松本善明君紹介）（第二九七一号）
八八二　健康保険法の改正反対等に関する請願（多田光雄君紹介）（第三〇三一号）
八八三　社会福祉制度の改善等に関する請願（村山富市君紹介）（第三〇三二号）
八八四　同外一件（村山富市君紹介）（第三一一六号）
八八五　健康保険の改悪反対等に関する請願（中島武敏君紹介）（第三〇三三号）
八八六　全国一律最低賃金制の確立等に関する請願（正木良明君紹介）（第三〇三四号）
八八七　准看護婦制度廃止に関する請願（石野久男君紹介）（第三〇三五号）
八八八　同（河村勝君紹介）（第三〇三六号）
八八九　同（清水徳松君紹介）（第三〇三七号）
八九〇　同（高沢寅男君紹介）（第三〇三八号）
八九一　同（竹本孫一君紹介）（第三〇三九号）
八九二　同（長谷川正三君紹介）（第三〇四〇号）
八九三　同（村山富市君紹介）（第三〇四一号）
八九四　同（竹内猛君紹介）（第三一三二号）
八九五　同（長谷川正三君紹介）（第三一三三号）
八九六　同（和田耕作君紹介）（第三一三四号）
八九七　母性の社会保障に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第三〇四一号）
八九八　同（太田一夫君紹介）（第三〇四三号）
八九九　同（金子みつ君紹介）（第三〇四四号）
九〇〇　同（木原実君紹介）（第三〇四五号）
九〇一　同（久保三郎君紹介）（第三〇四六号）
九〇二　同（鈴切康雄君紹介）（第三〇四七号）
九〇三　同（瀬野栄次郎君紹介）（第三〇四八号）
九〇四　同（長谷川正三君紹介）（第三〇四九号）
九〇五　同（正木良明君紹介）（第三〇五〇号）
九〇六　同（金瀬俊雄君紹介）（第三一二五号）
九〇七　同（佐野憲治君紹介）（第三一二六号）
九〇八　同（鈴切康雄君紹介）（第三一二七号）
九〇九　同（瀬野栄次郎君紹介）（第三一二八号）
九一〇　同（土井たか子君紹介）（第三一二九号）
九一一　同（中村茂君紹介）（第三一三〇号）
九一二　同（米田東吾君紹介）（第三一三一号）
九一三　社会保障制度改善等に関する請願（柴田睦夫君紹介）（第三〇五一号）
九一四　同（兒玉末男君紹介）（第三一一八号）
九一五　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（小宮武喜君紹介）（第三一一二号）
九一六　同（和田耕作君紹介）（第三一一三号）
九一七　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（大橋武夫君紹介）（第三一一四号）
九一八　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（大橋武夫君紹介）（第三一一五号）
九一九　各種障害年金制度改善に関する請願（和田耕作君紹介）（第三一一七号）
九二〇　大腿四頭筋短縮症患者救済に関する請願（田邊誠君紹介）（第三一一九号）
九二一　医療保険制度の確立に関する請願（紺野与次郎君紹介）（第三一一一〇号）
九二二　同（鈴切康雄君紹介）（第三一一一一号）
九二三　同（中島武敏君紹介）（第三一一一二号）
九二四　同（松本善明君紹介）（第三一一一三号）
九二五　同（和田耕作君紹介）（第三一一一四号）
九二六　社会福祉制度の改善等に関する請願外一件（村山富市君紹介）（第三一一八五号）
九二七　同（石母田達君紹介）（第三一一一六号）
九二八　同（村山富市君紹介）（第三一一一七号）
九二九　同（瀬野栄次郎君紹介）（第三一一八七号）
九三〇　同外一件（村山富市君紹介）（第三一一八八号）
九三一　各種障害年金制度改善に関する請願（伏木和雄君紹介）（第三一一八六号）
九三二　同（石母田達君紹介）（第三一一三三号）
九三三　同（田中美智子君紹介）（第三一一三四号）
九三四　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（伏木和雄君紹介）（第三一一八七号）
九三五　同（石母田達君紹介）（第第三一一三六号）
九三六　同（田中美智子君紹介）（第三一一三七号）
九三七　同（寺前巌君紹介）（第三一一三八号）
九三八　大腿四頭筋短縮症患者救済に関する請願（田邊誠君紹介）（第三一一八八号）
九三九　同（石母田達君紹介）（第三一一五六号）
九四〇　同（浦井洋君外一名紹介）（第三一一五七号）
九四一　母性の社会保障に関する請願（佐藤観樹君紹介）（第三一一八九号）
九四二　同（清水徳松君紹介）（第三一一九〇号）
九四三　同（鈴切康雄君紹介）（第三一一九一号）
九四四　同（中村茂君紹介）（第三一一九二号）
九四五　同（長谷川正三君紹介）（第三一一九三号）
九四六　同（山田耻目君紹介）（第三一一九四号）
九四七　同（米田東吾君紹介）（第三一一九五号）
九四八　同（金瀬俊雄君紹介）（第三一一九六号）
九四九　同（清水徳松君紹介）（第三一一九七号）
九五〇　同（鈴切康雄君紹介）（第三一一九八号）
九五一　同（高田富之君紹介）（第三一一九九号）
九五二　同（岩垂寿喜男君紹介）（第三一二〇〇号）
九五三　同（金瀬俊雄君紹介）（第三一二〇一号）
九五四　同（金子みつ君紹介）（第三一二〇二号）
九五五　同（川崎寛治君紹介）（第三一二〇三号）
九五六　同（兒玉末男君紹介）（第三一二〇四号）
九五七　同（坂本恭一君紹介）（第三一二〇五号）
九五八　同（島田琢郎君紹介）（第三一二〇六号）
九五九　同（堂森芳夫君紹介）（第三一二〇七号）
九六〇　同（野坂浩賢君紹介）（第三一二〇八号）
九六一　同（長谷川正三君紹介）（第三一二〇九号）
九六二　同（渡辺三郎君紹介）（第三一二一〇号）
九六三　同（渡辺惣蔵君紹介）（第三一二一一号）
九六四　准看護婦制度廃止に関する請願（石野久男君紹介）（第三一一九六号）
九六五　同（長谷川正三君紹介）（第三一一九七号）
九六六　同（枝村要作君紹介）（第三一一九八号）
九六七　同（田邊誠君紹介）（第三一二〇四三号）
九六八　同（広瀬秀吉君紹介）（第三一二〇四四号）
九六九　同（島本虎三君紹介）（第三一二〇四五号）
九七〇　同（生活保護制度の改善に関する請願（三浦久君紹介）（第三一二一二三号）
九七一　国立療養所松江病院の施設整備拡充に関する請願（野坂浩賢君紹介）（第三一二一二四号）
九七二　健康保険法改正反対等に関する請願（石母田達君紹介）（第三一二一二五号）
九七三　健康保険法の改正反対に関する請願（中島武敏君紹介）（第三一二一二六号）
九七四　医療・年金制度の改善に関する請願外二件（多田光雄君紹介）（第三一二一二九号）
九七五　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第三一三一三〇号）
九七六　同（多田光雄君紹介）（第三一三一三〇四号）
九七七　同（増本一彦君紹介）（第三一三一三〇五号）
九七八　社会保障制度改善等に関する請願（寺前巌君紹介）（第三一三一三一号）
九七九　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（多田光雄君紹介）（第三一三一三二号）
九八〇　全国一律最低賃金制の確立等に関する請願（村上弘君紹介）（第三一三一三五号）
九八一　結核患者の医療保障等に関する請願（諫山博君紹介）（第三一三一四六号）
九八二　同（田代文久君紹介）（第三一三一四七号）
九八三　同（田中美智子君紹介）（第三一三一四八号）
九八四　同（寺前巌君紹介）（第三一三一四九号）
九八五　同（三浦久君紹介）（第三一三一五〇号）
九八六　健康保険の改悪反対等に関する請願（庄司幸助君紹介）（第三一三一五一号）
九八七　同（津川武一君紹介）（第三一三一五二号）
九八八　同（寺前巌君紹介）（第三一三一五三号）
九八九

九九〇　同（中川利三郎君紹介）（第三二五四号）
九九一　同（米原昶君紹介）（第三二五五号）
九九二　社会保障制度の拡充等に関する請願外一件（美濃政市君紹介）（第三二九〇号）
九九三　戦時災害援護法制定に関する請願（赤松勇君紹介）（第三二九一号）
九九四　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（多田光雄君紹介）（第三三〇六号）
九九五　同（津川武一君紹介）（第三三〇七号）
九九六　同（中川利三郎君紹介）（第三三〇八号）
九九七　社会福祉制度の改善等に関する請願外一件（村山富市君紹介）（第三三四九号）
九九八　同（瀬野栄次郎君紹介）（第三三八七号）
九九九　同（村山富市君紹介）（第三三八八号）
一〇〇〇　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（林百郎君紹介）（第三三五〇号）
一〇〇一　健康保険の改悪反対等に関する請願（多田光雄君紹介）（第三三五一号）
一〇〇二　母性の社会保障に関する請願（川俣健二郎君紹介）（第三三五二号）
一〇〇三　同（渡辺三君紹介）（第三三五三号）
一〇〇四　同（稲葉誠一君紹介）（第三四〇〇号）
一〇〇五　同（木原実君紹介）（第三四〇一号）
一〇〇六　同（小林信一君紹介）（第三四〇二号）
一〇〇七　同（佐藤敬治君紹介）（第三四〇三号）
一〇〇八　同（鈴切康雄君紹介）（第三四〇四号）
一〇〇九　同（村山富市君紹介）（第三四〇五号）
一〇一〇　同（渡辺三郎君紹介）（第三四〇六号）
一〇一一　准看護婦制度廃止に関する請願外一件（島本虎三君紹介）（第三三五四号）
一〇一二　同（田邊誠君紹介）（第三三五五号）
一〇一三　同（広瀬秀吉君紹介）（第三三五六号）
一〇一四　同（青柳盛雄君紹介）（第三四一二号）
一〇一五　同（荒木宏君紹介）（第三四一三号）
一〇一六　同（諫山博君紹介）（第三四一四号）
一〇一七　同（石母田達君紹介）（第三四一五号）
一〇一八　同（梅田勝君紹介）（第三四一六号）
一〇一九　同（浦井洋君紹介）（第三四一七号）
一〇二〇　同（小川省君紹介）（第三四一八号）
一〇二一　同（金子満広君紹介）（第三四一九号）
一〇二二　同（神崎敏雄君紹介）（第三四二〇号）
一〇二三　同（本下元二君紹介）（第三四二一号）
一〇二四　同（栗田翠君紹介）（第三四二二号）
一〇二五　同（小林政子君紹介）（第三四二三号）
一〇二六　同（紺野与次郎君紹介）（第三四二四号）
一〇二七　同（柴田睦夫君紹介）（第三四二五号）
一〇二八　同（島本虎三君紹介）（第三四二六号）
一〇二九　同（庄司幸助君紹介）（第三四二七号）
一〇三〇　同（瀬崎博義君紹介）（第三四二八号）
一〇三一　同（瀬長亀次君紹介）（第三四二九号）
一〇三二　同（田代文久君紹介）（第三四三〇号）
一〇三三　同（田中美智子君紹介）（第三四三一号）
一〇三四　同（多田光雄君紹介）（第三四三二号）
一〇三五　同（津金佑近君紹介）（第三四三三号）
一〇三六　同（津川武一君紹介）（第三四三四号）
一〇三七　同（寺前巌君紹介）（第三四三五号）
一〇三八　同（土橋一吉君紹介）（第三四三六号）
一〇三九　同（中川利三郎君紹介）（第三四三七号）
一〇四〇　同（中路雅弘君紹介）（第三四三八号）
一〇四一　同（中島武敏君紹介）（第三四三九号）
一〇四二　同（野間友一君紹介）（第三四四〇号）
一〇四三　同（林百郎君紹介）（第三四四一号）
一〇四四　同（東中光雄君紹介）（第三四四二号）
一〇四五　同（平田藤吉君紹介）（第三四四三号）
一〇四六　同（不破哲三君紹介）（第三四四四号）
一〇四七　同（正森成二君紹介）（第三四四五号）
一〇四八　同（増本一彦君紹介）（第三四四六号）
一〇四九　同（松本善明君紹介）（第三四四七号）
一〇五〇　同（三谷秀治君紹介）（第三四四八号）
一〇五一　同（三浦久君紹介）（第三四四九号）
一〇五二　同（村上弘君紹介）（第三四五〇号）
一〇五三　同（山原健二郎君紹介）（第三四五一号）
一〇五四　同（山本政弘君紹介）（第三四五二号）
一〇五五　同（米原昶君紹介）（第三四五三号）
一〇五六　大腿四頭筋短縮症患者救済に関する請願（田口一男君紹介）（第三三五七号）
一〇五七　同（小林信一君紹介）（第三三九七号）
一〇五八　戦時災害援護法制定に関する請願（赤松勇君紹介）（第三三五八号）
一〇五九　同（赤松勇君紹介）（第三三九六号）
一〇六〇　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第三三五九号）
一〇六一　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（多田光雄君紹介）（第三三六〇号）
一〇六二　社会福祉事業法の一部改正に関する請願（野中英二君紹介）（第三三八六号）
一〇六三　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（枝村要作君紹介）（第三三八九号）
一〇六四　同（田口一男君紹介）（第三三九〇号）
一〇六五　同（森井忠良君紹介）（第三三九一号）
一〇六六　各種障害年金制度改善に関する請願（枝村要作君紹介）（第三三九二号）
一〇六七　同（島本虎三君紹介）（第三三九三号）
一〇六八　同（田口一男君紹介）（第三三九四号）
一〇六九　同（森井忠良君紹介）（第三三九五号）
一〇七〇　医療保険制度の確立に関する請願（有島重武君紹介）（第三三九八号）
一〇七一　社会保障制度の拡充等に関する請願（渡辺三郎君紹介）（第三三九九号）
一〇七二　結核患者の医療保障等に関する請願（井上泉君紹介）（第三四〇七号）
一〇七三　同（坂本恭一君紹介）（第三四〇八号）
一〇七四　同（中村重光君紹介）（第三四〇九号）
一〇七五　同（成田知巳君紹介）（第三四一〇号）
一〇七六　同（森井忠良君紹介）（第三四一一号）
一〇七七　社会福祉制度の改善等に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第三五〇〇号）
一〇七八　同（村山富市君紹介）（第三五五二号）
一〇七九　保育所の父母負担軽減に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第三五〇一号）
一〇八〇　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（川俣健二郎君紹介）（第三五〇二号）
一〇八一　同（島本虎三君紹介）（第三五〇三号）
一〇八二　同（金子みつ君紹介）（第三五五九号）
一〇八三　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（長谷川正三君紹介）（第三五〇四号）
一〇八四　同（不破哲三君紹介）（第三六〇五号）
一〇八五　社会保障制度改善等に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第三五〇五号）
一〇八六　戦時災害援護法制定に関する請願（赤松勇君紹介）（第三五〇六号）
一〇八七　同（赤松勇君紹介）（第三五五六号）
一〇八八　同（赤松勇君紹介）（第三六一六号）
一〇八九　結核患者の医療保障等に関する請願（坂本恭一君紹介）（第三五〇七号）
一〇九〇　同（中澤茂一君紹介）（第三五〇八号）
一〇九一　同（中村重光君紹介）（第三五〇九号）
一〇九二　同（金瀬俊雄君紹介）（第三五五七号）
一〇九三　同（島本虎三君紹介）（第三五五八号）
一〇九四　准看護婦制度廃止に関する請願（小川省吾君紹介）（第三五一〇号）
一〇九五　同（島本虎三君紹介）（第三五一一号）
一〇九六　同（山本政弘君紹介）（第三五一二号）
一〇九七　同（稲葉誠一君紹介）（第三五六四号）
一〇九八　同（金子みつ君紹介）（第三五六五号）
一〇九九　同（小泉純一郎君紹介）（第三五六六号）
一一〇〇　同外一件（島本虎三君紹介）（第三五六七号）
一一〇一　同（山口鶴男君紹介）（第三五六八号）
一一〇二　同（島本虎三君紹介）（第三六〇九号）
一一〇三　母性の社会保障に関する請願（阿部助哉君紹介）（第三五一二号）
一一〇四　同（大出俊君紹介）（第三五一四号）
一一〇五　同（川俣健二郎君紹介）（第三五一五号）
一一〇六　同（木原実君紹介）（第三五一六号）
一一〇七　同（清水徳松君紹介）（第三五一七号）
一一〇八　同（鈴切康雄君紹介）（第三五一八号）
一一〇九　同（山田芳治君紹介）（第三五一九号）
一一一〇　同（久保等君紹介）（第三五六二号）
一一一一　同（坂本恭一君紹介）（第三五六三号）
一一一二　同（木原実君紹介）（第三六〇八号）

一一一三　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（寺前巌君紹介）（第三五五三号）
一一一四　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（上坂昇君紹介）（第三五五四号）
一一一五　全国全産業一律最低賃金制確立に関する請願（寺前巌君紹介）（第三五五五号）
一一一六　各種障害年金制度改善に関する請願（金子みつ君紹介）（第三五六〇号）
一一一七　社会保障制度の拡充等に関する請願（板川正吾君紹介）（第三五六一号）
一一一八　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第三五六九号）
一一一九　同（多田光雄君紹介）（第三六〇七号）
一一二〇　雇用の安定に関する請願（野田毅君紹介）（第三六〇〇号）
一一二一　暮らせる年金制度の確立に関する請願（八百板正君紹介）（第三六〇一号）
一一二二　医療行政確立に関する請願（八百板正君紹介）（第三六〇二号）
一一二三　失業対策事業の賃金引上げ等に関する請願（吉田法晴君紹介）（第三六〇三号）
一一二四　皇法学師の許可に関する請願（吉田法晴君紹介）（第三六〇四号）
一一二五　中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願（佐々木秀世君紹介）（第三六〇六号）
一一二六　医療保険制度の確立に関する請願（津金佑近君紹介）（第三六一〇号）
一一二七　同（津川武一君紹介）（第三六一一号）
一一二八　同（中島武敏君紹介）（第三六一二号）
一一二九　同（不破哲三君紹介）（第三六一三号）
一一三〇　健康保険の改悪反対等に関する請願（津金佑近君紹介）（第三六一四号）
一一三一　生活保護基準及び老齢福祉年金の引上げ等に関する請願（中島武敏君紹介）（第三六一五号）
一一三二　大腿四頭筋短縮症患者救済に関する請願（小林信一君紹介）（第三六一七号）
一一三三　戦時災害援護法制定に関する請願（赤松勇君紹介）（第三六五二号）
一一三四　同（赤松勇君紹介）（第三六八一号）
一一三五　同（赤松勇君紹介）（第三七二一号）
一一三六　社会保障制度改善等に関する請願（高沢寅男君紹介）（第三六五三号）
一一三七　同（荒木宏君紹介）（第三六八三号）
一一三八　同（諫山博君紹介）（第三六八四号）
一一三九　同（柴田睦夫君紹介）（第三六八五号）
一一四〇　同（田代文久君紹介）（第三六八六号）
一一四一　同（寺前巌君紹介）（第三六八七号）
一一四二　同（中川利三郎君紹介）（第三六八八号）
一一四三　同（三浦久君紹介）（第三六八九号）
一一四四　同（三谷秀治君紹介）（第三六九〇号）
一一四五　同（長谷川正三君紹介）（第三七二三号）
一一四六　同（河上民雄君紹介）（第三七六七号）
一一四七　同（多田光雄君紹介）（第三七六八号）
一一四八　同（増本一彦君紹介）（第三七六九号）
一一四九　同（渡辺三郎君紹介）（第三七七〇号）
一一五〇　社会保障制度の拡充等に関する請願（島本虎三君紹介）（第三六五四号）
一一五一　健康保険の改悪反対等に関する請願（津金佑近君紹介）（第三六五五号）
一一五二　同（津金佑近君紹介）（第三六八〇号）
一一五三　医療保険制度の確立に関する請願（津川武一君紹介）（第三六五六号）
一一五四　同（平田藤吉君紹介）（第三七二二号）
一一五五　同（平田藤吉君紹介）（第三七七一号）
一一五六　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第三六五七号）
一一五七　同（多田光雄君紹介）（第三六八二号）
一一五八　同（多田光雄君紹介）（第三七八一号）
一一五九　社会福祉制度の改善等に関する請願（田中美智子君紹介）（第三六七四号）
一一六〇　結核患者の医療保障等に関する請願（竹村幸雄君紹介）（第三六七五号）
一一六一　同（山田芳治君紹介）（第三六七六号）
一一六二　准看護婦制度廃止に関する請願（羽田孜君紹介）（第三六七七号）
一一六三　同（小川省吾君紹介）（第三七二八号）
一一六四　同外十七件（中村弘海君紹介）（第三七二九号）
一一六五　同外四十九件（灘尾弘吉君紹介）（第三七三〇号）
一一六六　同外二十一件（羽田孜君紹介）（第三七三一号）
一一六七　同外一件（原健三郎君紹介）（第三七三二号）
一一六八　同外四十五件（三原朝雄君紹介）（第三七三三号）
一一六九　同外一件（白濱仁吉君紹介）（第三七七五号）
一一七〇　同外四件（中山正暉君紹介）（第三七七六号）
一一七一　同（橋本龍太郎君紹介）（第三七七七号）
一一七二　同（長谷川四郎君紹介）（第三七七八号）
一一七三　同（坊秀男君紹介）（第三七七九号）
一一七四　母性の社会保障に関する請願（河上民雄君紹介）（第三六七八号）
一一七五　同（中村茂君紹介）（第三六七九号）
一一七六　同（川俣健二郎君紹介）（第三七二四号）
一一七七　同（河上民雄君紹介）（第三七二五号）
一一七八　同（木島喜兵衛君紹介）（第三七二六号）
一一七九　同（佐藤観樹君紹介）（第三七二七号）
一一八〇　同（河上民雄君紹介）（第三七七二号）
一一八一　同（佐藤観樹君紹介）（第三七七三号）
一一八二　同（横山利秋君紹介）（第三七七四号）
一一八三　政府関係法人における労働条件改善等に関する請願（長谷川正三君紹介）（第三七一九号）
一一八四　同（長谷川正三君紹介）（第三七八〇号）
一一八五　失業労働者の就労保障に関する請願（多田光雄君紹介）（第三七二〇号）
一一八六　水道事業に対する補助金増額等に関する請願（赤城宗徳君紹介）（第三七三四号）
一一八七　旧ソ満国境及び満州国間島省延吉付近丘陵地の遺骨収集等に関する請願（旗野進一君紹介）（第三八〇八号）
一一八八　保育所の父母負担軽減に関する請願（荒木宏君紹介）（第三八〇九号）
一一八九　同（寺前巌君紹介）（第三八一〇号）
一一九〇　同（大橋敏雄君紹介）（第三八一一号）
一一九一　同（広瀬秀吉君紹介）（第三八一二号）
一一九二　同（田口一男君紹介）（第三八九三号）
一一九三　同（八木昇君紹介）（第三八九四号）
一一九四　同（横山利秋君紹介）（第三八九五号）
一一九五　業務災害者の医師選択の自由保障に関する請願（大橋敏雄君紹介）（第三八一三号）
一一九六　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（村上弘君紹介）（第三八一四号）
一一九七　社会福祉制度の改善に関する請願（瀬野栄次郎君紹介）（第三八一五号）
一一九八　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（大橋敏雄君紹介）（第三八一六号）
一一九九　療術の制度化反対に関する請願（高橋千寿君紹介）（第三八一七号）
二〇〇　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（大橋敏雄君紹介）（第三八一八号）
二〇一　同外三件（島田琢郎君紹介）（第三八九六号）
二〇二　各種障害年金制度改善に関する請願（大橋敏雄君紹介）（第三八一九号）
二〇三　医療保険制度の確立に関する請願（大橋敏雄君紹介）（第三八二〇号）
二〇四　同（大橋敏雄君紹介）（第三八九九号）
二〇五　政府関係法人における労働条件改善等に関する請願（山本政弘君紹介）（第三八二一号）
二〇六　准看護婦制度廃止に関する請願（小川省吾君紹介）（第三八二二号）
二〇七　同（唐沢俊二郎君紹介）（第三八二三号）
二〇八　同外九十五件（高橋千寿君紹介）（第三

八二四号）
一二〇九　同外百七十五件（谷垣專一君紹介）（第三八二五号）
一二一〇　同（島村一郎君紹介）（第三九〇〇号）
一二一一　同外二十一件（福田篤泰君紹介）（第三九〇一号）
一二一二　同（森井忠良君紹介）（第三九〇二号）
一二一三　母性の社会保障に関する請願外二件（川俣健二郎君紹介）（第三八二六号）
一二一四　同（河上民雄君紹介）（第三八二七号）
一二一五　同（坂本恭一君紹介）（第三八二八号）
一二一六　同（湯山勇君紹介）（第三八二九号）
一二一七　同（横山利秋君紹介）（第三八三〇号）
一二一八　同（河上民雄君紹介）（第三八九七号）
一二一九　同（木原実君紹介）（第三八九八号）
一二二〇　社会保障制度改善等に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第三八三一号）
一二二一　同（浅井美幸君紹介）（第三八三二号）
一二二二　同（荒木宏君紹介）（第三八三三号）
一二二三　同（諫山博君紹介）（第三八三四号）
一二二四　同（石母田達君紹介）（第三八三五号）
一二二五　同（梅田勝君紹介）（第三八三六号）
一二二六　同（浦井洋君紹介）（第三八三七号）
一二二七　同（金子満広君紹介）（第三八三八号）
一二二八　同（神崎敏雄君紹介）（第三八三九号）
一二二九　同（木下元二君紹介）（第三八四〇号）
一二三〇　同（栗田翠君紹介）（第三八四一号）
一二三一　同（小林政子君紹介）（第三八四二号）
一二三二　同（紺野与次郎君紹介）（第三八四三号）
一二三三　同（柴田睦夫君紹介）（第三八四四号）
一二三四　同（瀬崎博義君紹介）（第三八四五号）
一二三五　同（瀬長亀次郎君紹介）（第三八四六号）
一二三六　同（田代文久君紹介）（第三八四七号）
一二三七　同（小林政子君紹介）（第三八四八号）
一二三八　同（田中美智子君紹介）（第三八四九号）
一二三九　同（多田光雄君紹介）（第三八五〇号）
一二四〇　同（津金佑近君紹介）（第三八五一号）
一二四一　同（津川武一君紹介）（第三八五二号）
一二四二　同（寺前巌君紹介）（第三八五三号）
一二四三　同（土橋一吉君紹介）（第三八五四号）
一二四四　同（中川利三郎君紹介）（第三八五五号）
一二四五　同（中路雅弘君紹介）（第三八五六号）
一二四六　同（中島武敏君紹介）（第三八五七号）
一二四七　同（野間友一君紹介）（第三八五八号）
一二四八　同（林百郎君紹介）（第三八五九号）
一二四九　同（東中光雄君紹介）（第三八六〇号）
一二五〇　同（平田藤吉君紹介）（第三八六一号）
一二五一　同（広瀬秀吉君紹介）（第三八六二号）
一二五二　同（不破哲三君紹介）（第三八六三号）
一二五三　同（正森成二君紹介）（第三八六四号）
一二五四　同（増本一彦君紹介）（第三八六五号）
一二五五　同（松本善明君紹介）（第三八六六号）
一二五六　同（三浦久君紹介）（第三八六七号）
一二五七　同（三谷秀治君紹介）（第三八六八号）
一二五八　同（村上弘君紹介）（第三八六九号）
一二五九　同（山原健二郎君紹介）（第三八七〇号）
一二六〇　同（山本政弘君紹介）（第三八七一号）
一二六一　同（米原昶君紹介）（第三八七二号）
一二六二　同（和田貞夫君紹介）（第三八七三号）
一二六三　同（渡辺三郎君紹介）（第三八七四号）
一二六四　同（青柳盛雄君紹介）（第三九〇三号）
一二六五　同外二件（浅井美幸君紹介）（第三九〇四号）
一二六六　同（荒木宏君紹介）（第三九〇五号）
一二六七　同（諫山博君紹介）（第三九〇六号）
一二六八　同（石母田達君紹介）（第三九〇七号）
一二六九　同（梅田勝君紹介）（第三九〇八号）
一二七〇　同（浦井洋君紹介）（第三九〇九号）
一二七一　同（金子満広君紹介）（第三九一〇号）
一二七二　同（神崎敏雄君紹介）（第三九一一号）
一二七三　同（木下元二君紹介）（第三九一二号）
一二七四　同（栗田翠君紹介）（第三九一三号）
一二七五　同（小林政子君紹介）（第三九一四号）
一二七六　同（紺野与次郎君紹介）（第三九一五号）
一二七七　同（佐藤観樹君紹介）（第三九一六号）
一二七八　同（柴田睦夫君紹介）（第三九一七号）
一二七九　同（庄司幸助君紹介）（第三九一八号）
一二八〇　同（瀬崎博義君紹介）（第三九一九号）
一二八一　同（瀬長亀次郎君紹介）（第三九二〇号）
一二八二　同（田代文久君紹介）（第三九二一号）
一二八三　同（田中美智子君紹介）（第三九二二号）
一二八四　同（多田光雄君紹介）（第三九二三号）
一二八五　同（津金佑近君紹介）（第三九二四号）
一二八六　同（津川武一君紹介）（第三九二五号）
一二八七　同（寺前巌君紹介）（第三九二六号）
一二八八　同（土橋一吉君紹介）（第三九二七号）
一二八九　同（中川利三郎君紹介）（第三九二八号）
一二九〇　同（中路雅弘君紹介）（第三九二九号）
一二九一　同（中島武敏君紹介）（第三九三〇号）
一二九二　同（野間友一君紹介）（第三九三一号）
一二九三　同（林百郎君紹介）（第三九三二号）
一二九四　同（東中光雄君紹介）（第三九三三号）
一二九五　同（平田藤吉君紹介）（第三九三四号）
一二九六　同（不破哲三君紹介）（第三九三五号）
一二九七　同（正森成二君紹介）（第三九三六号）
一二九八　同（増本一彦君紹介）（第三九三七号）
一二九九　同（松本善明君紹介）（第三九三八号）
一三〇〇　同（三浦久君紹介）（第三九三九号）
一三〇一　同（三谷秀治君紹介）（第三九四〇号）
一三〇二　同（村上弘君紹介）（第三九四一号）
一三〇三　同（山原健二郎君紹介）（第三九四二号）
一三〇四　同（米原佑君紹介）（第三九四三号）
一三〇五　社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願（浅井美幸君紹介）（第三八九一号）
一三〇六　障害者の生活及び医療保障等に関する請願（北側義一君紹介）（第三八九二号）
一三〇七　准看護婦制度廃止に関する請願（森井忠良君紹介）（第三九五八号）
一三〇八　同外二十八件（島田安夫君紹介）（第三九八九号）
一三〇九　同外九十九件（増岡博之君紹介）（第四〇三二号）
一三一〇　社会保障制度改善等に関する請願（諫山博君紹介）（第三九五九号）
一三一一　同（石野久男君紹介）（第三九六〇号）
一三一二　同（勝間田清一君紹介）（第三九六一号）
一三一三　同（金丸徳重君紹介）（第三九六二号）
一三一四　同（河上民雄君紹介）（第三九六三号）
一三一五　同（広瀬秀吉君紹介）（第三九六四号）
一三一六　同（松浦利尚君紹介）（第三九六五号）
一三一七　同（武藤山治君紹介）（第三九六六号）
一三一八　同（山本政弘君紹介）（第三九六七号）
一三一九　同（和田貞夫君紹介）（第三九六八号）
一三二〇　同（渡辺三郎君紹介）（第三九六九号）
一三二一　同外三件（新井彬之君紹介）（第三九九三号）
一三二二　同外十三件（有島重武君紹介）（第三九九四号）
一三二三　同（井岡大治君紹介）（第三九九五号）
一三二四　同（石野久男君紹介）（第三九九六号）
一三二五　同（梅田勝君紹介）（第三九九七号）
一三二六　同（浦井洋君紹介）（第三九九八号）
一三二七　同外三件（大久保直彦君紹介）（第三九九九号）
一三二八　同外四件（大橋敏雄君紹介）（第四〇〇〇号）
一三二九　同外二件（近江巳記夫君紹介）（第四〇〇一号）
一三三〇　同外二件（岡本富夫君紹介）（第四〇〇二号）
一三三一　同外二件（鬼木勝利君紹介）（第四〇〇三号）
一三三二　同（金丸徳重君紹介）（第四〇〇四号）
一三三三　同（木下元二君紹介）（第四〇〇五号）
一三三四　同外二件（小濱新次君紹介）（第四〇〇六号）
一三三五　同外一件（坂口力君紹介）（第四〇〇七号）
一三三六　同（島田琢郎君紹介）（第四〇〇八号）
一三三七　同（庄司幸助君紹介）（第四〇〇九号）
一三三八　同外九件（鈴切康雄君紹介）（第四〇一〇号）
一三三九　同（瀬野栄次郎君紹介）（第四〇一一号）
一三四〇　同（田中美智子君紹介）（第四〇一二号）
一三四一　同（土橋一吉君紹介）（第四〇一三号）
一三四二　同（中島武敏君紹介）（第四〇一四号）

一三四三　同（野間友一君紹介）（第四〇一五号）
一三四四　同（芳賀貢君紹介）（第四〇一六号）
一三四五　同（長谷川正三君紹介）（第四〇一七号）
一三四六　同（林百郎君紹介）（第四〇一八号）
一三四七　同（東中光雄君紹介）（第四〇一九号）
一三四八　同（村上弘君紹介）（第四〇二〇号）
一三四九　同（村山喜一君紹介）（第四〇二一号）
一三五〇　同（阿部未喜男君紹介）（第四〇三三号）
一三五一　同（井岡大治君紹介）（第四〇三四号）
一三五二　同（石野久男君紹介）（第四〇三五号）
一三五三　同（加藤清政君紹介）（第四〇三六号）
一三五四　同（田中武夫君紹介）（第四〇三七号）
一三五五　同（芳賀貢君紹介）（第四〇三八号）
一三五六　同（堀昌雄君紹介）（第四〇三九号）
一三五七　同（美濃政市君紹介）（第四〇四〇号）
一三五八　同（井岡大治君紹介）（第四〇六二号）
一三五九　同（石野久男君紹介）（第四〇六三号）
一三六〇　同（上原康助君紹介）（第四〇六四号）
一三六一　同（小川省吾君紹介）（第四〇六五号）
一三六二　同（斉藤正男君紹介）（第四〇六六号）
一三六三　同（島田琢郎君紹介）（第四〇六七号）
一三六四　同（高沢寅男君紹介）（第四〇六八号）
一三六五　同（成田知巳君紹介）（第四〇六九号）
一三六六　同（芳賀貢君紹介）（第四〇七〇号）
一三六七　同（美濃政市君紹介）（第四〇七一号）
一三六八　同（八百板正君紹介）（第四〇七二号）
一三六九　同（安井吉典君紹介）（第四〇七三号）
一三七〇　同（米原昶君紹介）（第四〇七四号）
一三七一　同（勝間田清一君紹介）（第四一二七号）
一三七二　同（広瀬秀吉君紹介）（第四一二八号）
一三七三　同（福岡義登君紹介）（第四一二九号）
一三七四　同（八百板正君紹介）（第四一三〇号）
一三七五　同（和田貞夫君紹介）（第四一三一号）
一三七六　国立病院・療養所の医療改善等に関する請願（大橋敏雄君紹介）（第三九七九号）
一三七七　全国一律最低賃金制等に関する請願（坂口力君紹介）（第三九八〇号）
一三七八　同（辻原弘市君紹介）（第三九八一号）
一三七九　同（村山富市君紹介）（第四〇五二号）
一三八〇　同（辻原弘市君紹介）（第四一二〇号）
一三八一　同（村山富市君紹介）（第四一二一号）
一三八二　政府関係法人における労働条件改善等に関する請願（青柳盛雄君紹介）（第三九八二号）
一三八三　同（浦井洋君紹介）（第三九八三号）
一三八四　同（木下元二君紹介）（第三九八四号）
一三八五　同（田代文久君紹介）（第三九八五号）
一三八六　同（土橋一吉君紹介）（第三九八六号）
一三八七　同（中川利三郎君紹介）（第三九八七号）
一三八八　同（中路雅弘君紹介）（第三九八八号）
一三八九　同（加藤清政君紹介）（第四〇五三号）
一三九〇　同外一件（高沢寅男君紹介）（第四一二四号）
一三九一　保育所の父母負担軽減に関する請願（小宮武喜君紹介）（第三九九〇号）
一三九二　同（伏木和雄君紹介）（第三九九一号）
一三九三　同（村山喜一君紹介）（第三九九二号）
一三九四　同（金子満広君紹介）（第四〇五四号）
一三九五　同（坂口力君紹介）（第四一二五号）
一三九六　同（高沢寅男君紹介）（第四一二六号）
一三九七　全国一律最低賃金制の確立に関する請願（野間友一君紹介）（第四〇五一号）
一三九八　家内労働者の生活権確保に関する請願（金子満広君紹介）（第四〇五五号）
一三九九　同（小林政子君紹介）（第四〇五六号）
一四〇〇　同（平田藤吉君紹介）（第四〇五七号）
一四〇一　同（不破哲三君紹介）（第四〇五八号）
一四〇二　医療保険制度の確立に関する請願（中川利三郎君紹介）（第四〇五九号）
一四〇三　生活保護基準の改善等に関する請願（多田光雄君紹介）（第四〇六〇号）
一四〇四　医療・年金制度の改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第四〇六一号）
一四〇五　母性の社会保障に関する請願（嶋崎譲君紹介）（第四一二二号）
一四〇六　社会保障制度の拡充等に関する請願（河上民雄君紹介）（第四一二三号）
一四〇七　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（辻原弘市君紹介）（第四一四三号）
一四〇八　同（村山富市君紹介）（第四一八九号）
一四〇九　同（辻原弘市君紹介）（第四一七三号）
一四一〇　同（村山富市君紹介）（第四一七四号）
一四一一　同（辻原弘市君紹介）（第四一二〇号）
一四一二　同（村山富市君紹介）（第四一二一号）
一四一三　母性の社会保障に関する請願（坂本恭一君紹介）（第四一四五号）
一四一四　同（河上民雄君紹介）（第四一七五号）
一四一五　同（嶋崎譲君紹介）（第四一七六号）
一四一六　同（高橋繁君紹介）（第四一二五四号）
一四一七　准看護婦制度廃止に関する請願（林大幹君紹介）（第四一四六号）
一四一八　政府関係法人における労働条件改善等に関する請願（加藤清政君紹介）（第四一四七号）
一四一九　同（高沢寅男君紹介）（第四一七九号）
一四二〇　同（山本政弘君紹介）（第四一八〇号）
一四二一　社会保障制度改善等に関する請願（浅井美幸君紹介）（第四一四八号）
一四二二　同（阿部未喜男君紹介）（第四一四九号）
一四二三　同（赤松勇君紹介）（第四一五〇号）
一四二四　同（石野久男君紹介）（第四一五一号）
一四二五　同（岩垂寿喜男君紹介）（第四一五二号）
一四二六　同（上原康助君紹介）（第四一五三号）
一四二七　同（田中武夫君紹介）（第四一五四号）
一四二八　同（塚田庄平君紹介）（第四一五五号）
一四二九　同（芳賀貢君紹介）（第四一五六号）
一四三〇　同（美濃政市君紹介）（第四一五七号）
一四三一　同（八百板正君紹介）（第四一五八号）
一四三二　同（山本政弘君紹介）（第四一五九号）
一四三三　同（阿部未喜男君紹介）（第四一八一号）
一四三四　同（上原康助君紹介）（第四一八二号）
一四三五　同（島田琢郎君紹介）（第四一八三号）
一四三六　同（田口一男君紹介）（第四一八四号）
一四三七　同（塚田庄平君紹介）（第四一八五号）
一四三八　同（芳賀貢君紹介）（第四一八六号）
一四三九　同（長谷川正三君紹介）（第四一八七号）
一四四〇　同（美濃政市君紹介）（第四一八八号）
一四四一　同（村山喜一君紹介）（第四一八九号）
一四四二　同（山口鶴男君紹介）（第四一九〇号）
一四四三　同（山田耻目君紹介）（第四一九一号）
一四四四　同（和田貞夫君紹介）（第四一九二号）
一四四五　同（渡辺三郎君紹介）（第四一九三号）
一四四六　同（阿部未喜男君紹介）（第四二六三号）
一四四七　同外二件（石田幸四郎君紹介）（第四二六四号）
一四四八　同（石野久男君紹介）（第四二六五号）
一四四九　同（上原康助君紹介）（第四二六六号）
一四五〇　同（枝村要作君紹介）（第四二六七号）
一四五一　同（太田一夫君紹介）（第四二六八号）
一四五二　同（沖本泰幸君紹介）（第四二六九号）
一四五三　同（勝澤芳雄君紹介）（第四二七〇号）
一四五四　同（勝間田清一君紹介）（第四二七一号）
一四五五　同（久保田鶴松君紹介）（第四二七二号）
一四五六　同（久保等君紹介）（第四二七三号）
一四五七　同外二件（瀬野栄次郎君紹介）（第四二七四号）
一四五八　同外二件（田中昭二君紹介）（第四二七五号）
一四五九　同外二件（高橋繁君紹介）（第四二七六号）
一四六〇　同外二件（竹入義勝君紹介）（第四二七七号）
一四六一　同（中島武敏君紹介）（第四二七八号）
一四六二　同（楢崎弥之助君紹介）（第四二七九号）
一四六三　同（芳賀貢君紹介）（第四二八〇号）
一四六四　同外二件（林孝矩君紹介）（第四二八一号）
一四六五　同（日野吉夫君紹介）（第四二八二号）
一四六六　同外二件（広沢直樹君紹介）（第四二八三号）
一四六七　同（広瀬秀吉君紹介）（第四二八四号）
一四六八　同外二件（伏木和雄君紹介）（第四二八五号）
一四六九　同（堀昌雄君紹介）（第四二八六号）
一四七〇　同外七件（正木良明君紹介）（第四二八七号）

七号）
一四七一　同外二件（松尾信人君紹介）（第四二八八号）
一四七二　同外二件（松本忠助君紹介）（第四二八九号）
一四七三　同（八百板正君紹介）（第四二九〇号）
一四七四　同外二件（矢野絢也君紹介）（第四二九一号）
一四七五　同（山口鶴男君紹介）（第四二九二号）
一四七六　同（山崎始男君紹介）（第四二九三号）
一四七七　同外六件（山田太郎君紹介）（第四二九四号）
一四七八　同（山田耻目君紹介）（第四二九五号）
一四七九　同（山本幸一君紹介）（第四二九六号）
一四八〇　同（和田貞夫君紹介）（第四二九七号）
一四八一　同外二件（渡部一郎君紹介）（第四二九八号）
一四八二　同（渡辺三郎君紹介）（第四二九九号）
一四八三　同（渡辺惣蔵君紹介）（第四三〇〇号）
一四八四　旧満蒙開拓青少年義勇軍関係者の処遇改善等に関する請願（早稲田柳右ヱ門君紹介）（第四一七二号）
一四八五　各種障害年金制度改善に関する請願外二件（川俣健二郎君紹介）（第四一七七号）
一四八六　大腿四頭筋短縮症患者救済に関する請願（小林信一君紹介）（第四一七八号）
一四八七　戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族の範囲拡大に関する請願（田代文久君紹介）（第四二四九号）
一四八八　保育所の父母負担軽減に関する請願（広沢直樹君紹介）（第四二五二号）
一四八九　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（中川利三郎君紹介）（第四二五三号）
一四九〇　国立病院・療養所の医療改善等に関する請願（寺前巌君紹介）（第四二五五号）
一四九一　医療保険制度の確立に関する請願（紺野与次郎君紹介）（第四二五六号）
一四九二　健康保険法改正反対等に関する請願（石母田達君紹介）（第四二五七号）
一四九三　同（伏木和雄君紹介）（第四二五八号）
一四九四　保育予算増額等に関する請願（津川武一君紹介）（第四二五九号）
一四九五　同（中島武敏君紹介）（第四二六〇号）
一四九六　同（平田藤吉君紹介）（第四二六一号）
一四九七　同（山原健二郎君紹介）（第四二六二号）
一四九八　あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう治療費の保険給付取扱いに関する請願（小沢貞孝君紹介）（第四三三五号）
一四九九　同（唐沢俊二郎君紹介）（第四三三六号）
一五〇〇　同（吉川久衛君紹介）（第四三三七号）
一五〇一　同（倉石忠雄君紹介）（第四三三八号）
一五〇二　同（羽田孜君紹介）（第四三三九号）
一五〇三　同（中澤茂一君紹介）（第四四四七号）
一五〇四　医療保険制度の確立に関する請願（紺野与次郎君紹介）（第四三四〇号）
一五〇五　同（荒木宏君紹介）（第四四五五六号）
一五〇六　同（梅田勝君紹介）（第四四五五七号）
一五〇七　同（神崎敏雄君紹介）（第四四五五八号）
一五〇八　同（瀬長亀次郎君紹介）（第四四五五九号）
一五〇九　同（田代文久君紹介）（第四四六〇号）
一五一〇　同（田中美智子君紹介）（第四四六一号）
一五一一　同（津川武一君紹介）（第四四六二号）
一五一二　同（寺前巌君紹介）（第四四六三号）
一五一三　同（中川利三郎君紹介）（第四四六四号）
一五一四　同（野間友一君紹介）（第四四六五号）
一五一五　同（三浦久君紹介）（第四四六六号）
一五一六　同（山原健二郎君紹介）（第四四四六七号）
一五一七　生活保護基準及び老齢福祉年金の引上げ等に関する請願（中島武敏君紹介）（第四三四一号）
一五一八　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（辻原弘市君紹介）（第四三四二号）
一五一九　同（村山富市君紹介）（第四三四三号）
一五二〇　同（島本虎三君紹介）（第四四四五一号）
一五二一　同（田邊誠君紹介）（第四四四五三号）
一五二二　同（辻原弘市君紹介）（第四四四五四号）
一五二三　同（村山富市君紹介）（第四四四五五号）
一五二四　社会保障制度改善等に関する請願（阿部未喜男君紹介）（第四三四四号）
一五二五　同（井岡大治君紹介）（第四三四五号）
一五二六　同（井上普方君紹介）（第四三四六号）
一五二七　同（石野久男君紹介）（第四三四七号）
一五二八　同（石母田達君紹介）（第四三四八号）
一五二九　同（上原康助君紹介）（第四三四九号）
一五三〇　同（枝村要作君紹介）（第四三五〇号）
一五三一　同外二件（沖本泰幸君紹介）（第四三五一号）
一五三二　同外十五件（北側義一君紹介）（第四三五二号）
一五三三　同（久保田鶴松君紹介）（第四三五三号）
一五三四　同外二件（坂井弘一君紹介）（第四三五四号）
一五三五　同（坂本恭一君紹介）（第四三五五号）
一五三六　同（島田琢郎君紹介）（第四三五六号）
一五三七　同（竹内猛君紹介）（第四三五七号）
一五三八　同（芳賀貢君紹介）（第四三五八号）
一五三九　同（日野吉夫君紹介）（第四三五九号）
一五四〇　同（藤田高敏君紹介）（第四三六〇号）
一五四一　同（八百板正君紹介）（第四三六一号）
一五四二　同（山口鶴男君紹介）（第四三六二号）
一五四三　同（山崎始男君紹介）（第四三六三号）
一五四四　同（山田耻目君紹介）（第四三六四号）
一五四五　同（阿部未喜夫君紹介）（第四四四六八号）
一五四六　同（荒木宏君紹介）（第四四四六九号）
一五四七　同（新井彬之君紹介）（第四四四七〇号）
一五四八　同（有島重武君紹介）（第四四四七一号）
一五四九　同（石田幸四郎君紹介）（第四四四七二号）
一五五〇　同（石野久男君紹介）（第四四四七三号）
一五五一　同（上原康助君紹介）（第四四四七四号）
一五五二　同（小川新一郎君紹介）（第四四四七五号）
一五五三　同（大久保直彦君紹介）（第四四四七六号）
一五五四　同（大柴滋夫君紹介）（第四四四七七号）
一五五五　同（大橋敏雄君紹介）（第四四四七八号）
一五五六　同（大野潔君紹介）（第四四四七九号）
一五五七　同（太田一夫君紹介）（第四四四八〇号）
一五五八　同（近江巳記夫君紹介）（第四四四八一号）
一五五九　同（岡本富夫君紹介）（第四四四八二号）
一五六〇　同（沖本泰幸君紹介）（第四四四八三号）
一五六一　同（神崎敏雄君紹介）（第四四四八四号）
一五六二　同（北側義一君紹介）（第四四四八五号）
一五六三　同（小濱新次君紹介）（第四四四八六号）
一五六四　同（柴田健治君紹介）（第四四四八七号）
一五六五　同（島田琢郎君紹介）（第四四四八八号）
一五六六　同（庄司幸助君紹介）（第四四四八九号）
一五六七　同（竹入義勝君紹介）（第四四四九〇号）
一五六八　同（芳賀貢君紹介）（第四四四九一号）
一五六九　同（東中光雄君紹介）（第四四四九二号）
一五七〇　同（三谷秀治君紹介）（第四四四九三号）
一五七一　同（三宅正一君紹介）（第四四四九四号）
一五七二　同（美濃政市君紹介）（第四四四九五号）
一五七三　同（村上弘君紹介）（第四四四九六号）
一五七四　同（八百板正君紹介）（第四四四九七号）
一五七五　同（山崎始男君紹介）（第四四四九八号）
一五七六　同（山田耻目君紹介）（第四四四九九号）
一五七七　同（山本幸一君紹介）（第四四五〇〇号）
一五七八　健康保険法の改正反対等に関する請願（中川利三郎君紹介）（第四四四二八号）
一五七九　健康保険制度の改悪反対に関する請願外一件（石母田達君紹介）（第四四二九号）
一五八〇　同（田中美智子君紹介）（第四四三三〇号）
一五八一　高齢者の雇用政策改善に関する請願（金子みつ君紹介）（第四四四三一号）
一五八二　同（高沢寅男君紹介）（第四四四三二号）
一五八三　同（山本政弘君紹介）（第四四四三三号）
一五八四　社会福祉制度の改善等に関する請願（瀬野栄次郎君紹介）（第四四四三四号）
一五八五　准看護婦制度廃止に関する請願外二十一件（赤澤正道君紹介）（第四四四三五号）
一五八六　健康保険の改悪反対等に関する請願（梅田勝君紹介）（第四四四三六号）
一五八七　予防接種による被害者の救済に関する請願（荒木宏君紹介）（第四四四三七号）
一五八八　同（神崎敏雄君紹介）（第四四四三八号）

一五八九　同（東中光雄君紹介）（第四四三九号）
一五九〇　同（正森成二君紹介）（第四四四〇号）
一五九一　同（三谷秀治君紹介）（第四四四一号）
一五九二　同（村上弘君紹介）（第四四四二号）
一五九三　健康保険法改正反対等に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第四四四三号）
一五九四　政府関係法人における労働条件改善等に関する請願（加藤清政君紹介）（第四四四四号）
一五九五　雇用保障及び労働時間短縮等に関する請願（広瀬秀吉君紹介）（第四四四五号）
一五九六　国立病院・療養所の医療改善等に関する請願（村山富市君紹介）（第四四四六号）
一五九七　保育所の父母負担軽減に関する請願（島本虎三君紹介）（第四四四八号）
一五九八　同（田邊誠君紹介）（第四四四九号）
一五九九　同（松浦利尚君紹介）（第四四五〇号）
一六〇〇　同（武藤山治君紹介）（第四四五一号）
一六〇一　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（辻原弘市君紹介）（第四五六一号）
一六〇二　同（村山富市君紹介）（第四五六二号）
一六〇三　同（沖本泰幸君紹介）（第四六一八号）
一六〇四　同（辻原弘市君紹介）（第四六一九号）
一六〇五　同（村山富市君紹介）（第四六二〇号）
一六〇六　同（阿部昭吾君紹介）（第四七〇六号）
一六〇七　同（久保三郎君紹介）（第四七〇七号）
一六〇八　同（辻原弘市君紹介）（第四七〇八号）
一六〇九　同（村山富市君紹介）（第四七〇九号）
一六一〇　同（辻原弘市君紹介）（第四七四八号）
一六一一　同（村山富市君紹介）（第四七四九号）
一六一二　同（勝澤芳雄君紹介）（第四七八一号）
一六一三　同（島本虎三君紹介）（第四七八二号）
一六一四　同（辻原弘市君紹介）（第四七八三号）
一六一五　同（村山富市君紹介）（第四七八四号）
一六一六　同（島本虎三君紹介）（第四八三〇号）
一六一七　同（辻原弘市君紹介）（第四八三一号）
一六一八　同（村山富市君紹介）（第四八三二号）
一六一九　社会保障制度改善等に関する請願（島本虎三君紹介）（第四五六三号）
一六二〇　同（日野吉夫君紹介）（第四五六四号）
一六二一　同（山田耻目君紹介）（第四五六五号）
一六二二　同（湯山勇君紹介）（第四五六六号）
一六二三　同（赤松勇君紹介）（第四五八〇号）
一六二四　同（加藤清政君紹介）（第四五八一号）
一六二五　同（稲崎弥之助君紹介）（第四五八二号）
一六二六　同（山田芳治君紹介）（第四五八三号）
一六二七　同（米原昶君紹介）（第四五八四号）
一六二八　同（板川正吾君紹介）（第四六四三号）
一六二九　同（上原康助君紹介）（第四六四四号）
一六三〇　同（江田三郎君紹介）（第四六四五号）
一六三一　同（枝村要作君紹介）（第四六四六号）
一六三二　同（勝澤芳雄君紹介）（第四六四七号）
一六三三　同（金瀬俊雄君紹介）（第四六四八号）
一六三四　同（金子みつ君紹介）（第四六四九号）
一六三五　同（久保田鶴松君紹介）（第四六五〇号）
一六三六　同（小林信一君紹介）（第四六五一号）
一六三七　同（斉藤正男君紹介）（第四六五二号）
一六三八　同外一件（坂井弘一君紹介）（第四六五三号）
一六三九　同（島本虎三君紹介）（第四六五四号）
一六四〇　同（坂本恭一君紹介）（第四六五五号）
一六四一　同（田邊誠君紹介）（第四六五六号）
一六四二　同（福兼次郎君紹介）（第四六五七号）
一六四三　同（土井たか子君紹介）（第四六五八号）
一六四四　同（芳賀貢君紹介）（第四六五九号）
一六四五　同（日野吉夫君紹介）（第四六六〇号）
一六四六　同（平林剛君紹介）（第四六六一号）
一六四七　同（広瀬秀吉君紹介）（第四六六二号）
一六四八　同（藤田高敏君紹介）（第四六六三号）
一六四九　同（細谷治嘉君紹介）（第四六六四号）
一六五〇　同外一件（松本忠助君紹介）（第四六六五号）
一六五一　同（三宅正一君紹介）（第四六六六号）
一六五二　同（八百板正君紹介）（第四六六七号）
一六五三　同（八木昇君紹介）（第四六六八号）
一六五四　同（矢野絢也君紹介）（第四六六九号）
一六五五　同（山田太郎君紹介）（第四六七〇号）
一六五六　同（山田耻目君紹介）（第四六七一号）
一六五七　同（山本幸一君紹介）（第四六七二号）
一六五八　同（新井彬之君紹介）（第四七一〇号）
一六五九　同外一件（有島重武君紹介）（第四七一一号）
一六六〇　同（石田幸四郎君紹介）（第四七一二号）
一六六一　同（上原康助君紹介）（第四七一三号）
一六六二　同（枝村要作君紹介）（第四七一四号）
一六六三　同（大久保直彦君紹介）（第四七一五号）
一六六四　同（小川新一郎君紹介）（第四七一六号）
一六六五　同（大野潔君紹介）（第四七一七号）
一六六六　同（大橋敏雄君紹介）（第四七一八号）
一六六七　同（近江巳記夫君紹介）（第四七一九号）
一六六八　同（岡本富夫君紹介）（第四七二〇号）
一六六九　同（佐藤観樹君紹介）（第四七二一号）
一六七〇　同（芳賀貢君紹介）（第四七二二号）
一六七一　同（日野吉夫君紹介）（第四七二三号）
一六七二　同（八百板正君紹介）（第四七二四号）
一六七三　同（山口鶴男君紹介）（第四七二五号）
一六七四　同（山田耻目君紹介）（第四七二六号）
一六七五　同（山本弥之助君紹介）（第四七二七号）
一六七六　同（渡部一郎君紹介）（第四七二八号）
一六七七　同（有島重武君紹介）（第四七五〇号）
一六七八　同（井岡大治君紹介）（第四七五一号）
一六七九　同（板川正吾君紹介）（第四七五二号）
一六八〇　同（上原康助君紹介）（第四七五三号）
一六八一　同（江田三郎君紹介）（第四七五四号）
一六八二　同（大出俊君紹介）（第四七五五号）
一六八三　同（久保等君紹介）（第四七五六号）
一六八四　同（小林信一君紹介）（第四七五七号）
一六八五　同（兒玉末男君紹介）（第四七五八号）
一六八六　同（島本虎三君紹介）（第四七五九号）
一六八七　同（多賀谷眞稔君紹介）（第四七六〇号）
一六八八　同（中村茂君紹介）（第四七六一号）
一六八九　同（日野吉夫君紹介）（第四七六二号）
一六九〇　同（細谷治嘉君紹介）（第四七六三号）
一六九一　同（三宅正一君紹介）（第四七六四号）
一六九二　同（美濃政市君紹介）（第四七六五号）
一六九三　同（山口鶴男君紹介）（第四七六六号）
一六九四　同（山田耻目君紹介）（第四七六七号）
一六九五　同（山本幸一君紹介）（第四七六八号）
一六九六　同（吉田法晴君紹介）（第四七六九号）
一六九七　同（大出俊君紹介）（第四七八五号）
一六九八　同（江田三郎君紹介）（第四七八六号）
一六九九　同（勝澤芳雄君紹介）（第四七八七号）
一七〇〇　同（金瀬俊雄君紹介）（第四七八八号）
一七〇一　同（久保三郎君紹介）（第四七八九号）
一七〇二　同（小林進君紹介）（第四七九〇号）
一七〇三　同（佐藤観樹君紹介）（第四七九一号）
一七〇四　同（島本虎三君紹介）（第四七九二号）
一七〇五　同（中村重光君紹介）（第四七九三号）
一七〇六　同（日野吉夫君紹介）（第四七九四号）
一七〇七　同（美濃政市君紹介）（第四七九五号）
一七〇八　同（山口鶴男君紹介）（第四七九六号）
一七〇九　同（山崎始男君紹介）（第四七九七号）
一七一〇　同（山田耻目君紹介）（第四七九八号）
一七一一　同（山本幸一君紹介）（第四七九九号）
一七一二　同（米内山義一郎君紹介）（第四八〇〇号）
一七一三　同（渡辺惣蔵君紹介）（第四八〇一号）
一七一四　同（石野久男君紹介）（第四八五三号）
一七一五　同（板川正吾君紹介）（第四八五四号）
一七一六　同（江田三郎君紹介）（第四八五五号）
一七一七　同（大出俊君紹介）（第四八五六号）
一七一八　同（小林信一君紹介）（第四八五七号）
一七一九　同（小林進君紹介）（第四八五八号）
一七二〇　同（佐藤観樹君紹介）（第四八五九号）
一七二一　同（島本虎三君紹介）（第四八六〇号）
一七二二　同（嶋崎譲君紹介）（第四八六一号）
一七二三　同（田口一男君紹介）（第四八六二号）
一七二四　同（楯兼次郎君紹介）（第四八六三号）
一七二五　同（原茂君紹介）（第四八六四号）
一七二六　同（日野吉夫君紹介）（第四八六五号）
一七二七　同（藤田高敏君紹介）（第四八六六号）
一七二八　同（美濃政市君紹介）（第四八六七号）
一七二九　同（村上弘君紹介）（第四八六八号）
一七三〇　同（八木昇君紹介）（第四八六九号）
一七三一　同（山口鶴男君紹介）（第四八七〇号）
一七三二　同（山田耻目君紹介）（第四八七一号）

一七三三　同（山本幸一君紹介）（第四八七二号）
一七三四　同（米内山義一郎君紹介）（第四八七三号）
一七三五　准看護婦制度の廃止に関する請願（岡本富夫君紹介）（第四五七六号）
一七三六　同（瀬野栄次郎君紹介）（第四五七七号）
一七三七　同（伏木和雄君紹介）（第四五七八号）
一七三八　同（山田太郎君紹介）（第四五七九号）
一七三九　同（新井彬之君紹介）（第四六二一号）
一七四〇　同（浅井美幸君紹介）（第四六二二号）
一七四一　同（有島重武君紹介）（第四六二三号）
一七四二　同（石田幸四郎君紹介）（第四六二四号）
一七四三　同（小川新一郎君紹介）（第四六二五号）
一七四四　同（大久保直彦君紹介）（第四六二六号）
一七四五　同（小濱新次君紹介）（第四六二七号）
一七四六　同（坂井弘一君紹介）（第四六二八号）
一七四七　同（高橋繁君紹介）（第四六二九号）
一七四八　同（竹入義勝君紹介）（第四六三〇号）
一七四九　同（諫山博君紹介）（第四八三四号）
一七五〇　同（石母田達君紹介）（第四八三五号）
一七五一　同（梅田勝君紹介）（第四八三六号）
一七五二　同（浦井洋君紹介）（第四八三七号）
一七五三　同（金子満広君紹介）（第四八三八号）
一七五四　同（木下元二君紹介）（第四八三九号）
一七五五　同（栗田翠君紹介）（第四八四〇号）
一七五六　同（田代文久君紹介）（第四八四一号）
一七五七　同（田中美智子君紹介）（第四八四二号）
一七五八　同（津川武一君紹介）（第四八四三号）
一七五九　同（寺前巌君紹介）（第四八四四号）
一七六〇　同（野間友一君紹介）（第四八四五号）
一七六一　同（林百郎君紹介）（第四八四六号）
一七六二　同（村上弘君紹介）（第四八四七号）
一七六三　同（山原健二郎君紹介）（第四八四八号）
一七六四　医療保険制度の確立に関する請願（諫山博君紹介）（第四五八五号）
一七六五　同（梅田勝君紹介）（第四五八六号）
一七六六　同（浦井洋君紹介）（第四五八七号）
一七六七　同（大橋敏雄君紹介）（第四五八八号）
一七六八　同（神崎敏雄君紹介）（第四五八九号）
一七六九　同（木下元二君紹介）（第四五九〇号）
一七七〇　同（瀬長亀次郎君紹介）（第四五九一号）
一七七一　同（庄司幸助君紹介）（第四五九二号）
一七七二　同（鈴切康雄君紹介）（第四五九三号）
一七七三　同（田代文久君紹介）（第四五九四号）
一七七四　同（田中美智子君紹介）（第四五九五号）
一七七五　同（竹入義勝君紹介）（第四五九六号）
一七七六　同（津金佑近君紹介）（第四五九七号）
一七七七　同（寺前巌君紹介）（第四五九八号）
一七七八　同（土橋一吉君紹介）（第四五九九号）
一七七九　同（中川利三郎君紹介）（第四六〇〇号）
一七八〇　同（林百郎君紹介）（第四六〇一号）
一七八一　同（広沢直樹君紹介）（第四六〇二号）
一七八二　同（三浦久君紹介）（第四六〇三号）
一七八三　同（三谷秀治君紹介）（第四六〇四号）
一七八四　同（山原健二郎君紹介）（第四六〇五号）
一七八五　同（大野潔君紹介）（第四六三一号）
一七八六　同（大橋敏雄君紹介）（第四六三二号）
一七八七　同（近江巳記夫君紹介）（第四六三三号）
一七八八　同（岡本富夫君紹介）（第四六三四号）
一七八九　同（北側義一君紹介）（第四六三五号）
一七九〇　同（坂口力君紹介）（第四六三六号）
一七九一　同（鈴切康雄君紹介）（第四六三七号）
一七九二　同（瀬野栄次郎君紹介）（第四六三八号）
一七九三　同（田中昭二君紹介）（第四六三九号）
一七九四　同（林孝矩君紹介）（第四六四〇号）
一七九五　同（広沢直樹君紹介）（第四六四一号）
一七九六　同（正木良明君紹介）（第四六四二号）
一七九七　准看護婦制度廃止に関する請願外八件（大橋武夫君紹介）（第四六一六号）
一七九八　同外二十一件（山崎拓君紹介）（第四七〇三号）
一七九九　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（田中美智子君紹介）（第四六一七号）
一八〇〇　同（伏木和雄君紹介）（第四七〇四号）
一八〇一　同（寺前巌君紹介）（第四八二一九号）
一八〇二　保育所の父母負担軽減に関する請願（竹本孫一君紹介）（第四七〇五号）
一八〇三　同（石母田達君紹介）（第四八四九号）
一八〇四　同（栗田翠君紹介）（第四八五〇号）
一八〇五　同（田中美智子君紹介）（第四八五一号）
一八〇六　同（寺前巌君紹介）（第四八五二号）
一八〇七　社会福祉制度の改善等に関する請願（瀬野栄次郎君紹介）（第四七四七号）
一八〇八　老後保障としての年金制度改善に関する請願（田中美智子君紹介）（第四七七八号）
一八〇九　老後保障としての婦人の年金制度改善に関する請願（田中美智子君紹介）（第四七七九号）
一八一〇　あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう治療費の保険給付取扱いに関する請願（小坂善太郎君紹介）（第四七八〇号）
一八一一　ダンプカー運転者の生活保障に関する請願（梅田勝君紹介）（第四八〇六号）
一八一二　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願外一件（多田光雄君紹介）（第四八二五号）
一八一三　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（多田光雄君紹介）（第四八二六号）
一八一四　生活保護基準の改善等に関する請願（多田光雄君紹介）（第四八二七号）
一八一五　雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願（瀬崎博義君紹介）（第四八二八号）
一八一六　医療・年金制度の改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第四八三三号）
一八一七　医療制度等の改善に関する請願（田中美智子君紹介）（第四九〇二号）
一八一八　同（寺前巌君紹介）（第四九〇三号）
一八一九　同（枝村要作君紹介）（第四九九六号）
一八二〇　同（金子みつ君紹介）（第四九九七号）
一八二一　同（寺前巌君紹介）（第四九九八号）
一八二二　同（大橋敏雄君紹介）（第五〇八五号）
一八二三　同（小宮武喜君紹介）（第五〇八六号）
一八二四　ダンプカー運転者の生活保障に関する請願（紺野与次郎君紹介）（四九〇四号）
一八二五　同（沖本泰幸君紹介）（第四九八七号）
一八二六　旧満蒙開拓青少年義勇軍関係者の処遇改善等に関する請願（早稲田柳右エ門君紹介）（第四九〇五号）
一八二七　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（稲葉誠一君紹介）（第四九〇六号）
一八二八　同（島本虎三君紹介）（第四九九五号）
一八二九　健康保険制度の改悪反対に関する請願（田中美智子君紹介）（第四九〇七号）
一八三〇　同（中島武敏君紹介）（第四九八五号）
一八三一　同（大橋敏雄君紹介）（第五〇七八号）
一八三二　短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第四九〇八号）
一八三三　医療保険制度の確立に関する請願（庄司幸助君紹介）（第四九〇九号）
一八三四　同（田中美智子君紹介）（第四九一〇号）
一八三五　同（中路雅弘君紹介）（第四九八九号）
一八三六　同（増本一彦君紹介）（第四九九〇号）
一八三七　同（石母田達君紹介）（第五一三〇号）
一八三八　同外一件（大橋敏雄君紹介）（第五一三一号）
一八三九　同（田中美智子君紹介）（第五一三二号）
一八四〇　同（多田光雄君紹介）（第五一三三号）
一八四一　同（寺前巌君紹介）（第五一三四号）
一八四二　同（中川利三郎君紹介）（第五一三五号）
一八四三　同（平田藤吉君紹介）（第五一三六号）
一八四四　同（岡本富夫君紹介）（第五一三七号）
一八四五　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（辻原弘市君紹介）（第四九一一号）
一八四六　同（村山富市君紹介）（第四九一二号）
一八四七　同（島本虎三君紹介）（第五〇五〇号）
一八四八　同外一件（村山富市君紹介）（第五〇五一号）
一八四九　同（島本虎三君紹介）（第五一〇三号）
一八五〇　同（中澤茂一君紹介）（第五一〇四号）

一八五一　同外一件（村山富市君紹介）（第五一〇五号）
一八五二　政府関係法人における労働条件改善等に関する請願（中村茂君紹介）（第四九一三号）
一八五三　同（板川正吾君紹介）（第五〇〇〇号）
一八五四　同（中村茂君紹介）（第五〇〇一号）
一八五五　同（下平正一君紹介）（第五〇八四号）
一八五六　社会保障制度改善等に関する請願（井上泉君紹介）（第四九一四号）
一八五七　同（江田三郎君紹介）（第四九一五号）
一八五八　同（小川省吾君紹介）（第四九一六号）
一八五九　同（川崎寛治君紹介）（第四九一七号）
一八六〇　同（小林信一君紹介）（第四九一八号）
一八六一　同（坂本恭一君紹介）（第四九一九号）
一八六二　同（佐藤観樹君紹介）（第四九二〇号）
一八六三　同（島本虎三君紹介）（第四九二一号）
一八六四　同（竹村幸雄君紹介）（第四九二二号）
一八六五　同（中村茂君紹介）（第四九二三号）
一八六六　同（日野吉夫君紹介）（第四九二四号）
一八六七　同（古川喜一君紹介）（第四九二五号）
一八六八　同（美濃政市君紹介）（第四九二六号）
一八六九　同（森井忠良君紹介）（第四九二七号）
一八七〇　同（山口鶴男君紹介）（第四九二八号）
一八七一　同（米内山義一郎君紹介）（第四九二九号）
一八七二　同外一件（江田三郎君紹介）（第五〇〇五号）
一八七三　同（沖本泰幸君紹介）（第五〇〇六号）
一八七四　同（勝澤芳雄君紹介）（第五〇〇七号）
一八七五　同（小林進君紹介）（第五〇〇八号）
一八七六　同（兒玉末男君紹介）（第五〇〇九号）
一八七七　同外一件（佐藤観樹君紹介）（第五〇一〇号）
一八七八　同（鈴切康雄君紹介）（第五〇一一号）
一八七九　同外一件（田口一男君紹介）（第五〇一二号）
一八八〇　同（高田富之君紹介）（第五〇一三号）
一八八一　同（土井たか子君紹介）（第五〇一四号）
一八八二　同（辻原弘市君紹介）（第五〇一五号）
一八八三　同外一件（日野吉夫君紹介）（第五〇一六号）
一八八四　同（平林剛君紹介）（第五〇一七号）
一八八五　同（藤田高敏君紹介）（第五〇一八号）
一八八六　同（古川喜一君紹介）（第五〇一九号）
一八八七　同（鬼木勝利君紹介）（第五〇二〇号）
一八八八　同（森井忠良君紹介）（第五〇二一号）
一八八九　同（八木昇君紹介）（第五〇二二号）
一八九〇　同（山口鶴男君紹介）（第五〇二三号）
一八九一　同外一件（米内山義一郎君紹介）（第五〇二四号）
一八九二　同（安宅常彦君紹介）（第五一三八号）
一八九三　同（江田三郎君紹介）（第五一三九号）
一八九四　同（大柴滋夫君紹介）（第五一四〇号）
一八九五　同（岡田哲児君紹介）（第五一四一号）
一八九六　同（金瀬俊雄君紹介）（第五一四二号）
一八九七　同（久保三郎君紹介）（第五一四三号）
一八九八　同外一件（佐藤観樹君紹介）（第五一四四号）
一八九九　同（佐藤敬治君紹介）（第五一四五号）
一九〇〇　同（佐野憲治君紹介）（第五一四六号）
一九〇一　同（清水徳松君紹介）（第五一四七号）
一九〇二　同（島本虎三君紹介）（第五一四八号）
一九〇三　同（下平正一君紹介）（第五一四九号）
一九〇四　同外九件（鈴切康雄君紹介）（第五一五〇号）
一九〇五　同（楯兼次郎君紹介）（第五一五一号）
一九〇六　同（津金佑近君紹介）（第五一五二号）
一九〇七　同外一件（中村重光君紹介）（第五一五三号）
一九〇八　同（中村茂君紹介）（第五一五四号）
一九〇九　同（馬場昇君紹介）（第五一五五号）
一九一〇　同（日野吉夫君紹介）（第五一五六号）
一九一一　同（古川喜一君紹介）（第五一五七号）
一九一二　同（三宅正一君紹介）（第五一五八号）
一九一三　同（村山富市君紹介）（第五一五九号）
一九一四　同（森井忠良君紹介）（第五一六〇号）
一九一五　同（横山利秋君紹介）（第五一六一号）
一九一六　同（吉田法晴君紹介）（第五一六二号）
一九一七　医療従事者の確保に関する請願（湊徹郎君紹介）（第四九一七六号）
一九一八　老人福祉対策の充実強化に関する請願（湊徹郎君紹介）（第四九一七七号）
一九一九　年金制度の拡充強化に関する請願（湊徹郎君紹介）（第四九一七八号）
一九二〇　年金制度改善に関する請願（紺野与次郎君紹介）（第四九一七九号）
一九二一　保険料等の患者負担引上げ中止に関する請願（田中美智子君紹介）（第四九一八〇号）
一九二二　健康保険法の改正反対及び医療制度の改善に関する請願（浦井洋君紹介）（第四九一八一号）
一九二三　同（神崎敏雄君紹介）（第四九一八二号）
一九二四　同（中島武敏君紹介）（第四九一八三号）
一九二五　同（近江巳記夫君紹介）（第五〇一八九号）
一九二六　同（庄司幸助君紹介）（第五〇一九〇号）
一九二七　同（瀬崎博義君紹介）（第五〇一九一号）
一九二八　同（平田藤吉君紹介）（第五〇一九二号）
一九二九　健康保険法の改悪反対及び国民医療の改善に関する請願外一件（田中美智子君紹介）（第四九一八四号）
一九三〇　同外一件（赤松勇君紹介）（第五〇一七九号）
一九三一　同外二件（横山利秋君紹介）（第五〇一八〇号）
一九三二　あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう治療費の保険給付取扱いに関する請願（林百郎君紹介）（第四九一八六号）
一九三三　健康保険法改正反対等に関する請願（増本一彦君紹介）（第四九一八八号）
一九三四　保育所の父母負担軽減に関する請願（中島武敏君紹介）（第四九一九一号）
一九三五　同（横路孝弘君紹介）（第五一〇〇号）
一九三六　医療・年金制度の改善に関する請願（寺前巌君紹介）（第四九一九二号）
一九三七　同（大橋敏雄君紹介）（第五〇八七号）
一九三八　同（横路孝弘君紹介）（第五〇八八号）
一九三九　各種障害年金制度改善に関する請願（田中美智子君紹介）（第四九一九三号）
一九四〇　同（寺前巌君紹介）（第四九一九四号）
一九四一　同（稲葉誠一君紹介）（第五〇一九五号）
一九四二　同（大橋敏雄君紹介）（第五〇一九六号）
一九四三　同（小宮武喜君紹介）（第五〇一九七号）
一九四四　准看護婦制度廃止に関する請願外一件（田邊誠君紹介）（第四九一九九号）
一九四五　同（枝村要作君紹介）（第五〇二〇六号）
一九四六　同（大橋敏雄君紹介）（第五〇二〇七号）
一九四七　同（小宮武喜君紹介）（第五〇二〇七一号）
一九四八　同（佐野進君紹介）（第五〇二〇七二号）
一九四九　同（田口一男君紹介）（第五〇二〇七三号）
一九五〇　同外一件（村山富市君紹介）（第五〇二〇七四号）
一九五一　同（森井忠良君紹介）（第五〇二〇七五号）
一九五二　同外一件（八木昇君紹介）（第五〇二〇七六号）
一九五三　母性の社会保障に関する請願（阿部昭吾君紹介）（第五〇〇二号）
一九五四　同（河上民雄君紹介）（第五〇〇三号）
一九五五　同（佐野進君紹介）（第五〇〇四号）
一九五六　社会福祉制度の改善等に関する請願（瀬野栄次郎君紹介）（第五〇二〇七七号）
一九五七　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（庄司幸助君紹介）（第五〇八一号）
一九五八　同（瀬崎博義君紹介）（第五〇八二号）
一九五九　同（松本善明君紹介）（第五〇八三号）
一九六〇　結核患者の医療保障等に関する請願（津川武一君紹介）（第五〇九三号）
一九六一　同（中川利三郎君紹介）（第五〇九四号）
一九六二　戦時災害援護法制定に関する請願（田口一男君紹介）（第五〇九八号）
一九六三　老後保障としての婦人の年金制度改善に関する請願（金子みつ君紹介）（第五〇九九号）
一九六四　准看護婦制度の廃止に関する請願（犬

橋敏雄君紹介)(第五一〇一号)
一九六五　同(岡本富夫君紹介)(第五一〇二号)
一九六六　療術の制度化に関する請願外三件(足立篤郎君紹介)(第五一〇六号)
一九六七　同(臼井莊一君紹介)(第五一〇七号)
一九六八　同外十四件(大石千八君紹介)(第五一〇八号)
一九六九　同十四件(鴨田宗一君紹介)(第五一〇九号)
一九七〇　同(木村俊夫君紹介)(第五一一〇号)
一九七一　同外七件(粟原祐幸君紹介)(第五一一一号)
一九七二　同外十二件(小平忠君紹介)(第五一一二号)
一九七三　同外五件(佐々木秀世君紹介)(第五一一三号)
一九七四　同外四件(斉藤滋与史君紹介)(第五一一四号)
一九七五　同外十三件(三枝三郎君紹介)(第五一一五号)
一九七六　同(塩谷一夫君紹介)(第五一一六号)
一九七七　同外九件(篠田弘作君紹介)(第五一一七号)
一九七八　同(田中伊三次君紹介)(第五一一八号)
一九七九　同外十二件(高見三郎君紹介)(第五一一九号)
一九八〇　同外二件(竹本孫一君紹介)(第五一二〇号)
一九八一　同外五十三件(地崎宇三郎君紹介)(第五一二一号)
一九八二　同外五十八件(中川一郎君紹介)(第五一二二号)
一九八三　同外四件(西村英一君紹介)(第五一二三号)
一九八四　同外十二件(西村直己君紹介)(第五一二四号)
一九八五　同外五件(福永健司君紹介)(第五一二五号)
一九八六　同外八十件(松浦周太郎君紹介)(第五一二六号)
一九八七　同外三件(松永光君紹介)(第五一二七号)
一九八八　同外三件(三ッ林弥太郎君紹介)(第五一二八号)
一九八九　同外十三件(箕輪登君紹介)(第五一二九号)
一九九〇　母性の保護強化等に関する請願(大橋敏夫君紹介)(第五二〇一号)
一九九一　同(石母田達君紹介)(第五三五八号)
一九九二　退職者の年金・医療制度改善に関する請願(石母田達君紹介)(第五二〇二号)
一九九三　同(沖本泰幸君紹介)(第五二〇三号)
一九九四　同(小林政子君紹介)(第五二〇四号)
一九九五　同(鈴切康雄君紹介)(第五二〇五号)
一九九六　同(寺前巌君紹介)(第五二〇六号)
一九九七　同(平田藤吉君紹介)(第五二〇七号)
一九九八　同(松本忠助君紹介)(第五二〇八号)
一九九九　新鮮血対策の確立に関する請願(山本政弘君紹介)(第五二〇九号)
二〇〇〇　同(寺前巌君紹介)(第五三六九号)
二〇〇一　同(山口敏夫君紹介)(第五三七〇号)
二〇〇二　あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう治療費の保険給付取扱いに関する請願(土橋一吉君紹介)(第五二一〇号)
二〇〇三　准看護婦制度の廃止に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第五二一一号)
二〇〇四　同(岡本富夫君紹介)(第五二一二号)
二〇〇五　同(伏木和雄君紹介)(第五二一三号)
二〇〇六　全国一律最低賃金制確立等に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第五二一四号)
二〇〇七　同外一件(島本虎三君紹介)(第五二一五号)
二〇〇八　同(中澤茂一君紹介)(第五二一六号)
二〇〇九　同(村山富市君紹介)(第五二一七号)
二〇一〇　健康保険制度の改悪反対に関する請願(石母田達君紹介)(第五二一八号)
二〇一一　同(平田藤吉君紹介)(第五二一九号)
二〇一二　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願(石母田達君紹介)(第五二二〇号)
二〇一三　同(大久保直彦君紹介)(第五二二一号)
二〇一四　同(紺野与次郎君紹介)(第五二二二号)
二〇一五　同(鈴切康雄君紹介)(第五二二三号)
二〇一六　同外一件(土橋一吉君紹介)(第五二二四号)
二〇一七　同(井上普方君紹介)(第五三八五号)
二〇一八　同(枝村要作君紹介)(第五三八六号)
二〇一九　同(大柴滋夫君紹介)(第五三八七号)
二〇二〇　同(加藤清政君紹介)(第五三八八号)
二〇二一　同(金子みつ君紹介)(第五三八九号)
二〇二二　同(河上民雄君紹介)(第五三九〇号)
二〇二三　同(小林政子君紹介)(第五三九一号)
二〇二四　同(下平正一君紹介)(第五三九二号)
二〇二五　同(田口一男君紹介)(第五三九三号)
二〇二六　同(橋兼次郎君紹介)(第五三九四号)
二〇二七　同(中澤茂一君紹介)(第五三九五号)
二〇二八　同(中村茂君紹介)(第五三九六号)
二〇二九　同(野坂浩賢君紹介)(第五三九七号)
二〇三〇　同(原茂君紹介)(第五三九八号)
二〇三一　同(日野吉夫君紹介)(第五三九九号)
二〇三二　同(福岡義登君紹介)(第五四〇〇号)
二〇三三　同(村山富市君紹介)(第五四〇一号)
二〇三四　同(森井忠良君紹介)(第五四〇二号)
二〇三五　同(八木昇君紹介)(第五四〇三号)
二〇三六　同(山本幸一君紹介)(第五四〇四号)
二〇三七　同(渡辺三郎君紹介)(第五四〇五号)
二〇三八　保育所の父母負担軽減に関する請願(石母田達君紹介)(第五二一五号)
二〇三九　同(岡本富夫君紹介)(第五三五六号)
二〇四〇　同(小林政子君紹介)(第五三五七号)
二〇四一　医療・年金制度の改善に関する請願(石母田達君紹介)(第五二一六号)
二〇四二　同(枝村要作君紹介)(第五三六五号)
二〇四三　同(岡本富夫君紹介)(第五三六六号)
二〇四四　同(島本虎三君紹介)(第五三六七号)
二〇四五　同外一件(八木昇君紹介)(第五三六八号)
二〇四六　医療制度等の改善に関する請願(石母田達君紹介)(第五二二七号)
二〇四七　健康保険の改悪反対等に関する請願(石母田達君紹介)(第五二二八号)
二〇四八　同(小林政子君紹介)(第五三六〇号)
二〇四九　同(瀬崎博義君紹介)(第五三六一号)
二〇五〇　健康保険法の改正反対及び医療制度の改善に関する請願(林孝矩君紹介)(第五二二九号)
二〇五一　同(井岡大治君紹介)(第五三七三号)
二〇五二　同(石母田達君紹介)(第五三七四号)
二〇五三　同(岡本富夫君紹介)(第五三七五号)
二〇五四　同(柴田睦夫君紹介)(第五三七六号)
二〇五五　同(嶋崎譲君紹介)(第五三七七号)
二〇五六　同(田口一男君紹介)(第五三七八号)
二〇五七　同外一件(竹内猛君紹介)(第五三七九号)
二〇五八　同(橋兼次郎君紹介)(第五三八〇号)
二〇五九　同(津川武一君紹介)(第五三八一号)
二〇六〇　同(松浦利尚君紹介)(第五三八二号)
二〇六一　同(矢野絢也君紹介)(第五三八三号)
二〇六二　同(山原健二郎君紹介)(第五三八四号)
二〇六三　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願(石母田達君紹介)(第五二三〇号)
二〇六四　各種障害年金制度改善に関する請願(石母田達君紹介)(第五二三一号)
二〇六五　同(岡本富夫君紹介)(第五三五九号)
二〇六六　健康保険法の改悪反対及び国民医療の改善に関する請願(石田幸四郎君紹介)(第五二三二号)
二〇六七　同(田中美智子君紹介)(第五二三三号)
二〇六八　同(赤松勇君紹介)(第五三六三号)
二〇六九　同(田口一男君紹介)(第五三六四号)
二〇七〇　旧満蒙開拓青少年義勇軍関係者の処遇改善等に関する請願外一件(赤城宗徳君紹介)(第五二三四号)
二〇七一　同(小川平二君紹介)(第五二三五号)
二〇七二　同(奥田敬和君紹介)(第五二三六号)
二〇七三　同(金子みつ君紹介)(第五二三七号)

二〇七四　同外二件（黒金泰美君紹介）（第五二三八号）
二〇七五　同（河本敏夫君紹介）（第五二三九号）
二〇七六　同外二件（笹山茂太郎君紹介）（第五二四〇号）
二〇七七　同（早稲田柳右ヱ門君紹介）（第五二四一号）
二〇七八　同外十二件（渡辺栄一君紹介）（第五二四二号）
二〇七九　同（上村千一郎君紹介）（第五四一四号）
二〇八〇　同（田川誠一君紹介）（第五四一五号）
二〇八一　同外二件（島田安夫君紹介）（第五四一六号）
二〇八二　同外二件（山口敏夫君紹介）（第五四一七号）
二〇八三　医療保険制度の確立に関する請願（井上泉君紹介）（第五二四三号）
二〇八四　同（石田幸四郎君紹介）（第五二四四号）
二〇八五　同（石母田達君紹介）（第五二四五号）
二〇八六　同（大橋敏雄君紹介）（第五二四六号）
二〇八七　同（岡本富夫君紹介）（第五二四七号）
二〇八八　同（金子みつ君紹介）（第五二四八号）
二〇八九　同（神崎敏雄君紹介）（第五二四九号）
二〇九〇　同（栗田翠君紹介）（第五二五〇号）
二〇九一　同（下平正一君紹介）（第五二五一号）
二〇九二　同（庄司幸助君紹介）（第五二五二号）
二〇九三　同（鈴切康雄君紹介）（第五二五三号）
二〇九四　同（楯兼次郎君紹介）（第五二五四号）
二〇九五　同（土橋一吉君紹介）（第五二五五号）
二〇九六　同（中澤茂一君紹介）（第五二五六号）
二〇九七　同（中路雅弘君紹介）（第五二五七号）
二〇九八　同（中村茂君紹介）（第五二五八号）
二〇九九　同（原茂君紹介）（第五二五九号）
二一〇〇　同（林百郎君紹介）（第五二六〇号）
二一〇一　同（平田藤吉君紹介）（第五二六一号）
二一〇二　同（福岡義登君紹介）（第五二六二号）
二一〇三　同外一件（伏木和雄君紹介）（第五二六三号）
二一〇四　同（増本一彦君紹介）（第五二六四号）
二一〇五　同（村山富市君紹介）（第五二六五号）
二一〇六　同（森井忠良君紹介）（第五二六六号）
二一〇七　同（八木昇君紹介）（第五二六七号）
二一〇八　同（米田東吾君紹介）（第五二六八号）
二一〇九　同（渡辺三郎君紹介）（第五二六九号）
二一一〇　同（小林政子君紹介）（第五三七二号）
二一一一　社会保障制度改善等に関する請願（浅井美幸君紹介）（第五二七〇号）
二一一二　同（石橋政嗣君紹介）（第五二七一号）
二一一三　同（大出俊君紹介）（第五二七二号）
二一一四　同（大柴滋夫君紹介）（第五二七三号）
二一一五　同（金子みつ君紹介）（第五二七四号）
二一一六　同外二件（川俣健二郎君紹介）（第五二七五号）
二一一七　同（北側義一君紹介）（第五二七六号）
二一一八　同外二件（久保等君紹介）（第五二七七号）
二一一九　同（坂井弘一君紹介）（第五二七八号）
二一二〇　同（坂口力君紹介）（第五二七九号）
二一二一　同外二件（島本虎三君紹介）（第五二八〇号）
二一二二　同（藤田高敏君紹介）（第五二八一号）
二一二三　同（中村重光君紹介）（第五二八二号）
二一二四　同（古川喜一君紹介）（第五二八三号）
二一二五　同（森井忠良君紹介）（第五二八四号）
二一二六　同（米田東吾君紹介）（第五二八五号）
二一二七　同外一件（米内山義一郎君紹介）（第五二八六号）
二一二八　同（佐藤観樹君紹介）（第五二八七号）
二一二九　同外一件（石橋政嗣君紹介）（第五四一七号）
二一三〇　同（岩垂寿喜男君紹介）（第五四二八号）
二一三一　同（江田三郎君紹介）（第五四二九号）
二一三二　同（大出俊君紹介）（第五四三〇号）
二一三三　同（金子みつ君紹介）（第五四三一号）
二一三四　同（川俣健二郎君紹介）（第五四三二号）
二一三五　同外四件（久保等君紹介）（第五四三三号）
二一三六　同（兒玉末男君紹介）（第五四三四号）
二一三七　同（佐野憲治君紹介）（第五四三五号）
二一三八　同（佐野進君紹介）（第五四三六号）
二一三九　同外二件（島本虎三君紹介）（第五四三七号）
二一四〇　同外二件（楯兼次郎君紹介）（第五四三八号）
二一四一　同（中澤茂一君紹介）（第五四三九号）
二一四二　同（野坂浩賢君紹介）（第五四四〇号）
二一四三　同（森井忠良君紹介）（第五四四一号）
二一四四　同（横路孝弘君紹介）（第五四四二号）
二一四五　同（横山利秋君紹介）（第五四四三号）
二一四六　療術の制度化に関する請願外四件（足立篤郎君紹介）（第五三〇四号）
二一四七　同（臼井莊一君紹介）（第五三〇五号）
二一四八　同外十四件（大石千八君紹介）（第五三〇六号）
二一四九　同外七件（鴨田宗一君紹介）（第五三〇七号）
二一五〇　同外一件（木村俊夫君紹介）（第五三〇八号）
二一五一　同外八件（栗原祐幸君紹介）（第五三〇九号）
二一五二　同外二件（佐々木秀世君紹介）（第五三一〇号）
二一五三　同外三件（斉藤滋与史君紹介）（第五三一一号）
二一五四　同外十五件（三枝三郎君紹介）（第五三一二号）
二一五五　同（塩谷一夫君紹介）（第五三一三号）
二一五六　同外九件（篠田弘作君紹介）（第五三一四号）
二一五七　同外七件（高見三郎君紹介）（第五三一五号）
二一五八　同外四十二件（地崎宇三郎君紹介）（第五三一六号）
二一五九　同外六十四件（中川一郎君紹介）（第五三一七号）
二一六〇　同外五件（西村英一君紹介）（第五三一八号）
二一六一　同外十三件（西村直己君紹介）（第五三一九号）
二一六二　同外九件（広瀬秀吉君紹介）（第五三二〇号）
二一六三　同外五件（福永健司君紹介）（第五三二一号）
二一六四　同外六件（松浦周太郎君紹介）（第五三二二号）
二一六五　同外二件（松永光君紹介）（第五三二三号）
二一六六　同外三件（三ツ林弥太郎君紹介）（第五三二四号）
二一六七　同外十三件（箕輪登君紹介）（第五三二五号）
二一六八　同（岡田春夫君紹介）（第五四一八号）
二一六九　同外二件（加藤清政君紹介）（第五四一九号）
二一七〇　同外四十一件（金瀬俊雄君紹介）（第五四二〇号）
二一七一　同（金子みつ君紹介）（第五四二一号）
二一七二　同外二十三件（小宮山重四郎君紹介）（第五四二二号）
二一七三　同外二件（島本虎三君紹介）（第五四二三号）
二一七四　同外三件（嶋崎譲君紹介）（第五四二四号）
二一七五　同外六十七件（松浦周太郎君紹介）（第五四二五号）
二一七六　同外一件（武藤山治君紹介）（第五四二六号）
二一七七　風疹ワクチンの製造に関する請願（田川誠一君紹介）（第五三四八号）
二一七八　健康保険法の一部改正反対等に関する請願（寺前巌君紹介）（第五三四九号）
二一七九　同（山田芳治君外一名紹介）（第五三五〇号）
二一八〇　児童扶養手当等の支給年齢引上げ等に関する請願（井岡大治君紹介）（第五三五一号）

二一八一　同（枝村要作君紹介）（第五三五二号）
二一八二　同（金子みつ君紹介）（第五三五三号）
二一八三　同（村山富市君紹介）（第五三五四号）
二一八四　同（森井忠良君紹介）（第五三五五号）
二一八五　健康保険法改正反対等に関する請願（平林剛君紹介）（第五三六一号）
二一八六　ダンプカー運転者の生活保障に関する請願（小濱新次君紹介）（第五三七一号）
二一八七　准看護婦制度廃止に関する請願外二十四件（伊東正義君紹介）（第五四〇六号）
二一八八　同（稲葉誠一君紹介）（第五四〇七号）
二一八九　同外一件（枝村要作君紹介）（第五四〇八号）
二一九〇　同外一件（金子みつ君紹介）（第五四〇九号）
二一九一　同外二件（川俣健二郎君紹介）（第五四一〇号）
二一九二　同（島本虎三君紹介）（第五四一一号）
二一九三　同（村山富市君紹介）（第五四一二号）
二一九四　同外二件（森井忠良君紹介）（第五四一三号）
二一九五　保険料、初診料及び入院費の引上げ反対等に関する請願（寺前巌君紹介）（第五五二八号）
二一九六　柔道整復師法の一部改正に関する請願（登坂重次郎君紹介）（第五五一九号）
二一九七　歯科診療報酬引上げに関する請願（永末英一君紹介）（第五五三〇号）
二一九八　旧満州報国農場隊員戦死者の援護に関する請願（片岡清一君紹介）（第五五三一号）
二一九九　同（住栄作君紹介）（第五五三二号）
二二〇〇　母性の保護強化等に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五三三号）
二二〇一　雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願（川俣健二郎君紹介）（第五五三四号）
二二〇二　新鮮血対策の確立に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五三五号）
二二〇三　保育事業振興に関する請願（米原昶君紹介）（第五五三六号）
二二〇四　老後保障としての婦人の年金制度改善に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五三七号）
二二〇五　母性の社会保障に関する請願（米内山義一郎君紹介）（第五五三八号）
二二〇六　同（田中昭二君紹介）（第五七八六号）
二二〇七　結核患者の医療保障等に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五三九号）
二二〇八　身体障害者雇用促進法の改正に関する請願（金子みつ君紹介）（第五五四〇号）
二二〇九　同（和田耕作君紹介）（第五五四一号）
二二一〇　同（寺前巌君紹介）（第五七八七号）
二二一一　健康保険制度の改悪反対に関する請願（森井忠良君紹介）（第五五四二号）
二二一二　同（和田耕作君紹介）（第五五四三号）
二二一三　同（寺前巌君紹介）（第五七八五号）
二二一四　医療制度等の改善に関する請願（稲葉誠一君紹介）（第五五四四号）
二二一五　同（島本虎三君紹介）（第五五四五号）
二二一六　各種障害年金制度改善に関する請願（枝村要作君紹介）（第五五四六号）
二二一七　同（金子みつ君紹介）（第五五四七号）
二二一八　同外一件（川俣健二郎君紹介）（第五五四八号）
二二一九　あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう治療費の保険給付取扱いに関する請願（下平正一君紹介）（第五五四九号）
二二二〇　同（中村茂君紹介）（第五五五〇号）
二二二一　同（原茂君紹介）（第五五五一号）
二二二二　風疹ワクチンの製造に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第五五五二号）
二二二三　同（中路雅弘君紹介）（第五五五三号）
二二二四　政府関係法人における労働条件改善に関する請願（金瀬俊雄君紹介）（第五五五四号）
二二二五　同（佐野進君紹介）（第五五五五号）
二二二六　全国一律最低賃金制確立等に関する請願（中澤茂一君紹介）（第五五五六号）
二二二七　准看護婦制度の廃止に関する請願外二件（田口一男君紹介）（第五五五七号）
二二二八　同（三浦久君紹介）（第五五五八号）
二二二九　医療保険制度の確立に関する請願（岩垂寿喜男君紹介）（第五五五九号）
二二三〇　同（庄司幸助君紹介）（第五五五六〇号）
二二三一　同外八件（田口一男君紹介）（第五五五六一号）
二二三二　同（津川武一君紹介）（第五五五六二号）
二二三三　同（中路雅弘君紹介）（第五五五六三号）
二二三四　同（山田太郎君紹介）（第五五五六四号）
二二三五　同（米原昶君紹介）（第五五五六五号）
二二三六　同（金子みつ君紹介）（第五五五六六号）
二二三七　同（中村重光君紹介）（第五五五六七号）
二二三八　同（寺前巌君紹介）（第五七八八号）
二二三九　同（田口一男君紹介）（第五七九五号）
二二四〇　保育所の父母負担軽減に関する請願（和田耕作君紹介）（第五五五六八号）
二二四一　ダンプカー運転者の生活保障に関する請願（久保三郎君紹介）（第五五五六九号）
二二四二　建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願（有島重武君紹介）（第五五七〇号）
二二四三　同（中村重光君紹介）（第五五七一号）
二二四四　同（和田耕作君紹介）（第五五七二号）
二二四五　同（新井彬之君紹介）（第五七八二号）
二二四六　同（佐野進君紹介）（第五七八三号）
二二四七　同（米原昶君紹介）（第五七八四号）
二二四八　健康保険法の改正反対及び医療制度の改善に関する請願（有島重武君紹介）（第五五七三号）
二二四九　同（佐々木良作君紹介）（第五五七四号）
二二五〇　同（堀昌雄君紹介）（第五五七五号）
二二五一　准看護婦制度廃止に関する請願外九件（伊藤宗一郎君紹介）（第五五七六号）
二二五二　同外一件（臼井莊一君紹介）（第五五七七号）
二二五三　同（小澤太郎君紹介）（第五五七八号）
二二五四　同（小沢辰男君紹介）（第五五七九号）
二二五五　同（大竹太郎君紹介）（第五五八〇号）
二二五六　同（大西正男君紹介）（第五五八一号）
二二五七　同外九十六件（奥田敬和君紹介）（第五五八二号）
二二五八　同（奥野誠亮君紹介）（第五五八三号）
二二五九　同外十七件（海部俊樹君紹介）（第五五八四号）
二二六〇　同外四十三件（粕谷茂君紹介）（第五五八五号）
二二六一　同外一件（川俣健二郎君紹介）（第五五八六号）
二二六二　同外三十五件（久野忠治君紹介）（第五五八七号）
二二六三　同外六件（鯨岡兵輔君紹介）（第五五八八号）
二二六四　同外四件（小山省二君紹介）（第五五八九号）
二二六五　同外二十件（近藤鉄雄君紹介）（第五五九〇号）
二二六六　同（左藤恵君紹介）（第五五九一号）
二二六七　同（斉藤滋与史君紹介）（第五五九二号）
二二六八　同外百五十二件（三枝三郎君紹介）（第五五九三号）
二二六九　同外三件（島本虎三君紹介）（第五五九四号）
二二七〇　同外三十件（菅波茂君紹介）（第五五九五号）
二二七一　同外五百二十件（田中龍夫君紹介）（第五五九六号）
二二七二　同（高橋千寿君紹介）（第五五九七号）
二二七三　同外三件（谷垣專一君紹介）（第五五九八号）
二二七四　同外十七件（地崎宇三郎君紹介）（第五五九九号）
二二七五　同外四件（中山正暉君紹介）（第五六〇〇号）
二二七六　同外八十五件（丹羽兵助君紹介）（第五

六〇一号）
二二七七　同（葉梨信行君紹介）（第五六〇二号）
二二七八　同外一件（濱野清吾君紹介）（第五六〇三号）
二二七九　同外二十件（福田篤泰君紹介）（第五六〇四号）
二二八〇　同外百四十九件（藤波孝生君紹介）（第五六〇五号）
二二八一　同（保岡興治君紹介）（第五六〇六号）
二二八二　同外百二十五件（松野頼三君紹介）（第五六〇七号）
二二八三　同（森井忠良君紹介）（第五六〇八号）
二二八四　同（和田耕作君紹介）（第五六〇九号）
二二八五　同外二十二件（渡辺栄一君紹介）（第五六一〇号）
二二八六　旧満蒙開拓青少年義勇軍関係者の処遇改善等に関する請願（荒木宏君紹介）（第五六一一号）
二二八七　同（伊藤宗一郎君紹介）（第五六一二号）
二二八八　同外一件（受田新吉君紹介）（第五六一三号）
二二八九　同（内田常雄君紹介）（第五六一四号）
二二九〇　同外一件（小沢辰男君紹介）（第五六一五号）
二二九一　同（小沢貞孝君紹介）（第五六一六号）
二二九二　同外三件（大西正男君紹介）（第五六一七号）
二二九三　同外一件（太田一夫君紹介）（第五六一八号）
二二九四　同（海部俊樹君紹介）（第五六一九号）
二二九五　同（神崎敏雄君紹介）（第五六二〇号）
二二九六　同外三十九件（吉川久衛君紹介）（第五六二一号）
二二九七　同（斉藤滋与史君紹介）（第五六二二号）
二二九八　同外十七件（塩崎潤君紹介）（第五六二三号）
二二九九　同外三件（關谷勝利君紹介）（第五六二四号）
二三〇〇　同外百一件（園田直君紹介）（第五六二五号）
二三〇一　同（中村弘海君紹介）（第五六二六号）
二三〇二　同外一件（永末英一君紹介）（第五六二七号）
二三〇三　同（西村英一君紹介）（第五六二八号）
二三〇四　同（羽田孜君紹介）（第五六二九号）
二三〇五　同外二件（早川崇君紹介）（第五六三〇号）
二三〇六　同外一件（林大幹君紹介）（第五六三一号）
二三〇七　同（林百郎君紹介）（第五六三二号）
二三〇八　同外一件（坊秀男君紹介）（第五六三三号）
二三〇九　同（正森成二君紹介）（第五六三四号）
二三一〇　同外一件（八百板正君紹介）（第五六三五号）
二三一一　同外一件（早稲田柳右ェ門君紹介）（第五六三六号）
二三一二　同外十八件（愛野興一郎君紹介）（第五七八九号）
二三一三　同外二件（奥野誠亮君紹介）（第五七九〇号）
二三一四　同外二件（渡辺美智雄君紹介）（第五七九一号）
二三一五　社会保障制度改善等に関する請願外四件（川俣健二郎君紹介）（第五六三七号）
二三一六　同（下平正一君紹介）（第五六三八号）
二三一七　同（梅田勝君紹介）（第五七九七号）
二三一八　同（沖本泰幸君紹介）（第五七九八号）
二三一九　同（久保三郎君紹介）（第五七九九号）
二三二〇　療術の制度化に関する請願外四件（稲葉誠一君紹介）（第五六三九号）
二三二一　同（大野潔君紹介）（第五六四〇号）
二三二二　同（金瀬俊雄君紹介）（第五六四一号）
二三二三　同外百三十一件（箕輪登君紹介）（第五六四二号）
二三二四　同（谷垣專一君紹介）（第五六四三号）
二三二五　同外百五十一件（横路孝弘君紹介）（第五六四四号）
二三二六　同外二件（山田耻目君紹介）（第五七八一号）
二三二七　医療・年金制度の改善に関する請願（多田光雄君紹介）（第五六四五号）
二三二八　雇用及び失業対策緊急措置法案の早期成立に関する請願（石母田達君紹介）（第五七七八号）
二三二九　最低賃金法案の早期成立に関する請願（石母田達君紹介）（第五七七九号）
二三三〇　自動車関連産業労働者の雇用問題に関する請願外一件（渡辺武三君紹介）（第五七八〇号）
二三三一　退職者の年金・医療制度改善に関する請願（稲葉誠一君紹介）（第五七九二号）
二三三二　保育予算増額等に関する請願（寺前巌君紹介）（第五七九三号）
二三三三　婦人労働者の生活保障及び母性保護に関する請願（小林政子君紹介）（第五七九四号）
二三三四　保険料等の患者負担引上げ中止に関する請願（庄司幸助君紹介）（第五七九六号）

○熊谷委員長　これより会議を開きます。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。八木昇君。

○八木委員　中高年齢者の雇用促進特別措置法の方から質問をいたしたいと思うのですが、中高年齢者の雇用状況につきましては、特に大企業の状況が中高年齢者の雇用率が非常に低いというふうに私ども理解をいたしておるのでございますけれども、いわゆる大企業の、できれば四十五歳以上五十五歳までの中年層の雇用率の状況、それから五十五歳以上の高年齢者の雇用の状況、雇用率、そこら辺の状況を簡潔に説明してくれませんか。

○遠藤政府委員　中高年齢層の企業規模別の雇用の状況でございますが、いま御指摘になりましたように、企業規模が大きい大企業ほど雇用の状況が低位に置かれております。これは主として、定年制をしいておりますのが、中小零細企業はほとんど定年制を持っておりません、大企業はほとんど一〇〇％近く定年制を持っている、しかもそれが、戦前からのいわゆる五十五歳定年がここ数年ようやく五十七歳、五十八歳に延びてきている、こういうことから五十五歳以上の高年齢者の雇用の比較が高くなってきておりますが、どうしてもまだそういった関係から、中小零細企業に比較いたしますと企業規模の大きい大企業ほど雇用率が低くなっている、こういうことでございます。昭和五十年におきます、昨年調査いたしました結果によりますと、百人以下の規模の企業におきまして五十五歳以上の雇用率が一二・五％、百人から五百人未満が九％、千人以上になりますと四・九％、企業規模が高くなるほどだんだん低くなってきております。これは、定年制が逐次延長はされておりますものの、なお六十歳まで到達しているものはほとんど見受けられない、こういう状況から企業規模が大きいほど雇用率が低くなっているという状況でございます。四十五歳から五十五歳につきましては、これは調査したデータがございませんので判明いたしかねます。

○八木委員　これは将来でいいですが、できれば中年齢層の雇用状況というものの概要を把握されてお知らせいただきたい、こう思うのです。

そこで、今回この法改正が成立をいたしました際には、政令によって高年齢者の雇用率を決めることになるわけですが、私、仄聞するところによりますと、七％前後の雇用率ということにしたいというふうに労働省としてはお考えのように聞いておるのですけれども、すでにほかの委員からあるいは質問があっておるかもわかりませんが、そのようなパーセンテージというものは、どういう根拠で大体お考えになって、ほぼこのぐらいが適

当だというふうに考えておられるのでしょうか。

○遠藤政府委員　この法律が成立いたしました暁に、この高年齢者の雇用率を幾らにするかということは、まだ具体的に決定いたしたわけでございません。いろいろ事務的に試算はいたしておりますけれども、いま御指摘のように七%とか六%とか、巷間いろいろ伝えられておりますけれども、そういう数字は事務的にいろいろな試算をした段階で出た数字でございまして、決定いたしたわけではございません。ただ、いま申し上げました企業規模別の高年齢者の雇用比率を、総平均を見ますと大体一〇%になっております。これからの労働力の年齢構成比率が高くなっていくわけでございますが、この五十五歳以上の雇用労働者総体に占める比率、これからの推移、こういったものを考えまして、いわゆる今回の雇用率を定めます趣旨、目的、これが五十五歳の定年を当面六十歳まで延ばしていこう、延長するような方策を講じてまいっておりますが、それのいわば一つの法律面からの下支えというような趣旨からいたしますと、この総平均が一〇%ということであれば、この定年を六十歳まで延長して高年齢者の雇用率を高めていくというためにはどれくらいの比率を定めるのが適当かということで、いろいろ検討いたしておる段階でございます。

○八木委員　私もそこいら辺のことはまだ十分勉強もできていないのですけれども、日本における大企業に雇用されておる労働者の総数の比率と、それから中小零細企業に働いておる労働者の比率、その割合等から考えて大企業における高年齢者の雇用という問題を考えますと、現在の実情は高年齢者がほとんど中小企業に追いやられておるということから考えまして、やはり高年齢者の雇用率を相当高いところに置かないと大企業に高年齢者が働くことができるという状態にならぬのではないかというふうに漠然とながら感じとして持っておるのですが、そこいら辺、どのように御判断になっておるでしょうか。

○遠藤政府委員　いま申し上げましたように、これは身体障害者の雇用率とは若干と申しますか、本質的に性格の違うものでございます。最近ようやく五十五歳定年が五十七歳、五十八歳くらいまで一部延びてきております。これを六十歳まで引き上げるという目標でどれくらいの率にしたらいいかということが問題のポイントでございます。そういう観点から、この率を決めます際には審議会に当然諮問いたしまして、審議会の御意見を十分伺った上でこの法律制定の趣旨、目的に沿った適正な雇用率を定めたい、かように考えておるわけでございますが、いま八木先生お話のように、大企業ほど五十五歳以上の高年齢者の雇用比率が低い、それを高めるためにどの程度のものを考えたらいいかということは、私どももちろん当然そういう観点からこの率を設定いたしたいと考えています。

○八木委員　自然のいまの資本主義社会の法則からいたしますと、大企業で働きたいという人は、もう若いぴちぴちとした優秀な労働力がたくさんあるわけですから、だから、どうしても現状のような状況になる。とすれば、大企業については特段の、法的にそれをすることができないとするならば、少なくとも行政的にこの方法というものも考えなければならぬのじゃないかということが一点。

それから、この雇用率を定めることによって必ずしも定年制の延長と直接的に結びつくだろうかという疑問を持つのです。昨今では、大企業の中ではやはり依然として定年は五十五歳、しかし、五十五歳で退職金も支給するし、それ一応切って、あと二年なり三年なりは継続使用をしましょう、賃金は半分ぐらいにするという形のものが非常にふえておりますから、そして、そういう状況がどうしても予測されますから、また、いまのように大企業に若い優秀な労働力がどっと希望するという状況は将来とも変わらないわけですから、そういうことを考えますと、この雇用率を定めるということだけによってそれがいわゆる定年制の延長というものに実際結びつくだろうか。全然結びつかぬということはないでしょうけれども、果たしていかほどの効果が実際的にあるかという疑問を持っているのです。

○遠藤政府委員　お説のとおりでございまして、私どもこの数年来、定年延長という問題に取り組んでまいりました。たとえば行政措置で定年延長奨励金といった制度を、昨年までは中小企業ということに限定しておりましたが、本年度から大企業――定年延長問題は大企業中心でございますので、大企業にまで及ぼして定年延長を進めていこう。それから労使に働きかけながら定年延長を進めよう。これは、定年延長を制度的に実現するのは労使間の労働協約なりあるいは就業規則なりということで、労使の話し合いによってこの制度が促進されるわけでございますので、私どもそういった措置を講じてまいりながら、今回の雇用率を制定することによりまして、今度は法律的な下支えという意味で定年延長の促進を図っていく、こういうことでございまして、直接的に、雇用率が決められたから定年延長が進むというわけではございませんが、しかし、そういったいろいろな形での定年延長促進策をやることによりまして定年が延長される、こういうことであろうかと思っております。

いま、先ほどから御指摘になっておりますように、若い優秀な若年労働力が大企業に集中する、これは確かにいままでそういう傾向が強かったことは事実であります。今後もある程度はそういう方向が継続されるだろうと思いますが、最近は学生の就職動向もかなり変わってきておりまして、実はこの間の日曜日に、私のところに来年卒業する大学生が遊びに来ておりまして、どういうところを就職希望するのだと言ってやりましたら、私はショーシャを希望しますと言う。やはり商事会社みたいなところがいいのかと思って聞きますと、小さい社と言うのです。大会社は希望しません。こういう傾向が、これは一部の例かもわかりませんけれども、確かに学生の就職についての指向というものはかなり変わってきておることも事実でございます。と同時に、中高大学卒業生を含めまして、今後十年間の五十年代のいわゆる新規学卒、若年労働力の供給動向を考えてみますと、ほとんど十年間横ばい状態で、大体百万ないし百十万の間で推移する。これは現在の供給数とほとんど変わりません。といたしますと、これから労働力の需給が従来の高度成長時代とは変わってかなり緩和してまいるとは申しながらも、いわゆる死亡、リタイア、そういった減耗補充を満たすにも新規労働力だけでは足りないという状態で、いままでのように大企業即新規労働力がふんだんに雇用できるという状態ではなくなってまいります。加えていま申し上げましたような学生の就職指向、そういったものが変わってきている。こういうことになりますと必ずしも、大企業が必要な労働力を確保できて中小企業はその大企業から掃き出された高年齢労働力しか雇えない、こういう状態ではなくなってくる、こういうことが前提として言えるかと思います。そういった労働力供給の推移等を見きわめながら、私どもは大企業における定年延長を極力促進していきたい、こういうことで、予算措置、行政措置とあわせて、今回の高年齢者雇用率を定めることによって促進してまいりたい、こう考えているところでございます。

○八木委員　そういった状況になるためには――社会保障制度やその他がずっと充実してくれば、寄らば大樹の陰というようなことで大企業へ殺到するという状態が今後とも従来どおりに続くとは必ずしも言えないかもわからないとは思うのですけれども、それがためには一方の面がやはり強化されなければならぬ、そういうふうに思うのです。

それで、あとたくさんありますので、論争をする時間がありませんので先に進むのですけれども、結局、高年齢者についてのみ雇用率というものを定めて、そうしてこの措置が強化されればされるほど、はね返りが中年層にきはしないかという懸念が非常に表明されておるのです。その間の関

係についてどう御理解になっておるのか。

○遠藤政府委員　現行の中高年特別措置法におきましては、いわゆる中高年齢者の適職種についての雇用率という考え方で実は中高年対策という方針をとってきたわけでございます。今回これを高年齢者の雇用率ということに改めることにいたしましたのは、この制定の趣旨、目的は、いま申し上げましたような五十五歳の定年を六十歳まで延ばしていこう、そういう趣旨でございますが、この高年齢者の雇用率を定めましたのは、新しく高年齢者をこれだけ雇いなさいということでなくて、五十五歳以上の人を職場にそれだけ雇用を安定した形で維持していこう、確保していこう、こういうことでございます。したがいまして、現行の中高年齢者の適職種についての雇用率は、これは廃止いたしますけれども、行政措置としては従来どおりの考え方、この適職種の選定あるいはその拡大も図ってまいるわけでございますし、五十五歳以上の一定比率での雇用を維持していこうとすれば、当然これから高年齢者になる中年層の人たちに安定した職場が確保されない限りは五十五歳以上の率が維持できないということになるわけでございます。したがって、高年齢者の雇用率を定めてこれを推進することによって、その反射的な結果として中年層の雇用が不安定になるということには全く絶対ならない、こういうふうに考えておるわけでございます。

○八木委員　お考えの観念といたしまして、一番最初に質問をいたしましたときに、中年齢層の大企業における雇用率の現在の実態というのをお聞きしましたのに対してもまあ即答ができなかったわけですね。その実態の把握すらまだ必ずしも十分でないといういまの労働省の実情の中で、この中年齢層の雇用状態を確保するということについてどういう具体策があるのであろうかという、そういう疑問、それを提起したつもりなんですけれども。ですから、この点は高年齢層と同じように、やはり中年齢層に雇用率を設けろという主張を労働者の代表の人が主張をしてきたと思うのですけれども、それは政府の同意を得られていないですね。それはできないにしても、やはり何らかの内部的な基準みたようなものを設ける必要性はあるのじゃないでしょうか。

○遠藤政府委員　私、最初にお尋ねがございました中年層の四十五歳から五十五歳層の雇用比率がどれくらいになっているか、これにつきましては、調査したデータがございませんのでお答えいたしかねますと申し上げたわけでございますが、実は今回の改正法案を作成いたします段階で幾つかの大手の企業の実態を検討いたしたことがございます。その中で一つ私が記憶いたしておりますのは、日本の代表的な大企業の中で、依然として現在五十五歳定年がしかれておる企業の場合でございますが、これで五十五歳の定年を一歳、五十六歳まで延長いたしますと、たしか大体一・二%ぐらいだと思いますが雇用率が上がる。といいますよりは、五十五歳以上は現在ゼロでございます、それが一・何%になる。ということは、従業員総数の一・二、三%ぐらいが五十五歳にすぐなる。もし仮りにこれを六十歳まで延ばしますと五年後には約六、七%になる、こういう数字が出ておりまして、四十五歳から五十五歳までの層は、現在五十五歳定年でこれは保障されておりますので、したがって、この層はちょうど戦後入社した人たちの階層になるわけでございます、二十年代に入社した人、これが一番ふくらんでおりまして、たしか三十数%、四〇%近くなっておったと思います。

これは、たまたま一つの大手企業の例でございますが、定年制がしかれております大企業の場合はほとんどが大体そういう形になってきております。したがいまして、いま御指摘のように中年層に対して何らかの形で雇用率的なもの、ないしはそういったたぐいの拘束をする必要があるんじゃないかという御指摘でございますが、むしろ逆にそういう必要はないので、五十五歳以上の雇用比率を決めることによってそれがおのずから上に引き上げられていく、そこまで保障される、こういう形になるものだと私どもは考えておるわけでございます。

○八木委員　ところで、二月二日に行われました第百九十回の中央職業安定審議会の議論に関して若干の質問をしたいと思います。

ここで幾つかのことが問題になりまして、そうして労働者側の委員の人が一つの意見を出したことは御承知だと思います。その中で、中高年齢失業者等求職手帳の発給条件の緩和問題が問題になった。御承知だと思うのでございます。結局、この日に決定をいたしましたところの審議会の答申の項目としては三つの項目になっております。しかし、この三項目だけが文章化されておりまして、あと、必ずしも文章化をするというふうにならなかったかもしれませんけれども、審議会の会長がこの三項目について答申をすることの確認を求めると同時に、この審議会の中で「職業安定局長のいわれたように中高年齢失業者等求職手帳の発給については十分考慮するということと、特定地域開発就労事業についてもさらに努力するという点は、記録にとどめることとしたい。」――これは、私はそのときの議事録の抜粋というのを求めましたところ、労働省の方からこれをいただいたものですが、その場所に出ておりました委員の方の理解では「記録にとどめることとしたい」ではなくて「を付して答申する」というふうに自分は聞いたということでございますが、そこのところは一応別といたしまして、要するに職安局長のこの「求職手帳の発給については十分配慮する」ということを、これは文章上表現はしないけれどもそのように審議会として確認する、したがって、そのことは審議会の意見として答申されている、こういうふうに理解をされるのですが、その点をお答えいただきたい。

○遠藤政府委員　二月の中央職業安定審議会におきまして、ただいま御指摘になりました二つの点が一部の労働側委員から意見として出されております。一つは、この求職手帳制度の所得要件その他がございますが、この要件を緩和すべきである、こういう御趣旨の御意見だったと思います。それに対しまして私どもは、現下の失業状態から見まして、実態に即してこの手帳制度の適正な運用を図ってまいります、しかし要件を緩和する考えはございません、こういうことを申し上げたわけでございます。この意見を出された労働側の委員からは、これは答申の中に盛り込んでほしいという御意見でございましたけれども、私からただいま申し上げましたような御答弁を申し上げまして、その旨を記録にとどめる、こういう会長からの発言があったと記憶いたしております。答申には盛られておりません。したがって、答申という中身として文字にあらわさないままで、答申に盛り込まれたということにはなっておらないことを私は承知いたしております。

それから、もう一点の特定地域開発就労事業につきましては、これはもう先生御承知のとおり、特定地域開発就労事業そのものがいわゆる失業者の就労のための吸収事業ではございませんので、同時に、これは当該地域の開発振興に役立つような事業で、その事業を実施することによって雇用の拡大が図られる、こういう趣旨のもとに行われておりまして、都道府県なり主として市町村等の地方公共団体がこれを実施することになっておりますので、私どもは当該地域の失業情勢を勘案した上で、当該市町村と十分協議した上で市町村の意思を体してこの事業を実施してまいっております。したがいまして、今後ともこの事業の実施につきましては、当該地方公共団体と十分協議の上で実態に即した運営を図っていきたい、こういうお答えを申し上げたわけでございます。

この二点につきまして私からお答え申し上げまして、これを審議会の記録にとどめるということで、答申とは別個に取り扱われておりますということを、私は先般来申し上げておるわけでございます。

○八木委員　ただ、この求職手帳の発給については十分配慮するという趣旨にみんな受け取っておるから、会長もそのように、十分に配慮するという職安局長のそのような答弁、そのように言われ

たことを確認するということで――おたくの出された議事録でもそう書いてあるんですから、その点はお認めになるわけでしょうね。

○遠藤政府委員　議事録をそのまま申し上げますと「中高年齢失業者等求職手帳については、現実にいろんな問題もあろうと思うが、今後運用の問題として、改善を加える必要があれば、もちろん検討するが、御意見もおうかがいしてゆきたい。」ということで、議事録にはこう書いてございますが、私は、失業の実態に即して、この制度の趣旨に照らして適正な運用をしてまいりたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

それからもう一つ、附則第二条の問題が取り上げられておりまして、「附則第二条はこれは全く別の問題であり、これをいじる考えは全くない」と、こういうことを申し上げております。これが議事録に登載されております。

○八木委員　それを抽象的に言えばいまの会長の言われた表現になると、こう思うのですがね。

そこで、実態に即して適正な運用を図りたいとおっしゃるのですが、その実態ですが、本年二月現在の完全失業者数はほぼ百二十五万人というふうに理解しておりますが、このうち四十五歳以上の人が何名ぐらいおるのか、それから、五十万人前後ぐらいおるんじゃないかと思うのですけれども、そのうちに失業保険給付が切れてなお職がなくて職を求めておる、いわゆる滞留中の者は何名ぐらいおりましょうか。

○遠藤政府委員　ことしの三月の完全失業者百二十五万人のうち、いま御指摘のありました四十五歳以上のいわゆる中高年齢層は三十九万人になっております。この百二十五万の完全失業者の中ではいろいろな人たちがおられまして、この中には雇用保険の失業給付を受けておられる方もおられますし、そうではない方もおられます。あるいはいわゆる季節出かせぎの人たちで、出かせぎ期間を終わって帰って一時金をもらって失業者という形でこの統計の中に含まれておるものもあります。そういったことで、この百二十五万の完全失業者のデータは総理府の労働力調査の結果でございまして、この中に雇用保険の受給者が幾らいるのか、あるいは受給期間が切れて滞留している人たちがどれくらいいるのか、こういった数字は出ておりません、調査の対象になっておりませんので。ただ私どもは、この中にそういったいろいろな人たちがおられるということだけは当然推定できますし、事実そうだと思いますが、詳しいそういったデータはとるよすがはございません。

○八木委員　大体の数字が出ておるものはあるんですけれども、この三十九万人のうちに失業保険給付が切れてなお職がなくて滞留中の者、現在なお職を求めておる者がほぼどのくらいおるということすらわからないのでしょうか。そういうことはあり得ないと思うんですけれども。

○遠藤政府委員　これは全く推測の余地はございません、統計のとり方が全く違いますので。いわゆる雇用保険の失業給付の受給者がどれだけおって、その中の年齢別にどれくらいだ、それからいわゆる給付が切れた人たち、給付が切れたと申しますか、給付日数いっぱい給付を受けた人がどれくらいいるというデータはございますけれども、完全失業者百二十五万についての内訳ということになりますと、これは全く統計のとり方が別個になっておりますので、ちょっとお答えいたしかねると思います。

○八木委員　これから積極的に高齢者対策というものを進めていこうとするならば、やはりそういうふうに細かく統計を出して、そして把握すべきではないか。常に滞留中の人がどのくらいおるか、しかもその中身も、五十五歳以上六十歳までの者がどのくらい滞留しておるか、六十一歳以上六十五歳までの者がどのくらい滞留しておるかということくらいまでは今後ぜひつかんでおく、こういうことにしていただかなければならぬと私は思うのでございます。

そこで、この点だけは数字にも出ておるようでございますからおわかりだと思いますが、改めて確かめておきたいと思います。現在、百二十五万の完全失業者の中に三十九万人の中高齢者がいる。三十九万人もおるのに、求職手帳の発給を受けた人は昭和四十九年度について言いますとわずか四千九百四十七名、こういうふうに私は理解しておるのですが、そうでしょうか。そしてそのうちいわゆる中高年の人は千三百九名のみであって、他は身体障害者関係、同和関係あるいは刑余者。したがって、中高年者の求職手帳の発給を受けた者は、昭和四十九年度の場合わずか千三百九名のみという実態であるということは間違いないでしょうか。

○遠藤政府委員　昭和四十九年度の手帳発給件数は御指摘のとおりでございます。そのうち中高年が千九百七十五件、五十年度につきましては五千四百七十八件というようなことになっております。

そこで、いま先生御指摘になりました完全失業者の中で一体どういう割合になっているかということは大変ごもっともでございまして、私どもは、十分その点は検討もし、解析をしながら対策を講じておるわけでございます。たとえば完全失業者が昨年来非常に滞留が多くなってきている、その滞留の実態はどうか、四十五歳から五十五歳、五十五歳以上、こういった中高年齢層が一年前に比較いたしますと、はるかに大きなウエートを占めるようになってきている、そういった事態を重視しながら考えておりますし、同時にまた、雇用保険の失業給付の受給者につきましても、任意退職と解雇によって給付を受ける人たちの割合、それから男女別、年齢階層別、これでもやはり中高年齢層の比較的給付期間の長い人たちが多くなってきている、それから、そういう人たちの給付期間切れがどうなっているか、こういう実態を月々見きわめながら私どもは対策を講じてまいっておるわけでございます。

ただ、御指摘の、完全失業の中で失業給付を受けている人たちとか、受給切れとか、そういったことはちょっと統計のとり方が違いますのでわかりかねますと申し上げておるわけでございまして、それぞれ私どもの業務統計なりそういった面では、十分御指摘のような線を確認しながら行政を進めておるわけでございます。

それから、求職手帳制度の対象者が非常に少ない。これは一つには、いま申し上げました大部分が雇用保険の失業給付の受給者であるということ、この手帳制度の対象になっております人は、ほとんどが主としてその適用を受けない、雇用保険の受給資格を持たない人たちであるということから、一部雇用保険の受給が切れた人たちが入ってくるというせいでございまして、こういった点と、もう一つは、所得要件が一つ課せられている。先ほど御指摘になりました要件の緩和ということの中の一番大きな問題が所得要件を外せ、こういう御主張だったわけでございます。この点はこの手帳制度を創設いたしますときからの御意見でございまして、私どもといたしましては、保険と違いまして、税金を原資にいたしましてこういった手帳制度をとり、手当を支給しながら再就職を図っていく、こういう制度でございますので、一定の水準以上の所得のある人に手当を支給するということにつきましては、これはいろいろの大きな問題がございますので、所得要件を撤廃をしてこの対象者を広げるということについては考えておりません、こういうことを従来申し上げてきておるわけでございます。

○八木委員　そこで、大臣にお伺いをいたしますが、いま質疑応答をいたしましたような経過でございまして、この問題については将来に向かっては十分配慮するという方向は抽象的に言われておるのですけれども、実態として、ほとんど一般の失業者の場合求職手帳の発給は受けられない。制度上、この手帳の発給を受けますと職業転換給付金というものを六カ月間受けることができることになっておりますが、どうしても職がない、失業状態で滞留しておる、失業保険金の給付も切れておるという人の場合であっても、実際にはほとんどの中高年齢者が発給をされていないわけであります。その原因は申すまでもなく、一つの所得

制限をしておるということ、それから最初の失業保険金の給付を受けてから二ヵ月以内にこの申し出をしなければならぬ。ところが六ヵ月間でございますから、中年齢者や高年齢者は二百七十日なり三百日なりの失業保険金の給付が受けられますから、その期間中にもう六ヵ月間は過ぎてしまいますから、そこで転換給付金は事実上もらえないわけです。そういうことになっておるのですけれども、そこは何らか条件を緩和して、そして措置をすべきではないか。また今回の答申の経緯からしても、そのことを中央職業安定審議会も全体としてやはり求めておる、そう理解するのが自然だと思いますけれども、大臣の御見解をお述べいただきたい。

○長谷川国務大臣　八木さんと局長の応答の中にだんだん問題が明確になってきたと思いますが、私もそういう地方の実態などもわかっておりますから、実態に即しながら対処してまいりたい、こう思います。

○八木委員　いまの御答弁で一応本日了承いたしますけれども、たとえば年間所得が夫婦で五十二万以上あれば税金がかかる。そうすると、何がしかでも税金がかかるような人に転換給付金を出すことはおかしいということを労働省は言われるのですけれども、私はそんなことはないと思うのです。出したって構わないと私は思うんですよ。それから、中年齢者については二百七十日、高年齢者については三百日、失業保険金の給付が受けられるのだから、その後また何ヵ月か求職手帳によって六万円でも六万五千円でも職業転換給付金を受けることはおかしいみたいなことを言われるのだけれども、そんなことはない。趣旨が違えばそれは釈明していただいていいんですけれども、それは政治的な判断の問題であって、これは条件を緩和しよう、こう考えればやれる問題だ、私はそう理解します。

収入が年間夫婦で五十何万円あるという場合、それはたとえば配当所得とかあるいは利子所得とかというのなんだそうでございますけれども、それはやはり老後のことを考えて貯蓄している人もありましょう。それからまた、定年退職のときに千何百万円か退職金をもらった、それをたとえば定期預金なら定期預金にしておれば五十万ぐらいにすぐなりますから。しかし現状は失業状態、そうしてなかなか新しい職は見つからない、なお働かなければならない、子供たちはまだ小さいのがおる、こういう状況であれば、おまえは五十三万円所得があるからもう求職手帳はやらない、おまえさんは四十九万だからよろしい、これは六ヵ月間転換給付金をやるなどということは、私はどうも適正でない、こういうふうに思うのですが、いかがでしょう。

○遠藤政府委員　いま御指摘になりましたように、二百七十日なり三百日もらっているから、その後また六ヵ月もらうのはおかしい、そういう意味では決してございません。むしろそういったことではなくて、こういった人たちが失業して、本当に就職の意欲を持った人であれば手帳制の適用を受けてください、これは、もう当初から周知をさせているわけでございます。それが手帳制の適用を受けないまま終わってしまう。これは言いにくいことかもしれませんけれども、実態を申し上げますと、いわゆる高年齢者の場合は、保険金をもらえるからその間だけ出てこよう、で、給付が切れればそのままリタイアするといった人たちがかなり多いことも御承知のとおりでございます。そういった人たちが手帳の適用を受けてない。保険受給者の中で受給期間が切れて手帳制の適用を受けている人ももちろんございます。しかし大部分はいわゆる保険の受給資格のない人たちがこの対象になっております。

そのうちの大部分が、ざっくばらんに申し上げますと主として福岡の筑豊地帯の人たち、次から次に出てくる、こういうのが実情でございまして、こういった筑豊地域の、旧産炭地域の炭鉱関係のいまだに滞留している離職者の人の実態も先生御承知のとおりでございます。私どもは、こういった人たちが十分この適用を受けられるようにいままでも配慮いたしてまいっておりますが、今後ともそういった点は十分実態に即して運用してまいりたい、こういうように申し上げております。

ただ、所得要件の問題でございますけれども、いわゆる給与所得は別でございまして、これは失業者でございますから、そういった人たちが利子なり配当所得、そういったものを持っているにもかかわらず、なおかつそれは問題にならぬという、御意見としてはそれは承りますが、何しろこれは保険ではございませんで、いわゆる税金を原資にして手当を出すという制度でございますから、何らかの形の所得要件というのは、これはやむを得ないことでございます。その所得要件を撤廃してしまえといういろいろな方々の御意見については、これは審議会等でもいろいろ御議論いただいたところでございますが、この所得要件をなくしてすべてに適用するというわけにはまいりません、こういうことをいままで申し上げてきておるわけでございまして、この考え方は今後とも変えるわけにはまいらないと思います。

○八木委員　それじゃ身体障害者雇用促進法の関係に移りたいと思います。

身体障害者の実態について、これは厚生省に最初ちょっとお伺いをいたします。十八歳以上の身体障害者数が百三十一万四千人ということに厚生白書の中で示されております。この中での特徴は、昭和四十年の八月に比べて二十六万六千人もふえておるわけですね。それで、いまの百三十一万四千人というのは、昭和四十五年度の調査の数字で、昭和四十年度に比べこの五年間に身体障害者数が二十六万六千人もふえておる。その中でも特に肢体不自由者が十五万三千人もこの五年間で一挙にふえている。その原因は主として何でしょうか。

○金瀬説明員　先生おっしゃいましたように、障害者の全体の数字はいまもおっしゃいましたような推計をたどっております。ただ、それがふえました原因が何であるかということでございますけれども、私どもこの調査の中で、障害者になりました原因別の内容を整理いたしてみますと、数字の上ではやはり数が多いのは疾病による原因が一番多うございます。しかしながらそのほかには、ふえております傾向といたしましては労働災害によるもの、それから交通事故等によるもの、これらがわずかながら、四十年と四十五年を比較いたしますと若干ずつふえてきておるという傾向でございます。

○八木委員　特に労働災害、交通事故による、先天的なものでなくていまのようなことによるところの身体障害者が非常にふえてきているということが言えると思いますし、将来もそのような状況が続く、もしくはもっとひどくなるということが予想をされると私は思うわけでございます。

そこで、この百三十一万四千人の中で、現在働いておる人の数が五十七万九千人、それから働いていない人が七十三万五千人という数字になっております。それで、この数字そのものについては、これが正しいかどうか、的確であるかということについては私はよくわかりませんが、働いていない七十三万五千人の内訳を図解をしてあります、厚生省の白書によりますと。そうしますというと、この働いていない七十三万五千人のうち四十二万人は身体上の理由で就業不能、十一万三千人は家事修学に専念、それから十二万六千人は就業の必要がない、その他というのはよくわかりませんが六万一千人、休業八千人、求職中、働きたい、しかし職がない、職を求めておるという者の数は働いていない七十三万五千人の中でわずか六千名ということになっておるのですが、これはそうでしょうか。これは厚生省と労働省の両方からお答えをいただきたいと思います。そんなことはないと思うのです。現在働いていない身体障害者の中で、働きたい、職を求めている、積極的に働く意欲を持っているという人の数はもっとはるかに大きいはずだ、こういうふうに思います。

○金瀬説明員　調査の結果では、確かに先生おっしゃったとおりでございまして、私どもの調査と

いたしましては、明らかに求職、就職を願っているけれども現在失業という形で出た者が八千人でございます。そのほかに、はっきりしないけれども、多少は潜在的な要素の者があるいはあるかと存じますけれども、調査で明らかになった者だけという形がいま申しました八千人でございます。

○遠藤政府委員　身体障害者と一般の健常者との就業率を見てみますと、一般の就業率が七一％に対しまして、身体障害者のいまお挙げになりました四十五年の調査の結果が約百三十一万、こういう人たちの就業率が六〇％になっております。したがいまして、一般の健常者に比較いたしますと約十ポイントくらいの差があります。そういうことからいたしますと、現在のいまお挙げになりました五十数万の就業者が一般よりはかなり低い。にもかかわらず、具体的に求職中ということで、就職の意欲を持ちながら就職できない人が六千人、これは四十五年でございますが、これは実態から見ますと、やはり低いのじゃないかという感じはいたします。

そこで五十年十二月末、昨年十二月末現在で公共職業安定所に登録されました身体障害者の求職状況から見ますと、大体一万七、八千人というような数字が出てまいります。ただそのほかに、いま御指摘になりましたようないわゆる潜在的な就職意欲を持っている人たち、具体的に就職活動は起こしていないけれども、できれば就職したいといった人たちがこのほかにも恐らくおられるだろうと思います。今回の改正法によりまして、身体障害者の雇用促進法の対象になり得る人たちはこの一万七、八千人のほかにかなりの数字が見込まれるのではなかろうか、こういうように感じております。

○八木委員　私は、手元にその統計の数字を持ってきていたつもりですが、いま見当たらないので、昨年度で結構なんですけれども、身体障害者であって職安の窓口に職を求めた者の数、そしてそのうち就職できた者の数、これがたしかどこかの数字に出ていたと思います。それによっても、職を求めた者が四万を超していたと思うのですが……。

○望月説明員　昨年、五十年の数字はちょっと年度途中でございますので、四十九年度の数字を申し上げますと、新規に求職申し込みをした件数が四万六百四十一件でございますが、そのうち就職件数が二万一千二百五十七件ということでございまして、五二・三％の就職率ということでございます。

○八木委員　そこで、厚生省に伺いますが、その点把握が非常に不十分なんじゃないですか。

○金瀬説明員　私どもの調査は、全数調査ではございませんで、全国大体千八百地区から地区の中の障害者の数、その方をそれぞれ個々面接いたしましてお聞きして把握した数字を全国に引き延ばして推計した数字でございまして、そういうふうにいたしまして面接の際に、はっきり職を求めているけれども、職がないという形で出てきた人が先ほどの数字になってきたものと考えております。

○八木委員　そういう説明では納得はいかない。全然実態に合っていないわけです。その把握については、やはりもう一度十分検討をしていただきたい。そして、これは一面においては労働問題ですから、単なる社会保障とかなんとかの問題だけではないわけですから、やはり労働省とも連携をとられてきちっと把握して、それに応じた対策を考えてもらわなければならぬと思います。

そこで、現在働いておる五十七万九千人の内訳ですが、この中に雇用労働者、どこかに雇われて賃金をもらって働いておる人は何万人ですか。

○金瀬説明員　自営を除きまして、とりあえず団体その他に勤めている者という形で整理いたしますと二十七万二千人という数字になってまいります。

○八木委員　その二十七万二千人のうちに、たとえばマッサージとかそういったふうな仕事をしていて、いわゆる会社、法人というよりも、そういったマッサージ療養所みたいなところに雇われてそういう仕事をしておるというような人等、さらにこれを分けての内訳の概要がわかりましょうか。

○金瀬説明員　マッサージ等につきましては、大部分が自営業でございますけれども、いまおっしゃいますように、それぞれの内訳にした形では実はとらえておりませんで、会社、団体等に勤めておられる方、それから一般企業の場合には、企業の規模別な整理しかしておりませんので、職種別の中身についてはちょっと把握いたしておりません。全体といたしまして、それぞれの仕事の状況、それぞれの農林漁業とかあるいは交通運輸サービスという形での別の分類の調査はございますけれども、勤務先についての関連はちょっと把握いたしておりません。

○八木委員　私がこういったふうなことをくどく聞いたというのは、表の方から身体障害者の雇用の問題や労働の問題を見るだけでなくて、今度は裏側の方からそれを見て、どこに問題点があるか、どういう人々が就業できない状態にあるのか、それを把握して対策を立てなければならないし、それは厚生、労働両省にまたがる問題であるし、そこにまた緊密な連携もあって、そうして具体的に対策を立てなければ意味がないのではないかということからでございます。

そこで、たとえば国家機関の場合には一・七％の雇用率である、あるいは民間の場合には一・三％であるというようなことを数字の上でばんと決めまして、そして、それがほぼ達成されたからといって、それで身体障害者の雇用の問題、労働の問題がほぼ満足すべき状況になってきておると言えないわけです。百三十万人からの身体障害者の中で現在雇用されておるものはまだ二十七万人しかいないわけです。その二十七万人の中でも官公庁やあるいはいわゆる会社、企業、そういったものに雇われておるものが一体何人であるかすら明瞭でないという状況は、まだまだ対策としてはきわめて初歩的であるというふうに私は理解いたしますので、その点は大臣も十分御認識の上、今後対処されたいと思います。

そこで、時間が来てしまって非常に残念なんでございますけれども、最後に一、二点だけ伺って終わりたいと思いますが、昨年の十二月でございますか、雇用率の達成状況が非常に悪い企業について新聞発表をされたわけでございます。そして発表された企業名等は私も把握をいたしておりますが、発表した、それで後は彼らの自主的な努力にまつというだけでしょうか。その後どういうような対策をやられたか、そうして発表後の改善の状態を具体的に御説明を願いたい。これは、もう時間がありませんから、具体的といいましても、そう時間はかけられないでしょうけれども、ただ抽象的に、大分よくなっておりますみたようなことでなく御答弁をいただきたい。

それから、身体障害者を解雇する場合、今度の改正案の第八十条のところは解雇する場合に限っておるのですけれども、これは表現上でいえば雇用関係を解除する場合というふうに改めるべきではないかと私は最近痛切に感じております。というのは、いろいろな家庭の事情で退職をする、これは自己理由の退職になるけれども、しかし、それはいろいろな事情でその会社を退職するということであって、よそへ行って、息子さんのところなり何なりへ行ってなお働かなければいけない、新たにまた職は求めるというような人についても、職業安定所は把握しておく必要があるのではないか。だとするならば、それらのことを考えますと、解雇された場合にのみ安定所への報告義務ということであってはならぬのではないか。

それから最近、いわゆる首切りは事実上は希望退職募集という形で行われておる、解雇は。

それで、私の県は佐賀県という弱小県でありますけれども、従業員の五百名、七百名、千名という昔からの伝統的な地場企業で、大企業の圧迫が強くて、もうアップアップの企業の状態です。何十年の伝統を持つ唐津鉄工所であるとかあるいは戸上電機とか、戸上電機というところは千百名ぐらいおる。あるいは佐賀板紙というところ、これ

は約六百名。それから唐津鉄工も約千名ぐらいおるところで、二百五十名とかあるいは百数十名とかの退職募集。実際に工場の機械が半分も動いていないという状態が一年半も続いておりますから、組合としても絶対拒否はできないという形で一定の希望退職募集を認めるという形が出ておりますが、それは事実上の解雇じゃないでしょうか。

でありますから、その点からいきましても、解雇された場合というのをどう解釈しておられるのか。そして、いまのような場合も事実上の解雇というふうにみなしておられるのか。みなしておられないとするならば、条文の書き方を改めるべきである。それからまた自己都合による身体障害者の退職者もさらに職を求めるわけでございますから、やはりここは条文を改めるべきであると考えるのですが、いかがでしょうか。

○遠藤政府委員　いまの御指摘になりました問題につきましては、逆になりますけれども、いわゆる自己都合退職、これは従来の失業保険法、雇用保険法の失業給付の関係でも、いわゆる希望退職による自己都合退職、これは当然解雇という考え方の解釈をとっております。したがいまして、これは当然この条文の適用を受けるわけでございます。そのほかに、いわゆる本来的な任意退職、自分の都合によって退職して、ほかへ転職しなければならぬ、こういったやむを得ず都合によって退職される、こういった人は、正確に言いますとこの条文の適用はないかもわかりませんけれども、この条文が設けられました趣旨は、こういった身体障害者の人たちが解雇ないしは離職をしてさらに転職をしなければならぬという場合に、事前に把握をすることによって再就職を速やかに実現できるように努力をしよう、そのために事前の把握という趣旨から出ておるものでございますので、この条項の適用はないかもわかりませんけれども、行政指導でそういったものも十分把握できるような方向で措置をしてまいりたい。適用は正確にはございませんけれども、同じような趣旨で事前に届け出てもらうような指導をしてまいりたい、こういうように考えております。

それから、昨年の十二月に発表いたしました百十五の事業所の雇用の状況でございますが、実は御承知のとおり、公表いたしましたのは、公表することそれ自体が目的ではなくて、そういう措置をとることによって、できるだけ努力をしてもらって身体障害者を雇ってもらいたい、雇用率を達成してもらいたい、こういう趣旨でございますので、昨年の二月に、こういった措置をとりますということをあらかじめ周知徹底いたしまして、その結果、十月現在で調査した結果に基づいて公表いたしたわけでございます。この二月から十月までの間に相当の企業におきましてかなりな雇用率の上昇を見ております。なおかつ他の企業で一般に比較いたしまして雇用率の低いところを公表したわけでございますが、こういった公表されました企業につきましては、特にそれぞれの窓口担当者におきまして、その企業個別に雇い入れ計画を作成させる、あるいは求人につきまして身体障害者の雇い入れの指導をする、こういった措置をとっておりますが、当該百十五の事業所がその後どうなっているか、これは毎年十月現在で調査をいたしますので、個別にまとめた調査をいたしておりませんので、その結果どうなっているか、取りまとめた結果は承知いたしておりません。しかしながら各安定所で指導いたしております結果、かなり進んでいるということは承知いたしております。

○八木委員　ほかの委員に迷惑をかけてはいけませんから、もうあと大臣に要望して終わります。

職場の実態はなかなか複雑でございまして、最近でも前からもあったのでしょうが、最近非常に露骨なんですね。一例を言いますと、ある運輸業で、そこの企業で働いていてそうして労働災害で片腕を切断しておる、その人をいま不況だということで、肩たたきで、もう本人の、自己からの申し出で退職を申し出ろという肩たたきをやっておる。そういう人まで肩たたきをやられておる。そうすると、実際現在余り満足に仕事がやれない、だものですから、申しわけないというふうなかっこうで泣く泣く退職願を出してやめておる。労働組合なんかが満足にないようなところでは、そういう状態はざらですからね。ですから、そういうような点はもう十分に考えていまの運用をぜひやっていただきたい。

終わります。

○熊谷委員長　次に、和田耕作君。

○和田(耕)委員　最初に、今度のこの法律で雇用を義務づけるというのを強化するという重要な項目があるわけですけれども、これによりまして、法律をつくる場合の予想としてどれくらいの雇用者がふえるかという予想についてお伺いいたします。

○長谷川国務大臣　義務づけたことは、いま八木さんの御質問にもあったように、年々これはふえていきますね、労災問題もあるでしょうし、交通事故もありましょうし、薬害の問題もありましょうし、長生きしておるというふうなこともありますから年々歳々ふえていく、こういうときに、やはりいままでのような任意規定で一・三、一・七というふうなこと、達成はしつつありますけれども、さらにふえていくことを見れば、国民全体で義務づけてやっていくというところに私たちの願いがある。その率程度のことにつきましては、諸般の事情等々考えながら、最後にはやはり三者構成の審議会、専門家の方々の御意見を聞いて、とにかく多少でもアップしていきたいという気持ちは持っております。

○和田(耕)委員　特に、いままで事業所別ということで義務を課しておる、努力義務を課した、これを今度は企業全体の数に対する比率として適用するとなりますと、義務づける雇用者の数がかなりふえると思うのですけれども、その数の見通しは立っていませんか。

○遠藤政府委員　いま先生の御指摘にもございましたように、従来の努力義務規定の適用は事業所単位になっております。したがって、たとえて申しますと、全国的に支店網を持っております銀行等は、当該支店がいわゆる七十七人未満であれば、この雇用率の適用はございません。今回はこれが企業単位になりますので、そういった従来適用対象になっていなかったものが全部包括的に対象になりますので、したがって相当数の規模の増大になるかと思いますが、具体的にはいろいろ雇用率を幾らにするかといったような関係もございまして、的確にどれだけふえるということは、まだいま数字を申し上げる段階にはなっておりません。

○和田(耕)委員　いま八木さんの質問を聞いておりまして、非常に大事な問題だと思うんですね。やはりこの実態調査というのがまだ非常に不十分な点が多い。これは厚生、労働両省にまたがっておるということと関係があるんじゃないかと思うのですが、関係ないですか。

○遠藤政府委員　これは関係がないと言えば間違いかもわかりません。もちろん身体障害者の問題は、厚生面と労働面と両々連携をしながらそれぞれの分野での対策を講じていかなければならぬ、いやしくも双方の間に欠落があるようなことがあってはならないと思います。そういった点で、今後とも両省の連携を密にしてまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、今回の法律によりまして雇用義務を強化する、いろいろな措置をとって雇用を促進していこう。どれだけ身体障害者の雇用がふえるのか、これは当然目標として私ども念頭に置かなければならないことではございますが、幾らふえるかということではなくて、先ほど来御指摘になりました身体障害者の総数の中で、少なくとも就職希望をしている人たちが一〇〇%就職できるようにするということは、これは大変むずかしい問題で早急にできないことかもしれませんけれども、それを目標に掲げながら私どもは率を設定し、促進方策を進めていきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○和田(耕)委員　先ほどの身体障害者の雇用労働

者の数、その内訳の問題等を聞いておりましても、どのような形で働いておるかという実態をできるだけ早く御調査いただきたいと思います。そうでないと、たとえばいま実際に働きたい意思のある身体障害者が何ぼおるかということについても、一番基本的な数字についてもいろいろあいまいな点がある。調査のしようによっては、また非常に変わるという問題でもあるわけで、こういう基本的な数字については、両省に関係したことですけれども、大臣、これは何らかの方法で確かめるための一つの措置をぜひともとっていただきたいと思います。そうでないと、これは義務づけたといっても、努力目標みたいになってしまうし、実際に法の趣旨が貫徹できない恐れが十分だと思うのです。

この点は深くお聞きしませんけれども、いま二、三お聞きしただけでも不十分だ。厚生、労働の二つの省の連携がもっと緊密であれば私はできるのじゃないかという感じもするのですけれども、ぜひともこれはお願いしたいと思います。

それから給付金制度、一定の率雇用できない企業に対して給付金を取る、あるいは公表するという一つのあれがあるのですけれども、三百人以下のところには適用しないというのはどういう理由ですか。

○遠藤政府委員　この納付金制度につきましては、原則としては雇用促進法の適用を受けますすべての企業に適用されるわけでございます。ただ、現実の問題としましては、納付金制度を新たに今回発足させるにつきまして、従来から一般的な身体障害者の雇用の状況が比較的良好である、従来の努力義務として定められております雇用率をかなり上回っております、そういった実態と、それから企業の負担能力というような観点から、さしあたり当分の間は中小企業、いわゆる三百人以下の企業につきましては、雇用率の適用はございますけれども、納付金の対象からはしばらく外しておこう、こういう趣旨でございます。

○和田(耕)委員　三百人の人を雇用するという事業所は、中小企業としてもかなり大きなりっぱな企業が多いですね。もし必要があれば、百人以下とか五十人以下とかということならわかるのですけれども、三百人以下となるとかなり法の趣旨があいまいになる恐れがあると思うのですけれども、この点は当分の間という言葉が入っていますけれども、今後の見通しとしてどういうお考えなんですか。

○遠藤政府委員　五十人以下になりますと、雇用率の適用がございませんが、百人以下にしたらどうだ、どもっともの御意見でございますが、当分の間といいますのは、本則でなくて附則で納付金制度が発足いたしまして、ある程度実態を見きわめた上で、当然こういった三百人以下の企業につきましても納付金制度を適用していこうという考え方でございます。さしあたりこういう措置でまずは発足させたい、こういうことでございます。

○和田(耕)委員　これは全体として非常にいい法律だし、最近もこういう関係の全国団体の大会に出て、こういうりっぱな法律ができるのだということを、私は役所にかわって宣伝もしているのですけれども、しかし実際を聞いてみると、何だかこういうことをやっているという意思を示すことが先であって、内容について具体的に厳密に実施することについての迫力が足らないという感じがするのですけれども、大臣、そんなことはないですか。

○長谷川国務大臣　御宣伝いただいたので、それを裏づけるためにしっかりやります。

とにかく雇用計画を立ててもらうこと、もう一つは、いままでは倫理規定でおりましたものを義務づけますし、それと同時に、今度は納付金制度というものまでつくって、こういうことで国民連帯を盛り上げていく、一年間この国会でのいろいろな御議論によって、身障者の雇用問題について国民によくわかってもらっている、ですから公表をやるというだけでも——公表をすぐでもしろという方々もありましたが、公表するということを言うて、期間を置いただけでも雇用率はずっと上がってきたのです。そういうふうに具体的な問題で御期待に沿うようにやってみたい、こう思っております。

○和田(耕)委員　これは私の選挙区にも何カ所かありますけれども、たとえば洋服屋さんが身体障害者の人ばかりで七、八人の人が一緒に事業をしている。こういうケースが多いのですけれども、どうもこういうところへのかなり親身な指導が足らないような感じがするのです。そういう点どういうふうに現在ではなさっているのですか。

○遠藤政府委員　これは一、二の例ではございますけれども、中度以上、主として重度障害者について、これからの雇用の問題は非常に重要な問題でございます。こういった人たちを含めまして優先的に融資の扱いをしますとか、あるいはモデル工場につきましては、特別に低率の融資をいたしまして、こういった人たちの職場を確保する、こういった措置をとっておるわけでございます。

また、いまお話しになりました洋服屋さんとか、こういった人たちの職場につきましては、企業内訓練あるいは公共訓練等におきましていろいろと便宜を図る、こういう措置もとっておりまして、身体障害者の職域をできるだけ広げていきたい。そうして安定した職場を確保するという面で今後とも一層努力をしていきたいと思っております。

○和田(耕)委員　身体障害者の雇用促進協会というのがございますけれども、これの内容についていろいろ列記されておりますけれども、身体障害者の雇用に関する調査、研究、広報を行うこと、あるいは技術的な事項について指導をすること、雇用管理の研さん、いろいろありますけれども、これは規模としてあるいは数はどれくらいのものができる予想なんでしょうか。

○遠藤政府委員　この法律によってできます身体障害者雇用促進協会は全国に一つでございます。中央につくるわけでございますが、いま御指摘になりました調査、研究あるいは適職の開発とか技術の指導、こういったことは、この協会だけがやるわけではございませんで、もちろん当然国の責務として実施いたしておるわけでございます。すでに労働省の所管になっております職業研究所でも、従来からこういった障害者のための適職の研究あるいは作業用具の開発、こういった業務を行っておりますが、これは一層強化をいたしますと同時に、いわゆる受け入れの側で、民間で身体障害者を受け入れる場合にどういった作業用具、機械設備、そういったものが必要なのか、あるいは具体的に体験に基づいてどういう職種がこれから適当であるのか、こういった点を、そういった民間のベースでも研究開発をしていただこう、こういう趣旨でございまして、単にこの協会だけがやるということではございませんわけで、むしろ新しくこういった協会でもやってもらいたい、両々相まって身体障害者の職域の拡大を図っていきたい、こういう趣旨でございます。

○和田(耕)委員　これは事業主の団体、事業主からも会費を取るとか寄付を受けるとかということですか。この団体はどういう性格のものですか。

○遠藤政府委員　これは現在、全国各都道府県に身体障害者雇用促進協会というものが自主的に設立されております。すでに五十年度末までに四十三都道府県で設立されておりまして、この法律ができますと、五十一年度に恐らくは四十七都道府県全体にできることになろうかと思っております。

この法律によってできます中央身体障害者雇用促進協会は、こういった都道府県で設立されました協会を会員にして設立いたすと予定にいたしております。そこからの会費がこの協会の基金になるわけでございます。

それに対しまして、この協会が具体的にここに掲げられておりますようないろいろな事業を実施いたしますが、そのほかに、この法律によりまして実施いたします助成、援助の業務、こういったものが雇用促進事業団の業務になっております

が、雇用促進事業団から業務委託を受けましてこの協会が各種のこういった援助、助成あるいは指導の措置をとる、こういうことになります。その分につきましては、委託費という形で、この納付金を原資にした経費が交付されることになるわけでございます。

○和田(耕)委員　各府県にある雇用促進協会を会員として全国的にまとめたものを一つつくるというのですね。これの会の大体の予算はどれくらいの考えを持っておられますか。

○遠藤政府委員　この会の運営に必要な経費、予算はどれくらいかというお尋ねでございますが、実はこの納付金がどれぐらいになりますか、これもいま現在、事務的に詰めておる段階でございまして、援助、助成の内容等も、これからどの程度にどういう範囲でどれくらいの助成措置を講じていくか、そういった点、この法律が成立いたしましたならば、施行までの期間に具体的に詰めてまいりたい、かように考えております。それによりまして、この協会の業務の範囲なり予算規模等もおのずから決まってくるかと、かように考えております。

○和田(耕)委員　つまり、私がこの問題で特にいまからお聞きしたいと思うのは、この中の項目の中で「身体障害者の雇用に関する調査、研究及び広報」という項目がありますね、そしてまた、その次の精神薄弱者に対する「適職に関する調査研究を推進する」という項目があるのですけれども、その前に、精神薄弱者の「適職に関する調査研究を推進する」というのは、どこでやるのですか。

○遠藤政府委員　これは昨日からも御質問がございまして、精薄の問題をどう取り扱うかというのは、この法案作成の段階でも大変御議論いただいたところでございます。私どもは、この附則におきまして定められております精薄についての調査検討、これは国みずからの手で行うべきものだと考えておりまして、具体的な調査研究は職業研究所で行わせますが、それよりも精薄関係の団体の代表の方々と私、そういうところだけに任せておかないで行政ベースで具体的にこの精薄の取扱いをどうすべきか、どういったところに問題があるのか、その問題をどうやって解決していくか、行政ベースで具体的に関係の団体の代表者とお話し合いを進めていくようなそういう手順を踏んでいきましょう、こういうお約束をいたしておりますので、そういった措置を今後積極的にとっていきたいと思っております。

この協会の方の調査研究は、これは、むしろそういったことではなくて、先ほど申し上げましたような、国、労働省自体の研究と民間団体、民間ベースでの調査研究と両方相まって実施いたしてまいりたいと思っておりますが、たとえば別府の「太陽の家」で身体障害者の作業用具だとか適職の研究とか非常にいろいろ有用な研究が行われておりますが、財政的に非常に行き詰まっております。そこで、こういったところに対する助成、こういったところに研究を委託するというようなことも、この協会の業務の一つとして私どもは考えてまいりたい。あちこちにこういった非常に優秀な研究をしておられる方もいらっしゃいます。こういったものは、いままでは財政的にも援助の裏づけといったようなものを実施する手段、方法を持っておりませんでしたけれども、今回この協会ができますならば、この協会の業務の一部としてこういったものを積極的に御援助いたしまして、身体障害者の雇用の促進に資していきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○和田(耕)委員　大体わかりました。

この精神薄弱者の問題は、これは雇用管理の面からも、どのような仕事をどういうふうな形でやらすかという問題もあって、非常にむずかしい問題があると思うのですけれども、同じように、たとえば耳の悪い人でも、あるいは手足が満足でない人でも、これを本気になって就労者をふやす、仕事をさすということを考えますと、まだまだ開発しなければならない問題がたくさんあると思うのです。こういう問題もこの雇用促進協会を強化してという考えの中にはあると思うのですけれども、これは、ひとつかなり明確な考え方をもって指導していただきたいのは、この精神薄弱者の問題でも、これはいろいろな関係者の衆知を集めて、そしてかなり経費を使って、実際のテストをする機関に設備でも置いて研究しないといけない問題だと思うんですね。

こういう問題について、労働大臣、特に厚生省とも接触、連携が必要だと思うのですけれども、私は、この問題を厚生省にも、田中さんにも強く申し上げました。ぜひとも幾つかのプロジェクトチームのようなものをおつくりになって、そして実際にこの障害者を仕事場につけるには、いままでだとこういう程度しかできないけれどもというような状態を乗り越えて、こういうようなことをしてあげればできるのだ、また効果もあるのだ、また事業者の方も喜ぶのだというような問題を、総合的な一つの研究機関でもって取り上げていただきたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席〕

○長谷川国務大臣　やはり一人一人が生きがいを見つけて自立していくという気持ち、これが私は非常に大事だと思うのです。

せんだって労働省で、ことし新しい庁員、上級職の採用で入ってきた者に会いまして、一人非常な身体障害者、しかも非常にいい成績、私は思わず君はどうしたと言ったら、私は槍ケ岳へ登ったと言うので、思わず激励したことがあるのです。ほかのスポーツならば、ホームランをかっ飛ばせばみんな手をたたいたり、相撲で相手を投げればさじきからふとんを投げるけれども、山の上に身障者が苦労をして上がってくる、そのときだれも手をたたく者はいなかった、そういうファイトが大学ですばらしい成績で上級職へ受かった、それで労働省に入ってきた。そういうようにみんな生きがいを自分でも見つけるし、それにこちらの方は加勢をしていく、こういうところに私は対策の基本があると思うのです。

ですから、労働省も皆さんから激励をいただきますから、こういう法案を出しますについても、一人一人にそういう温かい気持ちを感応させようという努力がにじみ出ていると、こう思うのです。

もう一つは、これはあえて労働省だけの仕事ではございません、おっしゃるとおり厚生省もあります、災害を防止するためには自治省の交通対策もございます。そういうことからしますと、厚生省とともしから、所沢のリハビリテーションセンター、これは共管でやります。そういう中にいろいろな適職の開発とかあるいはまた精神的な訓練、そしてまた健常者よりも精薄の場合非常に時間がかかりますから――一つのびょうを打つのでも、それができるまで一週間ぐらいかかるわけです。私は、名古屋の春日台にも参りましたが、そういう中から、やはり激励をしながら、生きていくという喜びを持たせる、そうした雰囲気をつくるのには、懸命にくみ上げてやるところに日本の国民連帯をつくり出すゆえんがあるのではないか、こう思ってやりたいと思っております。

○和田(耕)委員　杉並の堀ノ内に済美学園というのがありまして、これは特殊学級もあるし、そうして精薄の人がコンクリートブロックとかいろいろな物をつくっているところがあるのです。そういうところも、これは本当に、やっている人の非常な善意でやっているというところであって、経営その他もなっていない、非常に苦しい状態にもあるというような問題もありまして、この問題は、単にモラルの問題とか、社会連帯意識の問題とかというような問題でカバーされている状態が多いと思うのですが、こういうものに、本格的に身体障害者の雇用促進というものを政府がまともに取り上げるという段階ですから、やはり実際の仕事ができやすいような設備、機械、器具、管理の仕方等、ひとつ何かのモデルでもつくっていいから、ぜひともそういうプロジェクトチームのようなものを設置していただきたい。こういうものをつくるということは、デモストレーションの効果もかなりあると思うんですよ。ひとつぜひともお

願いしたいと思います。

○長谷川国務大臣　そういう気持ちでやってまいりたいと思います。そしてまた、民間の方々がよくいろいろなことを苦労しながら施設をやってもらっておりますし、そういう民間の方々に対する援助、助成なども考えつつ、その灯を消さないように、拡大するようにやってまいりたいと思います。

○和田(耕)委員　それから、もう一つだけお伺いしたいのは、中高年齢者の雇用促進の問題なんですけれども、この問題は、定年制の問題とやはりうらはらの問題になることですし、なかなかむずかしい問題もあると思うのですけれども、労働省として、定年制の問題は、もう大体こういうふうにしたいという腹構えはできておりますか。

○長谷川国務大臣　日本の場合は、だんだん御議論のありますように、いまから高齢者社会になります。そこで、やはり六十歳までの定年ということで従来いろいろ施策をやってまいりましたが、今度の場合は大企業といえども、定年延長するのには援助金とかそういうものを出しながらでもやっていこうということで、六十歳で年金とのつながりもありますが、私の方のねらいは、将来はやはり六十五歳まで、そして非常にすばらしい人々がそのまま技術を持ちながらさっと散ってしまうということは非常に惜しいことでございますから、そういう意味では充実した施策をやってまいりたい、こう思っております。

○和田(耕)委員　これは実際にそういう指導を始めていますか。

○遠藤政府委員　今後とも先生のいま御指摘になりました点を十分体しながら、定年延長につきましては、いままでの措置を拡充しますと同時に、今回のこの高年齢者の法律をフルに活用して行政指導を強化してまいりたい、こういうふうに考えております。

○和田(耕)委員　週休二日制とどちらが熱意を持ってやっているか、その比較でひとつお答えいただきたいと思います。

○遠藤政府委員　週休二日制につきましては、いろいろ問題もございますし、こういう不況下の中で大変むずかしい問題もあろうかと思います。私どもは、これからの雇用という問題を考えますと、これは労働時間短縮、賃金の問題、雇用の問題と切っても切れない関係にはございますけれども、何はおきましても、こういった問題をいろいろ検討を進めながら、実行を促進しながら高年齢者の雇用ということを最重点に考えなければならない、こういうふうに考えております。

そういったことから、高年齢者の雇用を進める上で定年制というのが一つの壁にいまぶつかっているわけでございます。この五十五歳というのを何としても当面六十歳まで延ばしていくということが、私どものこれからの雇用政策の最大の課題だ、こういうように考えておるわけでございます。

○和田(耕)委員　これは、たとえばいま世界的に話題になっている共同決定法、経営参加法のむずかしさと同じようなむずかしさがある問題で、ある時点では政府がかなり積極的に腹を決めなければ、とてもじゃないけれどもできやしない。この間、私は、ある日本一りっぱな大企業の組合の方と会ったのですが、そこなんかは非常に厳密にやっておるんですね、五十五歳定年というのを実際に。これは一つのメリットもあるしデメリットもあるということですけれども、いい企業になれば、かなり活気のある企業になればなるほど五十五歳定年ということを実際やっているところがあるけれども、しかし、これでは今後の日本の経済の問題、雇用の見通しの問題を考えても、中高年層というものはなかなかこの制度ではのしていけない。高度経済成長の中ではそれになっても次の仕事があるわけですけれども、そういうこともあるから、根本的な一つの就労体制を検討する時期がもうすぐ来ると私は思うのです。そういうときの一つの目安として、中高年の問題を考える場合に、そうでないと気休めになってしまう、こういう法律が、身体障害者はそうでないと思いますけれども、何だか気休めみたいなところがあるなという感じがしてならないのですけれども、これは、いろいろなむずかしい問題があると思いますが、ひとつ本気になってこういう問題と取り組んでいただきたいということを要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○竹内(黎)委員長代理　次に、田中美智子君。

○田中(美)委員　時間が限られておりますので、できるだけ簡潔に私も話したいと思いますので、そちらも中心に回答を当てて、効率よく質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、これはお願いなんですけれども、私は、国会に参ります前に福祉大学に勤めておりました。この大学では、障害者が試験を受けて合格点に達すれば全部合格させているわけです。それで、私がおりますときは、百五十人ぐらいの障害者がおりました。全盲の方でも、点字で試験をするという形でやっていたわけです。ですから、廊下にも階段にも手すりをつけておりました。そういうふうな大学に勤めておりまして、学生たちと一緒に勉強し、そして、いよいよ就職する段階になりますと、その子たちが就職が皆無なわけですね。皆無と言っていいほどないわけです。私たち教師は早くから、一年くらい前から障害者の場合には特にあちこち当たるわけなんですけれども、これができない。いまなお、私が教えた学生たちが三十になり、三十過ぎても就職できないで苦しんでいる姿を私は見てきています。戦後三十年間、障害者には一度も日が当たらなかったのではないかということを、私のいままでの戦後三十年の生活の中で強く感じたわけです。

今度この障害者の雇用の促進の法案が改正されたということは、そういう観点からしてやっと日の目が当たりかけたという意味で、不十分な点はあるとしても、この法案に対しては、非常に大きな評価をしたいと思います。いやがらせを言うわけではないけれども、余りにも遅かったという感じさえしますけれども、一応私は評価したいと思いますので、この法案を絵にかいたもちにしないで、実効よく、労働省としていままでのおくれを取り戻すつもりでがんばって就職の促進を図っていただきたいと思います。

いま障害者自身の正しい権利意識というものも非常に進んできておりますし、また世論も、それに対する考え方が非常に向上しつつあります。これは私、障害者にとっても新しい光が差してきているのだと思いますので、それを積極的に進めていただきたいと思うのです。

その一つの例といたしまして、これは知人ではないのですけれども、偶然の機会でこの方ときのうお会いしました。この人は新潟県の糸魚川というところの市役所に勤めていらっしゃる、金平明義さんという、昭和十六月十月三十一日生まれの男性です。この方は、奥さんと母親を抱え、五ヵ月の坊やを抱えて生活していらっしゃるわけです。昭和三十二年にこの糸魚川の市役所に勤務して以来、いまちょうど二十年になります。この間、いまから五年ぐらい前ですけれども、ベーチェット病になりまして、いろいろ治療いたしましたが、視力障害者の一級になりまして、ほぼ全盲に近いという状態になっているわけです。昨年一年間八割有給の休職という形でいたわけですけれども、ことしの四月二十一日に無給の休職にされたわけです。彼は退職したくないということですが、事実上の退職と同じです、お金が入らないわけですから。そういうことで、無給の休職のような形で、一応その身分はまだつながっておりますが、退職を迫られるような状態に追い込められているわけです。身分がありますと、健康保険だとかそういうものの保険料を払わなければならない。今月五月からは一銭も収入がないのに一万円ぐらいは払っていかなければならないというところにきたわけですね。この問題は何とかして救えないか。私は、これは個人の問題として考えているのではなくて、労働省としても、また厚生省などでも、障害者の権利の問題では理解も非常に高まってきておりますし、そういう世論も高まっておりますけれども、まだまだ地方に行きますと昔

ながらの、障害者になれば自分はやめなければならないと本人も思うし、また市の方でも障害者になれば当然やめてもらうのだというふうな、悪気とは言えないかもしれませんけれども、そのような古い常識でもって物事が行われているのではないかというふうに思わけです。

そういう点で、これを改善していただかないと、この金平さんのような人が次々とあちこちに出てくるのではないか。そういう点で、ぜひこの金平さんの問題を調査しまして、こういうことで退職せざるを得ないようにならないような御指導を労働省にしていただきたいというふうに思うのですけれども、その点の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○遠藤政府委員　いまお話しになりました糸魚川の市役所の職員の方の事例でございますが、実は私も身近にそういった事例を抱えておりまして、私の承知いたしておりますある人につきましても、たしか筋ジストロフィーだったかと思いますが、手足がだんだん麻痺してきて仕事ができなくなる、こういう人をどうしたらいいか。この人も実は同じように休職になっておりまして、本人も療養に専念し、何とか自分で新しい仕事を身につけるようにしようといま懸命に努力をいたしておるわけでございます。この人たちがいろいろな病原菌に冒されまして身体に障害を残す、こういうことになりますと、こういう人たちの社会復帰といいますか、職域の確保ということをどうしたらいいかということは、大変むずかしい問題であろうかと思います。

いま御指摘のありました糸魚川の金平さんの件につきましては、昨日実はこの委員会で伺いまして、新潟県当局にも調査を依頼しておりますが、まだ具体的な実情を承知しておりませんので、実態を十分承りました上で、一体どうしたらいいのか、そういった点を十分関係者とも御相談してみたい、こういうふうに考えております。

○鹿児島説明員　ただいまの件につきましては、昨日和田委員からも御質問がございまして、私どもも現在事情を調査中でございます。

私ども考えておりますのは、身体的なハンディキャップのある方々の雇用問題につきましては、従来から法律のあることでもございますし、法律の趣旨に従って指導いたしております。ただその際に、いま一つ申し上げましたのは、地方公共団体は公の負担によって公務を行っておるわけでございますから、そういうハンディキャップのある方々の雇用促進と同時に、やはり公務能率の問題につきましても、それぞれバランスを考えなければいけない、そのバランスの中で具体的な問題に対処していく、こういう方向で今後指導してまいりたいということをお答え申し上げたわけでございます。

○田中(美)委員　いま何とおっしゃったのですか。能力の何とおっしゃったのですか。

○鹿児島説明員　一方でそういう方々の雇用促進に努めると同時に、他方では公務能率の増進という地方公共団体の使命もございますので、それとのバランスの上に立って具体的な問題に対処してまいりたいと思います。

○田中(美)委員　公務能力の効用というふうに言われたわけですけれども、私は、そういう言葉は障害者に対してはぐさっと刺す言葉だというふうに思うのです。結局能力がないと市民に対して悪いじゃないか、俗な言葉で言い直せば、そういう言葉に聞こえるわけですよ。障害者を一・六%、一・七%雇わなければならないという法律があるわけですからね。それは効用とかそういう問題ではなくて、その人たちを雇えばその人たちを効率よく使うという考え方をすべきであって、障害者を雇えばその市役所としての効用が低くなるというふうなニュアンスの言葉は、やはり使うべきではないと思うのです。むしろその障害者の残された能力をどう大きく効用あるように使っていくかという物の考え方をすべきではないか。そうでなければこの法律に反するではないですか。国は最も効用よく使わなければならない、こんなことを言えば、いまのようにロッキードの問題であんなことをやっていることが、どんなにこの国会の審議において国民に対する効率を悪くしているかということにもつながるのであって、そういう言葉が障害者だけに使われているところに、やはりまだあなた自身の頭の中に非常に古い物の考え方が残っていらっしゃる。この今度の雇用促進法の精神さえも理解していない。障害者だけにどうしてそういう言葉を使うのか。障害を持たない人たちだって悪いことをしたり何かしてどんなに効用を悪くしているかわからないじゃないですか。

そういうことを考えれば、国でもってちゃんと法律でこう決めて、そして、これに対しては罰則に近いものまでも設けて雇わなければならないというときにバランスもくそもないでしょう。職についていない人でさえ雇用しなければいけないというときにですよ、雇用されている者が障害者になったからといってはじき出すというのは、どう考えても理屈がおかしいんじゃないですか。

○鹿児島説明員　いささか言葉が足らなかったようでございますが、私が申し上げましたのは、個々具体的なケースの問題ではございませんで、現在の公務員制度の基本的な考え方といたしまして、公務の能率を増進するという考え方が一方でございますということを申し上げたわけでございます。

そして、きのうも申し上げたことでございますが、具体的に、いまお話がございましたような配置転換等につきましても検討すべきだということも申し上げております。

ただ、その際にも申し上げましたけれども、糸魚川市の市役所の場合には、職員数が五百名ちょっと出るぐらい、その中でも特に一般職員は二百数十名でございます。そういう限られた職場の中での配置転換ということは、いろいろ困難な問題もあろうかと思いますが、そういう問題も含めまして調査をいたしますというお答えを申し上げております。

○田中(美)委員　私に答えてください。だれだれにこう答えましたなんという回答じゃなく、私が聞いているのですから、私に答えていただきたいと思うのです。

私は、いまのお言葉に対してでもあなたにもう少し頭を変えていただきたいのは、同じことを言いますけれども、障害者を一・六%雇わなければならないということは決まっているのですから、なぜ障害者に対してだけ効率という言葉を使うのかということです。だれに対してだってそれは使うべきですよ。それは国会議員に対してだって、あなただって、だれだってみんなできるだけ効率よくやるというのはあたりまえです。障害者であっても効率よく働いてもらわなければ困るのは同じことです。それを障害者にだけ使うということ、やはりそういう政府の姿勢というものをきちんとしていただきたい。いま職を持っている人を障害者であるからということで首を切るということは間違っているということなんです。それが間違っているということをお認めになって、それを配置転換という形で――どこに配置転換するかということについては、ここここにせよというふうな指示は私にはできません。それは地方自治体の意向もありますでしょうし、本人の意向もあると思います。素人が、まあ私などが、いままでの学生などの就職先やいろいろなことから考えてみまして、電話の交換手をするとか、それからたとえば図書館とか、図書館がなければ図書室とか、そういうところに点字コーナーのようなものをつくって点字を教えたり、相談に乗ったり、点字の本の管理や何かをするという仕事もあるでしょうし、それでこの方はいま点字を習っていらっしゃるわけです。近所の盲学校、高田盲学校の先生から点字をいま教えてもらってやっているわけですが、ここの市長さんが、こういうことは前例がないから置けないというふうに言っていらっしゃるんですね。

私は、この市長さんを責めようとは思いません。恐らく古い、昔ながらの考え方で、事実前例がなかったのだと思うのです。ということは、障害者にいまだかつて日が当たってなかったからなんで

すね。やっと日が当たったのですから、こういう法律も前進してきているわけですから、この方を復職させるというところまではぜひ前例をつくれということなんです。この糸魚川の市役所がもう障害者があふれて、半分以上も障害者になっているのだというならば、これはまたいろいろ考え方もあります。しかし、そうではないわけですから、そういう点でまず復職をさせるという前提で御指導をしていただきたい。そうすれば、あとはどこに配転するか。

そしてきのうも大臣が、本人の努力も要るとおっしゃっておりましたけれども、本人は目が見えないけれども、体を健康にするということで、いま二時間ぶっ続けでなわ飛びができる。五千回できるのです。きょう傍聴に来ていらっしゃいますけれども、非常に細いからだで、漢方の指示を受けてやっているのだそうです。栄養過多にならないようにやるということで、非常に強い腕と足をしている、肉体的な涙ぐましい訓練をしている、中途失明者ですから非常に大変なわけです。それを点字も習い、かなタイプなども手探りでやったりしながら訓練しているわけです。そして現在は病状も固定してきているわけです。それは難病ですから今後どうなるかわかりませんけれども、一応症状というのは固定した状態にあるわけですから、十分に勤務にもたえ得るし、いろいろな訓練にもたえ得る状態にきているわけですので、これを復職するというところまでの御指導をしていただきたいというふうに思うわけです。

一体これは自治省だけに責任があるのでしょうか。やはり大臣にも直接的な法的な責任というのではなくても、指導という面があるのではないでしょうか。注意をしてあげるとか、市長に電話を一本かけていただくとか、何かそういう形で、市長さんの意識を、いまのこの雇用促進法に即した行き方にしていただくような御指導や御忠告というのはしていただけないものでしょうか。

○長谷川国務大臣　いま先生のお話をお伺いしていると、本人が一生懸命からだを鍛えて、しかも、かな文字まで習っているという努力のほど、これは本当に涙ぐましいものだと思います。そういう意思のある方々が、余り不幸にならないように私たちはしなければならぬという感じを持っております。

その市長さんに私がすぐ電話をかけていいものかどうか、こういうことについては、また考えさせてもらいたいと思います。

○田中(美)委員　直接には自治省だと思うのですけれども、そちらの方でも電話をかけるなり文書を出すなりというようなことをやって指導していただけないでしょうか。

○鹿児島説明員　具体の問題につきましては、リハビリテーションの問題等も含めまして私どもで調査をいたします。

○田中(美)委員　どういう意味ですか。私がいま言っておりますのは、まず復職というのが最初なんです。それからリハビリが出てくるわけです。何しろいま四月二十一日から一銭も収入がないのです。自分の身分を置いておけば、一銭も収入がないのに一万円ずつのあれを払っていかなければならないわけですから、そこのところを何とか押さえてから、それではどういう仕事に適しているか、どういう仕事が糸魚川の市役所にあるかということを検討し、それに沿ったようなリハビリ、訓練というものが出てくると思うのです。そこのところを御返事いただきたいわけです。

○鹿児島説明員　いささか制度の具体的な説明になりますけれども、国家公務員も同様でございますが、地方公務員の場合も、私傷病によります病気につきましては、原則として一年間は病気休暇という形で休暇の取り扱いになります。これは、もちろん有給でございます。それを経過いたしますと休職という形になってまいりますけれども、休職になりました場合には、一年を経過した後におきましては、御案内のように無給休職という形になるわけです。これは国家公務員も地方公務員も同様でございます。ただその際も、私が理解しておりますところでは、共済組合制度によりまして、私傷病の休職につきましても、無給の場合には一定の割合での共済組合があるという形になろうかと思います。

○田中(美)委員　私が言っておりますのは、病気が治らないといっても、いま病気は固定していると言っているわけです。たとえば胃病の場合、休職していてまだ十分じゃない、だけれども勤務にたえられるようになれば、出てきて医者に通って薬を飲みながら皆さん勤務しているじゃないですか。彼の場合も固定して治っているのです。それは、ときどき医者に行かなければならないということはありますよ。だから、完全治癒ではないかもしれません。ちょうど胃病と同じですね。腎臓が悪いとか、みんな年をとれば高血圧もあれば、皆さんの中にだってそうした病気を持っている方はたくさんあるじゃないですか。しかし医者に通って、ときどき医者の検査を受けながら勤務しているじゃないですか。金平さんの場合だって、いますぐあしたから勤務できるのです。ただ、目が悪いために訓練を受けなければならないということはあると思いますが、健康状態は勤務につけるわけですから、なぜ無給の休職にするのかということを言っているわけです。あなたのおっしゃった無給の休職になるというのは、病気で寝たきりになっていてまだ戻って来られないというときの話をしている。金平さんはそうじゃないでしょう。そこをはっきりしていただきたい。目はもうもとに治らないのですが、これで固定したわけですから。それを治らなかったら永遠に病気なのか。そんなことを言ったら、障害者で足が一本なくなってしまったら、全部病気かということになると思うのですが、それと同じじゃないですか。ちょっと型にはまった考え方だと思うのです。

○鹿児島説明員　おっしゃるとおり、勤務につき得る形になりますれば、当然に復職ということになります。問題は、いかなる勤務につき得るかということで、私はリハビリテーションということを申し上げたわけでございます。

○田中(美)委員　そうすると、リハビリテーションといいましても、最初はリハビリができないから、十分な効率を上げられない職場に配置転換されたとしても、目が悪くてもできる最低の仕事というのがあるわけですよ。たとえば、この方は税務を大分やっていらっしゃったわけですから、税務の滞納のところに電話をかけるという仕事だったら、いますぐできる仕事をしながら何が一番適しているかということを、首を切ったという状態に置いておいてから考えるのではなくて、そこに置いたままでいまできる仕事をさせながら何がいいかということで、じゃ一年間どこかに行って訓練して戻って来たらこういうふうにしたらいいというのでしたら、その一年間をどうするかということを考えるのが本当じゃないですか。滞納の催促の電話とか、そういうことはいますぐできますよ。

○鹿児島説明員　私は、具体の勤務場所につきまして判断し得る立場にございませんので、具体的な返答は差し控えたいと思いますが、一般論として申し上げますならば、勤務につき得る状態になれば復職し得るということでございます。

○田中(美)委員　その勤務はいまできる状態にありますので、その点は十分お考えになりまして、来月から収入がなくなりますので大変なことになりますので、ぜひその点も大臣お考えになっていただきたい。五カ月の子供と母親を抱えているわけですので、せっかくこういう法律ができたのですからぜひやっていただきたい。

私が金平さんのことに感ずいぶん固執しますのは、この間北海道の道庁が爆破しましたときにけがをなさった方たち、この方たちも公務員です。それで耳が悪くなったり肢体が不自由になったりという方が、あれは労災が認定しまして治療には一応困らない。しかし、これが治癒された場合に、この人たちをどうするかということがまた出てくるというふうに思うのです。

そういう点で、今後こういうことは次々と起こることですので、ぜひ労働省でもこの金平さんの問題というものを一つの輝かしい前例として私は

やっていただきたい。そうすれば、地方の自治体の中でも市長さんたちのいろいろなやさしい配慮がなされることが常識になってくると思いますので、この点をぜひお願いしたいと思います。

それから、これはよく御存じのことですのであれだと思いますけれども、地方公務員法の第二十八条の「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」には免職をしてもいいというこの法律は、配置転換やリハビリというものを十分にした上での問題なんだと前の委員会のときに労働大臣がお答えになっていらっしゃるわけですけれども、そのように解釈してよろしいでしょうか。私は、できればこの法律は将来削除をしていただきたいと思うわけです。大臣どうでしょうか。

○長谷川国務大臣　いつ私が――ちょっといま記憶がありませんがね。

○田中(美)委員　これは時間がありませんので後で……。

○遠藤政府委員　地方公務員法の解釈ですから……。

○田中(美)委員　国家公務員法のときに言われたのです。国家公務員法の五十何条かのときに言われたわけです。

○遠藤政府委員　それにしても労働大臣の所管ではありません。国家公務員法の解釈は労働大臣の所管ではありません。総理府の総務長官です。

○田中(美)委員　総理府総務長官がそういうふうに言われたわけです。

これは後でお見せしますけれども、そういうふうに解釈して運営していくと言われておりますので、その精神を尊重していただきたい。そして、これはここで言ってもしようがないのですけれども、この法律は雇用促進法と矛盾していると思いますので、将来検討をしていただきたいと思うわけです。

それでは次に移ります。

精薄の問題です。精薄の問題をどのようになさろうとしていらっしゃるのか簡単にお答えください。

○遠藤政府委員　昨日来、精薄の問題につきましてたびたび御質問ございました。先般この委員会におきましても、たしか田中委員の御発言があったと思いますが、私どもは、精薄者につきましては、他の身体障害者と同じように雇用の適正という点からいま直ちに雇用の対象として考えるわけにまいりません。したがいまして、精薄者であっても現に企業に雇用されて働いていらっしゃる方もございますが、そういった人たちにつきましては、今回の法律におきましても、身体障害者と同じように援助、助成の対象にいたすことにいたしておりますが、基本的には、附則の第四条にありますように、精薄者の雇用の適正の問題につきまして十分検討、研究をいたしまして、その結果に基づいてどういう措置をとるか処置を考えてまいりたい、こういうことでございます。

○田中(美)委員　第二十六回の国連総会の決議で「精薄者は、生産的仕事を遂行し、又は自己の能力が許す最大限の範囲においてその他の有意義な職業に就く権利を有する。」ということを決議されて、日本政府はこれに賛成していらっしゃるわけです。そういう点で精薄者にも職業につく権利があるのだということは政府も認めているわけですね。

それから、これはおたくの方が出されたものですけれども「心身障害者の雇用対策」労働省職業安定局編となっていますが、この中に精薄の職業訓練所が現在国立が一校しかないというふうになっているわけですね。もともと障害者の訓練所は国立が十一校しかない。その中で精薄が一校しかないということも今後考えていただきたいと思います。

これも職業研究所編という形で出ている「職業へのアプローチ」この本の中で、中村健二さんという方が、実際に精薄者の職業訓練をしてみて、非常によく働ける、知能指数が二八くらいでもある一つの仕事に限ってやれば非常に有効な仕事をするということも書いてありますし、そういう点で決して精薄者には能力がないという考え方ではないと思いますので、この点十分な配慮をしていただきたいと思います、大臣、一言お答え願いたい。

○遠藤政府委員　いまお挙げになりました事例、いずれもそのとおりでございます。精薄者イコール無能者であると申し上げているわけではございませんし、精薄の人たちが職業につく権利があるとおっしゃることもそのとおりだろうと思います。

ただ問題は、私が申し上げておりますのは、こういった精薄者一般が身体障害者と同じように雇用に対する適性を持っているかどうか、そういう点についていろいろ解決されていない問題がございました。したがいまして、今回の改正法におきましても全く同様の扱いをするわけにまいりません。したがって、そういった点につきまして今後十分検討、解明を進めていきたい、こういうことでございます。

○田中(美)委員　一言忘れましたが、金平さんは字が読めませんので、きょうここに傍聴に来られてテープを持ち込みたいと言われたのです。お願いしましたら、そういう慣例がないのでだめだというふうに委員部の方で言われたわけですけれども、これは国会全体として、特殊な事情のある場合には、その事情を聞いた場合には、特例として今後許していただきたいというふうに思うわけです。議事録ができましても彼は読めないわけですね。テープにとっておけば自分が好きなときに聞くことができますので、だれにでもと言っているわけじゃありませんけれども、特に密接に関係する場合、悪用されないようにそれを使うというような配慮をしていただけないでしょうか。きょうそれができなくて非常に残念だったのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

○長谷川国務大臣　私も議院運営委員会におったことがありますけれども、そういうものはおたくの方からも議運の理事が出ていることでしょうから、議院運営委員会でお諮りいただいて賛成してもらえば可能かもしれません。どうぞそちらの方でひとつ……。

○田中(美)委員　大臣の方からもぜひひとつそのような御尽力をお願いしたいと思います。

その次の問題は、昨日の夕刊に出ておりまして大臣よく御存じだと思いますが、勤労者福祉協会、労働省が認可した公益法人が詐欺をしたという問題なんです。私、新聞情報しか存じませんが、これは毎日ですけれども「監督官庁の労働省は「計画がずさん」と中止を勧告」ですから、詐欺とまでは知らなかったにしても、ある程度おかしいということを知っていたと書いてあります。やはり非常に国民に対する政治の不信を買う事件ですので、認可の問題とか監督の問題にずさんなところがあったのではないかと思うのですけれども、この点は大臣どうお考えになりますか。

○藤縄政府委員　経過を御説明申し上げます。

その前に、労働省の監督下にあります公益法人におきまして、こういう事態を引き起こしましたことはまことに遺憾なことと存じます。

この法人は、四十七年の一月に労働省で認可をいたしております。昭和五十年度の計画を持ってまいりましたときに、国民ゴルフ場計画というものがございまして、それが一つは、会員制ということで広く一般の公益に資するという目的から見ていかがかという点が一つ、それから計画がいかにも将来の会員の募金というものを当てにした計画性に心配なところが多々あるということから、四月の十六日に中止勧告をいたしました。それからまた、それでもなかなかやめないので、七月の二十一日に再度中止の勧告をしたということでございます。それにもかかわらず、その過程で取引業者との間に契約が結ばれ、そして不渡り手形を出すというようなことになりまして、それが当事者の方から詐欺だということで警察の方に告訴がなされた。それに基づいてきのうのような事態が起こったということでございまして、まことに残念だというふうに思っております。私どもは、こういうことの絶対にないように、やはり設立の許可につきまして、また、その後の監督につきまし

て、十分厳正な対処の仕方を今後ともしていかなければならぬというふうに反省をいたしております。

○田中(美)委員　今後このようなことのないようにやっていただきたいわけです。まあ次々といろいろな問題が起きますので、国会議員ももちろんですけれども、政府高官というのは、やはり姿勢を正して国民に疑いを持たれることのないように、十分な監督をしているのだ――姿勢を正していないと、監督していないのではないかというふうに思われると思うんですね。

その一つの例といたしまして、勤労者福祉センターというのが福岡市と名古屋市に決定されたということは御存じだと思いますけれども、ここでいまいろいろなうわさになっております。それは遠藤職安局長の問題ですので、遠藤さんに直接お話ししたいと思います。

あなたは政府高官ですし、いま日雇い労働者や低所得者の方たちにとっては非常に期待をされている職場にいる方です。こういう方が、いま地元の方から私のところに言ってきましたのでは、この勤労者福祉センターが設置される旨の内示が昨年の二月十日、福岡県知事に労働省からあった、そして七月二日に遠藤職安局長が福岡に来られまして、市や県の方たち知事などとあれしまして、これを記者会見で発表したということが新聞に出ていたわけですけれども、これは事実でしょうか。

○遠藤政府委員　そのとおりでございます。

○田中(美)委員　そうしますと、この福祉センターをつくる土地がない、土地がないのに内定しているわけですね。いままだ海なんです。海の上に建てるのではなくて、海を埋め立てて土地にしてから建てるんですね。土地の準備もなくてここに内示しているというところに――地元だけじゃなくて、名古屋でもできているのです。名古屋はちゃんと市が土地を準備しまして、そこへ一応できるようになっているのですが、福岡の方は海で、何もないところに内示ができているんですね。それで、遠藤さんが来られて、そして記者会見をしていらっしゃるわけですね。遠藤さん来られたのは七月です。そして十二月二十三日の市議会の本会議でこの埋め立てというのが後から決まっているわけですね。埋め立ての工事はいままだやられてないのです。まだ海なんです。だけれども、そこへ福祉センターが建つというところから、遠藤さんが来年の参議院選挙に出られる、そのための地位利用であるといううわさが非常に大きく立っているわけですよ。

それは地元だけでなく、名古屋まで立っているんですよ、名古屋に福祉センターができますので。うわさにはデマ、中傷もあります。ですから、私はそんなことを一々あれしようと思いません。しかし政府高官というのは、やはり疑いを持たれないようなことをやっていただきたい。結果的には大臣にも関係がありますので、きちんとやっていただきたいと思います。

○遠藤政府委員　あられもない疑いをかけられて大変迷惑至極でございます。一昨年、昨年、中野サンプラザ――これは全国勤労青少年会館でございますが、単に勤労青少年に限定しないで各ブロック都市の中核体としまして、こういった各種の福祉施設の中核的な施設をつくる必要がある、こういう各方面からの御要望がございまして、中野のサンプラザに類する、広く勤労者のために供する施設としてこういうものをつくってほしい、こういう御要望がございまして、とりあえず名古屋と福岡の二カ所につくるということで、一昨年方針を決めまして予算措置を講じてきたわけでございます。

そこで、名古屋につきましても、土地がまだ不確定のまま愛知県の御要望によって名古屋に決定いたしました。その後、名古屋の土地が確定いたしまして現在設計進行中でございます。

福岡市につきましても、福岡地区ということで土地は福岡市、地元が提供する、こういうことで、どこにするかということは関係者、県議会、市議会、関係団体でいろいろと協議されました結果、昨年の御指摘の七月に、御承知だと思いますが、船溜という現在まだ埋め立てが終わっておりませんが、その地区にぜひ誘致したい、その場所に決めてほしいということでこれが決定されて、労働省としてもそこで承知してほしい、こういうことでございましたので、知事、市長と御相談の上で適当であろうということで内定をいたしたわけでございます。

○田中(美)委員　それはそうお答えになるのは当然だと思います、それ自身はですね。しかし、その前に北九州市からも土地まで準備して誘致をあれしている。(発言する者あり)いま不規則発言がありましたが、埼玉からも誘致してほしい、いろいろそういうことがあったのに、なぜ、福岡市の土地もない、海の上に建てるということが市議会で決定しない前に、その地元に遠藤さんが来られて、わざわざそこに来られて、そしてやっているのかという問題がやはり疑惑になる。

そこで、西日本新聞にも「早くから名前が挙がっていた遠藤政夫労働省職安局長(甘木市)が有力候補としてクローズアップ、遠藤氏自身も出馬の意思を持っているため」と、こういうふうに報道されているわけですね、有力新聞で。

これは大臣、偶然の一致ということもあります。何も私はここで決着をつけようと思っていません。しかし、これはどう考えても、人が見た場合に、まだ労働大臣が出てきて記者会見したならいいですけれども、本人が、もし参議院に出るとすればそこの選挙区、そこへ本人がわざわざ来て、市議会で決定しない前に海の上に建てるのだ、まだ土地もないところに建てるのだ、そういうやり方というのは、これはどう見ても、李下に冠を解いていることになると思います。そういう点で大臣のお考えをお聞かせください。

○遠藤政府委員　ただいま御指摘のありましたことは、事実と反しておりますので事実を申し上げます。

埼玉県それから北九州からそういった申し出は全くございません。その当時、この種の施設につきまして要望がございましたのは、名古屋と大阪と福岡の三カ所でございます。そのうちで名古屋と福岡に決定いたしましたのは、大阪は地元から土地の提供が不可能である、協力できないという申し出が改めてございましたので、大阪を除外いたしまして残りの二カ所に決定したわけでございまして、事実に反する御指摘でございますので訂正させていただきます。

○田中(美)委員　大臣、そういう李下に冠を解かずということに対してお願いします。

○長谷川国務大臣　私のところに知事さんも来まして、市と県とで相談した結果、福岡市のこうこういうところに決めましたからという話がありましたので――私は、遠藤君の問題、これは人間のことですから二、三日前に労働省の職員が途端に群馬県の知事候補になる、持っていかれてしまう、どういうことが起こるかわからぬのです。ぼくは遠藤君の政治的な問題については一向存じません。土地の決定は去年のことでございますから、知事と市長が私のところに来まして、両方で話をつけてここに来ましたと言うので、それでは結構でございますと申し上げたわけです。

○田中(美)委員　ですから、私は李下に冠を解かずという姿勢をとっていただきたい、たとい偶然の一致であったとしても、そういうふうにしていただきたいということを言っているわけです。大臣から一言そのことについて……。

○長谷川国務大臣　労働省は常に李下に冠を正さず、勤労者諸君の信頼を得よう、こういうことでやっております。

○田中(美)委員　奮励努力していただきたいと思います。

○竹内(黎)委員長代理　次に、石母田君。

○石母田委員　私は、ただいま提案されている法案につきまして、若干質問したいと思います。

いま審議されているこの法案については、私どもは、これまでの長い間の関係者の運動が反映したものとして一歩前進として評価しております。わが党がさきに発表しました法案大綱の中にも、

障害者及び中高年齢者の雇用の促進に関して、第三章において「障害者の障害の程度に応じて働ける職種の拡大、作業環境の整備などを行い、就労を希望するすべての者の雇用を保障し、当面大企業及び国、地方公共団体の雇用率を一律百分の二に引上げ、雇用を義務づける。」あるいは中高年の問題につきましても、「平均雇用率に達するよう、大企業に対しては特に監督指導を強める。」こういうように述べております関係上、今度のこのような法案については、いろいろの指摘された重要な欠陥がございますけれども、それなりの評価をしているつもりであります。

こうした問題の反面として、障害者の方の解雇の問題についても、行政指導において特段の努力を払う必要があるのじゃないか。それは雇用するということと同時に、今度の不況の中で、ここでも再三審議されましたように、障害者なるがゆえに、あるいはまた当然それと思われるような理由で解雇されるという例がかなりあるわけでございます。そうした問題は、基本的には労使間の問題とはいえ、こうした法律をつくる精神、立場からいっても、ぜひこの障害者に対する解雇の問題あるいはまた障害者を抱えている扶養者の問題についての解雇問題については、特別に慎重な配慮をするように行政指導の中でも強めていただきたい、こういうことをまず大臣にお伺いしたいと思います。

○長谷川国務大臣　いろいろ身障問題についての御関心の上に御質問ですが、大体先生がおっしゃった方向にわれわれも進みたい、こう思います。

○石母田委員　次に、沖縄の失業者の雇用促進の問題について質問いたします。

この間、六十日の延長の問題の中に、特に二十三の都道府県でしたか、その特定の地域におきましては、五十五よりも四十五というふうに特別の措置をするというような話をしておりましたが、その中には沖縄は入っておりますか。

○遠藤政府委員　いま手元に資料を持っておりませんので、どこどこが入っていたかつまびらかにしておりませんけれども、沖縄の安定所の管内は、御承知のように失業者が滞留いたしております。そういった関係から、多分、沖縄の各安定所が全部であるかどうかわかりませんが、含まれておったのではないかと思っております。

○石母田委員　いまの言葉にもちょっとありましたように、沖縄の失業者はかなり多発しているわけであります。私どもの調べでも、五十年八月四・三％の失業率でしたが、五十一年二月の調査では五・六％に上がっておりますが、この数字はこれでよろしゅうございますか。

○遠藤政府委員　一月、二月、そのとおりでございます。

○石母田委員　この沖縄における失業率が、特に海洋博覧会以後において非常に激化するのじゃないか、あるいは特に沖縄振興開発特別措置法の第四十一条によりまして、沖縄の失業者には求職手帳の発給があるわけですが、これが復帰後ということになりますと、三年の期限が六、七月ごろ切れるのじゃないか、その後の問題もかなり心配されている面が非常に多いわけですが、この点については何らかの対策を考えておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○遠藤政府委員　いま御指摘になりましたように、沖縄の雇用問題につきましては、あそこで、沖縄県地域で非常に大きなウエートを占めておりますいわゆる基地労働者、駐留軍関係、これは臨時措置法の適用対象でございますが、それ以外に復帰に伴いまして失業が多発するということで、沖特法によりまして駐留軍離職者と同じような三年間の手当制度を持った手帳制度が実施されております。すでに復帰から三年以上を経過いたしておりまして、この三年の期間が切れて手当を受けられないという人たちもすでに出始めております。こういった人たちにつきましては、この三年の手帳の有効期間内に極力県内企業への就職、県外へ就職を促進してまいったわけでございますが、残念ながら沖縄県当局並びに関係団体等におきまして、県外就職に対して積極的な協力を得られなかったという事実もございましたが、昨年からようやくそういうことに踏み切ったわけでございます。

それと同時に、三年間の手帳の期間切れになりまして、こういった人たちがどうなるのか、このアフターケアといいますかフォローしていかなければならぬということで調査もいたさせたわけでございますが、これは沖縄県の特殊事情、御承知だと思いますけれども、こういった人たちが沖縄特有の社会慣行といいますか、そういったことから、三年切れてしまいますと行方知れずになってしまうわけです。どうしても後の足跡がつかめない、こういうことで、悪く言いますと、この三年間手帳の有効期間中手当さえもらっておけば後はいいのだ、こういう人たちが非常に多いのではないかという推測が行われております。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕

と同時に、確かに失業率は高うございますけれども、従来から行われております慣行として、サトウキビ、パインの労働者千数百人、二千人余りの外国人労働者が依然として移入されております。本当に失業者が多発して大変であるなら、少なくとも国外からの労働者を移入しなければならぬというような事態はやめてもらいたいということも、再三再四申し上げてきたわけでございますが、これも来年からどうやらやめることに踏み切るらしいという情報を手にいたしております。

そういったことで、私どもは、この沖縄県地域の公共事業なり沖縄振興開発事業にこういった失業者を吸収すべく、最大限の努力を続けておるわけでございます。

○石母田委員　いま沖縄振興開発事業の問題がありましたが、御承知のように、これは特別措置法の規定による振興開発計画ですね、このことについては、「労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、振興開発計画に基づく事業その他の事業であって国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率（吸収率）を定めることができる。」こうなっています。この吸収率はどのように決められておりますか。

○石井(甲)政府委員　吸収率は無技能者につきまして六〇％でございます。

○石母田委員　そうすると、六〇％という吸収率が決められたわけですから、こうした事業がどんどん拡大されればその中に吸収することができるわけですが、いまお話のありましたように、この開発計画が、事業も非常におくれているという状況にあるわけです。したがって、この問題についてぜひ大臣がこうした沖縄振興開発特別措置法による開発計画の実施を早めていただきますよう要望したいと思いますが、大臣、これはお願いします。

○長谷川国務大臣　沖縄が失業者をなるべく出さないように願っているわけであります。たしかに、ことし初めてじゃないですか、八百億の公共事業費。私も時折沖縄の方に参りますので、そういう公共事業の伸びを期待しているわけであります。

○石母田委員　局長に、その三年間でいろいろケースがあるだろうけれども、三年で切れた人の後の対策として、雇用対策法の求職転換手当ですね、これは、ああいうものの適用というようなことでは救済できないのですか。

○遠藤政府委員　これは三年間の手帳制度というのが一つの非常に大きな特例でございまして、実質的にこれを延長するというようなそういう措置につきましては、炭鉱離職者あるいは駐留軍離職者、そういった他の制度との均衡もございますので、これは考えるわけにはまいりません。

○石母田委員　大臣に答弁を求めます。局長の場合は、いつでも一番最悪の答えしか出さないわけですから、そのために大臣がそれに比べれば若干いい返事が私は出るかと思うので、大臣、余り気

にしないで……。

いま言ったように、三年間になりますと手帳が切れる人がぼちぼち出始めている。これは今後多くなることは事実なのです。こういう中で、まだ公共事業、開発事業がその人たちを全部吸収するという状況にない多発地域において、私がいま言ったようなことを含めて何らかの救済措置を考えていかなければならぬということで、ぜひ特段の検討をしていただきたい。

それから同時に、沖縄の失業者の実態がよくわからないんですね。いま局長もちょっと答弁の中に入れていましたけれども、内地と若干違う面もあるらしいのです。そういう実態を十分つかんで、それをぜひ私どもの方に報告していただきたいというふうに思います。この二点について大臣の答弁を願います。

○長谷川国務大臣　沖縄は本当にいろいろな問題が多いところでございます。何といたしましても、公共事業をよけい出しておいて、そこのところに勤労してもらうということが一番大事じゃなかろうか、こういう感じもありますから、総合的な判断に立ちながら推進してまいりたい、こう思っております。

○石母田委員　次に、いわゆる失業者対策としての炭鉱地帯における炭鉱離職者緊急就労対策事業あるいは産炭地域開発就労事業、それぞれ緊就、開就と呼ばれる事業について、これまた、この審議の中で再三打ち切りはしないというような答弁がありましたけれども、特に筑豊においては、主要な産業がなくて、制度事業が主要な就労の場になっておるということで、この間も陳情団の方が第一次、第二次、第三次ぐらい来て私どもに陳情しているわけであります。その実情を聞けば聞くほどいろいろな点で――特に筑豊地帯の方が多かったのですが、あの辺では一般失対、特開、緊就、開就、求職者等と生活保護受給者が三・五人に一人だと言われておる。しかしアルコール消費量、パチンコ台数、非行件数、精神病の患者数が県平均を上回っているということから見ても、かなり住民の間にこの貧困とそれから荒廃あるいは精神面における退廃的な面というものも、そういう点から影響が出始めているということを、自治体も含めて非常に憂慮しているわけです。

こういう中で、予算も成立したという段階で、私は、この緊就、開就については、毎年度の予算措置をとっているわけですけれども、この点について、一体五十二年度でこれを打ち切るのかどうか、これまた大臣の直接のお答えを願いたいと思います。

○長谷川国務大臣　炭鉱離職者緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業は、それぞれ炭鉱離職者及び炭鉱関連企業からの離職者について、雇用機会に恵まれていない地域において、安定雇用に至るまでの間、暫定的に事業に吸収しまして、就労の機会を与えるため、前者は閣議決定に基づき、後者は予算措置により実施しているものでありますが、その存続については、今後の産炭地域における雇用失業情勢、就労者の生活実態などを勘案しながら慎重に検討してまいる考えであります。

○石母田委員　御承知のように、来年の三月三十一日までで緊就の方はいわゆる継続するということになっております。開就の方は予算措置でやられて、法律では明確な保障がされてないという関係にありますが、この財源となっておる石特会計がこれまた来年三月三十一日までということになっているわけですね。そういうことから、来年度は打ち切りになるのではないかということについて、現地から非常に不安が出ているわけです。しかし、これまであなたもたしか答弁されたと思いますけれども、この国会でも緊就、開就について現在就労している者については打ち切りはしないということを、昨年度の私どもの質問に対しても答えておると思うのです。それは五十一年度、つまりいまの本年度だけなのか、あるいは五十二年度についてはどうなのかという点について、もう一度明確な答弁を願いたいというふうに思います。

○熊谷委員長　静粛に願います。

○長谷川国務大臣　これは石炭対策特別委員会で多賀谷委員初め皆さん方からも熱心な御要望がありまして、現下の情勢から見まして、いま直ちに両事業を打ち切る考えはないということを再三私は言明しているところであります。

○石母田委員　最後に、この第七十七国会における社会労働委員会の審議は恐らくこれで終わるのではないかという中で私が一番最後の質問者になったわけですが、実はこの社会労働委員会には雇用及び失業対策の緊急措置法案が、わが党初め自民党を除く四党によって提案されているわけです。これは昨年の臨時国会に提出されまして、現在継続審議になったわけです。自民党が正式の議題にして審議することを拒否するという段階において、残念ながらこれを議題にした審議というものは行われませんでしたけれども、いま出されているこの身体障害者や中高年の雇用を促進する法案あるいは先日私ども審議いたしまして成立するであろう未払い賃金の確保の法案であるとか、あるいはまた先ほどのいろいろの公共事業を拡大して、そこに民間日雇い労働者を吸収するとか、こういう問題については、福田副総理も答えておりますし、さらに大量解雇の規制については、私自身が二月十二日の集中審議のときに質問いたしまして、これまた福田副総理が地方自治体に影響を与えるような大量の解雇の問題については、政府としてもいろいろ検討していかなければならぬ問題があるだろう、こういうような答弁をして、いままでよりは一歩の前進を見ているわけです。これらは、もちろん国会の外からのいろいろな陳情や請願の運動ということも反映しておりますけれども、やはり四党案を出して――これをあなたたちが参考にするとあなた自身も言ったけれども、こうした四党案というものが国会に提出されている。このこと自体が全面的な実施ということはできませんでしたけれども、あるいはまともな審議ということは、これ自体ではできなかったけれども、これに盛られた案が、いろいろ不十分さは伴ってもこの国会の審議に反映し、制度的にも法的にも反映しておるということを私どもは認めております。

そうした点から、この四党案について、いまの時点に立ってこういうことが提出されたことについて大臣としてはどう考えているかということを最後に答弁願いたいと思います。

○長谷川国務大臣　雇用問題につきまして、各党の方々が御熱心に御研究いただき、いろいろ御提案され、それがまた委員会、国会の場においてどういうふうなかっこうになるかは、委員会なり国会のことでございますが、しかし私たちの方が出した法案の中に、また皆さん方が法案を中心にしながら皆さん方の御意見も私は大分討議されたと思います。そしてまた福田副総理の話も出ましたけれども、この国会は御承知のように、景気並びに雇用安定ということをうたわれ、いまから先もなおかつそういうものが大事だという趣旨からしますと、いますぐ直ちに予算にできないかもしれませんけれども、いいものは何でもお互い吸収しながらやっていかなければならぬ、こういうふうに感じておりまして、四党の方々の御熱心な御討議に対しては、心から敬意を払うものであります。

○石母田委員　この国会はと言われると、若干あることなんですが、この国会は、ロッキードの真相究明と予算を中心とする国民生活の防衛、保障というものが最大の課題である。しかるに政府・自民党の方は、ロッキードの真相究明については、きわめて消極的であるというふうに、現実に特別委員会の問題についてもはっきりあらわれております。しかし、われわれは、この社会労働委員会におきましては、国民生活関連の問題が非常に多かったので、精力的に審議をしたというつもりでおります。われわれは、この国会はということになると、雇用問題だけというのではなくて、雇用問題を含む国民生活とロッキードの真相究明の二つにあるのだ、このことを最後の会期末まで徹底的に主張して、私の質問を終わります。

○熊谷委員長　これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○熊谷委員長　ただいままでに委員長の手元に、石母田達君、田中美智子君及び寺前巌君から、本案に対する修正案が提出されております。

その趣旨の説明を求めます。石母田達君。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○石母田委員　私は、日本共産党・革新共同を代表して、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

深刻な雇用、失業情勢のもとで、障害者や中高年齢者の人々の就労の機会はとりわけ困難になっています。

今春、養護学校を卒業した生徒が、いまだに就職できず、再び在宅障害者にならざるを得ない事態も起こっています。

中高年齢者についても、民間企業で行われている五十五歳定年制などの影響によって、再就職が非常に困難になっています。

企業倒産や大量首切りがあると、真っ先に障害者や中高年齢者が解雇されるというのが現状であります。

このような中で、わが党の一貫した追及により、政府も身体障害者雇用率未達成企業の公表を行うなど、一定の措置をとらざるを得なくなっています。

今回の政府改正案は、身体障害者の雇用に関して、事業主の責務を明確化し、雇用率未達成企業に納付金を課するなど、一定の前進面を持っています。しかし、同時に、幾つかの弱点を含んでいます。

それは、身体障害者雇用促進法について言えば、第一に、雇用率義務化の対象に精神薄弱者を入れていないこと。第二に、身体障害者の解雇を規制する措置が欠落していること。第三に、本来政府がやらなければならない雇用促進のための訓練校の運営などを、事業主の団体である雇用促進協会に代行させていることであります。

中高年齢者特別措置法については、中高年齢者の雇用安定対策がきわめて不十分であります。

本修正案は、政府案のこれらの弱点を取り除き、障害者及び中高年齢者の雇用保障を一層充実させるためのものであります。

以上が本修正案を提案した理由であります。

次に、その概要を申し上げます。

一、身体障害者雇用促進法関係については、第一に、精神薄弱者の雇用促進に関し、速やかに調査研究を進め、雇用の義務づけその他必要な措置を講ずるものとする。第二に、身体障害者の解雇規制の措置を設けました。第三に、身体障害者雇用促進協会の創設については、その規定を全文削除いたしました。

二、中高年齢者特別措置法に関しては、第一に、中高年齢者の雇用の義務強化に関して必要な措置をとることとしました。

なお、この際、失対打ち切りの根拠となった附則第二条を削除し、失対事業を再開することとしました。

以上でございます。何とぞ御賛同くださいますようお願いいたしまして、私の提案理由の説明を終わります。

○熊谷委員長　この際、修正案について内閣の意見があればお述べ願います。長谷川労働大臣。

○長谷川国務大臣　石母田達君外二名提出に係る身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としては反対であります。

○熊谷委員長　これより本案並びにこれに対する修正案を討論に付するのでありますが、別に申し出もありませんので、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、石母田達君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長　起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○熊谷委員長　この際、住栄作君、村山富市君、石母田達君、大橋敏雄君及び小宮武喜君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。住栄作君。

○住委員　私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、身障害者及び中高年齢者の雇用の安定を図るため、次の事項について、その実現に努力すること。

一　身体障害者の雇用の促進に当たっては、官公庁がすすんでその雇用に努めるとともに、民間企業への雇用の確保に積極的に努めること。

二　障害者の適職及び作業補助具の研究開発を促進するとともに、身体障害者の職業訓練については、産業の実態に即応するよう技能の修得及び設備の整備充実に努力すること。

三　盲、ろう、養護学校等の卒業生の就職については、労働、文部両行政の有機的な連携によって、職域の拡大等検討を進めるとともに、その就職の促進に格段の努力をすること。

四　官公需の発注に当たっては、身体障害者を多数雇用する事業所について配慮するよう努めること。

五　現下の雇用失業情勢にかんがみ、中高年齢労働者の従来の職種別雇用率制度の廃止により、労働者に不利にならないよう適切な措置を講ずるとともに、中高年齢失業者等求職手帳制度の適切かつ効果的な運用を図ること。

六　身体障害者、中高年齢者の職業紹介等公共職業安定所の機能の強化に努めること。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○熊谷委員長　本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長　起立総員。よって、本案については住栄作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川労働大臣。

○長谷川国務大臣　ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、関係各省とも協議の上、善処してまいる所存であります。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○熊谷委員長　この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後三時三十七分開議

○熊谷委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願の審査を行います。

本日の公報に掲載いたしました請願二千三百三十四件を一括して議題といたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。

その趣旨につきましては、すでに文書表によって御承知のところであり、また理事会においても協議いたしましたので、その結果に基づき、直ちに採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、本日の請願日程中、

新鮮血対策の確立に関する請願　五件

保育事業振興に関する請願　七件

市町村社会福祉協議会の充実強化に関する請願　一件

児童福祉法に基づく学童保育の制度化に関する請願　一件

暮らせる年金実現に関する請願　一件

中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願　十八件

心身障害児者国立コロニーの建設に関する請願　一件

乳幼児の医療費無料化等に関する請願　二件

寝たきり老人への訪問看護制度改善に関する請願　一件

社会福祉施設従事者の人材確保対策確立に関する請願　一件

難病対策の推進に関する請願　一件

社会福祉事業法の一部改正に関する請願　一件

雇用の安定に関する請願　一件

水道事業に対する補助金増額等に関する請願　一件

旧ソ満国境及び満洲国間島省延吉付近丘陵地の遺骨収集等に関する請願　一件

国立病院・療養所の医療改善等に関する請願　三件

医療従事者の確保に関する請願　一件

老人福祉対策の充実強化に関する請願　一件

風疹ワクチンの製造に関する請願　三件

以上の各請願は、いずれも採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○熊谷委員長　また、本日までに本委員会に参考送付されました陳情書は、国民健康保険事業の財政強化等に関する陳情書外六十五件でございます。

以上、念のため御報告申し上げます。

○熊谷委員長　閉会中審査申し出の件についてお諮りいたします。

保育所等整備緊急措置法案

最低賃金法案

金属鉱業等年金基金法案

雇用及び失業対策緊急措置法案

厚生関係の基本施策に関する件

労働関係の基本施策に関する件

社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

及び

労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

につきまして、議長に閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

閉会中審査案件が付託になり、委員派遣を行う必要が生じました場合には、議長に対し委員派遣の承認申請を行うこととし、派遣委員の人選、派遣地等その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

また、閉会中審査におきまして、参考人より意見を聴取する必要が生じました場合には、参考人の出席を求めることとし、その日時、人選等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、身体障害者雇用促進法の目次の改正規定中「第六章　身体障害者雇用促進協会（第七十二条―第七十八条）第七章　雑則（第七十九条―第八十八条）第八章　罰則（第八十五条―第八十九条）」を「第六章　身体障害者雇用審議会（第四十条―第四十六条）第七章　雑則（第四十七条―第五十二条）第八章　罰則（第五十三条―第五十四条）」に改める。

第一条のうち、身体障害者雇用促進法第五章中第十六条から第二十二条までの改正規定中「第七十八条」を「第四十六条」に、「第七十七条」を「第四十五条」に、「第七十六条」を「第四十四条」に、「第七十五条」を「第四十三条」に、「五十六条」を「二十四条」に改める。

第一条のうち、身体障害者雇用促進法第五章を第七章とし、同章の次に二章を加える改正規定（以下「身体障害者雇用促進法第五章等の改正規定」という。）中「第七章」を「第六章」に改め、第八章を第七章とし、同改正規定のうち第七十九条第一項中「（次項において「資格認定講習」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条を第四十七条とし、同改正規定中第八十条を次のように改める。

（解雇の届出等）

第四十八条　事業主は、身体障害者である労働者を解雇しようとする場合（労働者の責めに

帰すべき理由により解雇する場合その他労働省令で定める場合を除く。）には、その三月前までに、労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2　前項の届出があつたときは、公共職業安定所長は、同項の届出に係る解雇がやむを得ないものであるかどうかを調査し、やむを得ないものであると認められないときは、当該解雇を取りやめるように勧告するものとする。

3　公共職業安定所は、第一項の届出に係る身体障害者である労働者で解雇されるものについて、求人の開拓、職業紹介等の措置を講ずるように努めるものとする。

第一条のうち、身体障害者雇用促進法第五章等の改正規定中第八十一条第二項を次のように改め、同条を第四十九条とする。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第一条のうち、身体障害者雇用促進法第五章等の改正規定のうち第八十二条中、「協会」を削り、同条を第五十条とし、同改正規定中第八十三条を第五十一条とし、第八十四条を第五十二条とする。

第一条のうち、身体障害者雇用促進法第五章等の改正規定中第九章を第八章とし、同改正規定のうち第八十五条第一項中「第八十条」を「第四十八条」に、「第八十一条」を「第四十九条」に改め、同条第二項を削り、同条を第五十三条とし、同改正規定中第八十六条を第五十四条とし、第八十七条及び第八十八条を削る。

第一条のうち、身体障害者雇用促進法第四章の次に二章を加える改正規定中「次の二章」を「次の一章」に改め、第六章を削る。

第一条のうち、身体障害者雇用促進法附則第二項を削り、附則に三条を加える改正規定のうち附則第二条第五項中「第八十五条第一項」を「第五十三条」に、「第八十六条」を「第五十四条」に改め、同改正規定のうち附則第四条第一項中「促進については、」の下に「速やかに、」を加え、「推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めることに努めるものとし、その結果に基づいて、」を「推進し、その結果に基づいて、雇用の義務づけその他の」に改め、同条第二項中「第八十条」を「第四十八条」に改め、同条第三項中「第七十九条」を「第四十七条」に改め、同条第四項中「第八十五条第一項」を「第五十三条」に、「第八十六条」を「第五十四条」に改め、同条第五項を削る。

第二条のうち、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法附則第三条の改正規定中「附則第三条」を「附則第二条」に改め、附則第三条を附則第二条とし、同改正規定の次に次のように加える。

附則第三条を次のように改める。

（中高年齢者の雇用の義務の強化に関する検討）

第三条　中高年齢者の雇用の促進については、なお、その雇用に関する事業主の義務の強化について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

附則第九条及び附則第十条を削り、附則第六条から附則第八条までを次のように改める。

（緊急失業対策法の効力）

第六条　緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）は、この法律の施行の日において全面的にその効力を回復するものとする。

（緊急失業対策法の一部改正）

第七条　緊急失業対策法の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2　公共職業安定所が失業者就労事業に紹介する失業者について必要な事項は、労働省令で定める。

第十一条の二第三項を次のように改める。

3　公共職業安定所が高齢失業者等就労事業に紹介する失業者について必要な事項は、労働省令で定める。

（労働省設置法の一部改正）

第八条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の三中「炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）」の下に、「、身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第三十八号の二中「基づいて、」の下に「高年齢者雇用率を設定し、及び高年齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命じ、並びに」を加え、同条第三十八号の三中「（昭和三十五年法律第百二十三号）」を削る。

第六条第一項第十一号の四中「（第三章の規定に限る。）」の下に「、身体障害者雇用促進法（第五章第一節の規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。）」を加える。

第十条第一項中第三号の三を第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　高年齢者雇用率の達成に関する計画に関すること。

第十条第一項第八号中「身体障害者雇用促進法」の下に「（第五章第一節の規定のうち他の所掌に係る部分を除く。）」を加える。附則第五条を削り、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（解雇の届出に関する規定の経過措置）

第四条　この法律の施行の日から三月を経過する日までの間にする解雇に関する新身障法第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「その三月前までに」とあるのは「速やかに」とする。

本修正の結果必要とする経費昭和五十年度において、約百億円の見込みである。

昭和五十一年六月七日印刷　昭和五十一年六月八日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局　G